

第42回

自由法曹団東京支部総会

特別報告集



憲法・平和

○「憲法をめぐる情勢と課題」	長澤 彰	1
○憲法問題をめぐっての感想	内藤 功	2
○「明日の自由を守る若手弁護士の会」活動報告	早田由布子	4
○九条の会東京連絡会2013年の活動と今年の予定	島田修一	6
○9条世界会議・関西2013について	宮坂 浩	7
○選挙制度改革・国会改革をめぐる情勢と課題	芝田佳宜	10
○ハピバ憲法と今後の取り組み	今泉義竜	12
○東京東部事務所の憲法のとりにくみについて	高木一昌・深澤 亮	13

教育

○憲法改悪は教育から～加速する安倍政権の「教育再生」	村田智子	17
○武蔵村山市における教育問題の取り組み	植木則和	20

労働・貧困

○安倍政権による労働法制改悪を許さない取り組みについて	今村幸次郎	22
○大学非常勤講師組合の闘い	中川勝之	26
○秋田書店景品水増しを告発した社員の解雇撤回を求める裁判を提訴	笹山尚人	27
○首都圏青年ユニオン顧問弁護団の現在の活動	笹山尚人	30
○日本IBM普通解雇事件	並木陽介	33
○ブルームバーグPIP解雇事件	今泉義竜	36
○JAL不当解雇撤回裁判・控訴審のたたかい	早瀬 薫	38
○社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在	中川勝之	41
○「追出し部屋は違法」リコー出向無効判決	深井剛志	45
○国家公務員賃下げ違憲訴訟 違憲判決を求める	萩尾健太	47
○京王新労 賃金等差別事件～都労委命令報告	小川杏子	51

原発・震災

○原発問題を概観して	市野綾子	55
○「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団の取り組み	馬奈木巖太郎	58

刑事・弾圧

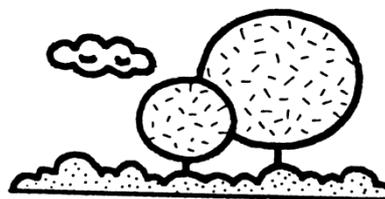
○三鷹バス冤罪事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・池末彰郎	61
○可視化問題の現段階・・・・・・・・・・・・・・・・小池振一郎	62
○裁判員裁判の感想と取調べ可視化・・・・・・・・西田 穰	70

都政・市民・環境

○ぜん息医療費救済制度の打ち切りは許さない・・・・・・・・原希世巳	74
○築地市場移転問題の現在・・・・・・・・・・・・・・・・中川勝之	77
○自死遺族支援弁護団2013年の活動報告・・・・・・・・和泉貴士	78
○UR高幡台団地立ち退き裁判で和解成立・・・・・・・・飯田美弥子	81
○2020東京オリンピック・パラリンピック問題・・・・・・・・市野綾子	82
○「国立市の元市長に対する求償」は許されない～真の住民自治を問う ・・・・・・・・・・・・・・・・・・窪田之喜	84
○カネボウ白斑被害救済への取り組み始動・・・・・・・・松本恵美子	89

団の将来

○給費制復活を目指して～一喜一憂の2013年とこれから・・・・野口景子	91
-------------------------------------	----



◇憲法・平和

「憲法をめぐる情勢と課題」

代々木総合法律事務所 長澤 彰

安倍首相は、「憲法改正は、私の歴史的使命である」と述べるように、その願望は「海外で戦争する国」を作ることである。安倍政権の「戦争する国」作りとのたたかいが、今年の課題である。

【秘密保護法の制定】

安倍政権は、昨年12月6日、秘密保護法の強行採決を図った。秘密保護法は最終盤、8割を超える国民が、反対もしくは慎重審議を求める中で、強行採決された。国民の反対の声が強くなり、時間をかけると法案成立が困難になると考え、強行突破を図ったものである。

法案は成立したが、秘密保護法に反対する世論は、益々、増大し、秘密保護法廃止を求める運動に引き継がれている。秘密保護法は、未完成な法律であり、政府は、今後、「第三者機関」等に関する法律を制定し、公布後1年以内の施行をめざしている。法案審議の中で、廃止を求める運動をさらに強めていくことが必要である。

【国家安全保障会議の創設】

安倍政権は、昨年11月27日、国家安全保障会議設置法（日本版NSC）を成立させた。これは、総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣の4人の閣僚を中心に「国家安全保障会議」を設置し、軍事・外交・安全保障について審議する軍事司令塔をなす。国家の重大情報を4人の閣僚だけで独占し、首相官邸とホワイトハウスを結び、日本の戦争作戦決定を迅速化する仕組みである。

【国家安全保障戦略・新防衛大綱・新中期防】

安倍政権は、昨年12月17日、国家安全保障会議と閣議で、「国家安全保障戦略」（NSS）を定め、新防衛大綱・新中期防を決定した。「戦略」は、外交・安保政策の中長期的な指針となるもので、昭和32年に国防会議と閣議で決定した「国防の基本方針について」に代わるものである。「戦略」は、「基本理念」を「専守防衛」に代えて、集団的自衛権行使をにらんだ「積極的平和主義」と明記した。世界の「主要プレイヤー」としてアジア太平洋地域全域、地球的規模で軍事的関与を強めていくことを宣言した。同時に、同戦略を踏まえた新「防衛計画の大綱」と軍事力強化のための新「中期防衛整備計画」を定め、今後、10年間にわたる自衛隊の増強方針を打ち出した。

新「防衛計画の大綱」の特徴は、次の通りである。①自衛隊の海兵隊化。自衛隊にオスプレイと水陸両用艦を導入し、「水陸機動団」を編成し、アメリカの海兵隊のように殴り

込み部隊化することをねらっている。②敵基地攻撃能力の検討。北朝鮮のミサイルが発射される前に北朝鮮のミサイル基地を攻撃しようとするもので、アメリカが難色を示していたが、日本としてはあくまで実現を求め、弾道ミサイルへの対応の中で、「検討の上、必要な措置を講ずる」としている。③従来の防衛大綱では、「専守防衛」「他国に脅威を与えるような軍事大国とならない」という「基本理念」を掲げていたが、新防衛大綱では、「基本理念」に「積極的平和主義」を掲げ、「専守防衛」は「基本理念」から格下げした。将来は、なくしてしまうことを狙っている。

新「中期防衛整備計画」は、5年間の総額は、24兆6700億円で軍事費増大になっている。新たに、機動戦闘車両99両、オスプレイ17機、水陸両用車52両、無人偵察機3機を導入し、減り続けていた戦闘機も260機から280機に増やす。

【集団的自衛権行使についての解釈改憲・立法改憲】

安倍政権は、安保法制懇の報告書を3月にまとめ、集団的自衛権行使を容認するための政府見解の変更と立法化を図ろうとしている。通常国会には、政府見解の変更を行い解釈改憲を実現する。次に、国家安全保障基本法案を秋の臨時国会に提出し、集団的自衛権行使を法律で合憲化することを狙っている。

【日米ガイドラインの見直し】

日米ガイドラインの見直しである。ガイドラインは、「日米の防衛協力のための指針」である。1997年に新ガイドラインが制定され、翌年1998年には、新ガイドライン関連法案として「周辺事態法」が制定された。今度は、海洋進出を強める中国の動向やミサイル発射を計画する北朝鮮などを念頭に日米の連携を強化する狙いである。

憲法問題をめぐっての感想

内藤法律事務所 内藤 功

■ 【秘密保護法の手を緩めず 国家安全保障基本法案を阻止する】

特定秘密保護法（以下「秘密法」）反対の運動は、廃案闘争から廃止闘争へ質的に高いレベルの闘いとなってきた。ナチス台頭の時代や、治安維持法・軍機保護法の時代には経験しなかった、創造的な運動ができる。それは、憲法が厳然として存在しており、これを存分に活用できるからだ。憲法16条は「何人も、法律、命令又は規則の制定、廃止または改正に関し、平穏に請願する権利」を明確に保障している。

憲法の立場からみて、廃止以外にない稀代の悪法の姿を徹底する。それを追い風として、国家安全保障基本法案や、集団的自衛権の運動を一層力強く闘うことができる。秘密法廃止運動は、改憲戦略との中長期にわたる闘いの緒戦となる。ここで手を緩めず、

攻めに徹すれば、安倍政権は守勢と弁解に立たされる。現に立ち始めている。新たな悪法どころではない、というところにまで追い込むことができる。

■ 【国会の秘密会を常態化する悪法を許すな】

かつての帝国議会は、少数の議員の奮闘に関わらず、侵略戦争の翼賛機関と化した。その教訓から、日本国憲法は、国会を国権の最高機関とした。野党議員は、軍事政策の資料を要求し、質疑追求し、歯止めをかけてきた。それを封殺し、国会の審議権、調査権を無力化するのが、秘密法10条1項1号のイ。国会への提供は①秘密会に限る②国会で秘密保護の措置を講じ議員に条件を守らせる③しかも、行政機関の長が、安全保障に著しい支障がないと認める場合に限って提出する、というのだ。これでは議員はまともな活動はできない。この問題を通じて、全議員の見識が問われている。

私は12年間（1974年から89年）の議員活動の中で、秘密会は1度だけ経験した。防空識別圏に入った外国軍用機への対処問題だ。秘密会の出席議員は、委員長と各会派の理事だけ。政府は大臣と担当局長だけ。資料、ペーパーは一切配布されない。局長が、文書を読み上げるだけ。この場合、国会議員は、そのすべてを、指導部に報告すべきか、秘書に話すべきか、後援会で質問されたら答えるべきか、という立場に立たされる。政府側は、秘密会をよいことに、秘密会の発言自体で、情報の全部または一部を隠蔽するのではないか。こんな秘密会を常態化するのが秘密法なのだ。憲法の国会の権能は、自由民権運動、憲政擁護運動、軍の横暴に立ち向かった先覚的議員の質問演説など約70年間にわたる先人の奮闘の成果だ。責務を自覚する国会議員は、与野党を問わず、抗議すべきだ。黙過は許されない。国会の権能を死守すべき時ではないのか。

■ 【戦争を選択肢とする国】

「戦争」とは大規模な「武力行使」にとどまらず、それを長期・持続的に遂行する人的物的動員態勢を伴う。安倍政権の一連の動きは、「海外で米軍とともに 戦争する国作り」をめざしている。最も深部にある危険な動きはベールの裏で秘かに進行する。日本帝国の中国全面侵略、対米戦争の構想は、1923年2月の「帝国国防方針第2次改定」（裕仁摂政の裁可した最高度国家機密）で定められた。その18年後の1941年に対米戦争を始めた。その18年の間は、局地的な武力衝突を次第に拡大し、それを口実に、敵愾心を煽り、軍備を拡大し、戦時動員体制を極限に高め、ついに国を破滅に追い込んだ。

2013年12月の、18年後は、2031年だ。戦争の危険は萌芽のうちに摘み取らないといけない。歴史の教訓であり、痛苦の体験である。

「明日の自由を守る若手弁護士の会」 活動報告

旬報法律事務所 早田 由布子

1 「明日の自由を守る若手弁護士の会」(あすわか)の立ち上げ

2013年1月、62期～64期の弁護士28名が全国の若手弁護士に呼びかけ、「明日の自由を守る若手弁護士の会」(略称「あすわか」)を結成した。この結成には、若手の団員も多数中心に関わっている。結成の目的は、2012年4月に発表された自民党の日本国憲法改正草案に反対し、日本国憲法や憲法改正に関する情報を市民にわかりやすく発信し、市民と一緒に議論していくことである。その際、「護憲」「9条守れ」というスローガンを掲げているというだけで多くの無関心層から耳をふさがれてしまい、無関心層に効果的にアプローチできない現実にかんがみ、憲法改正反対の主張を発信するのではなく、議論の前提となる「情報提供」に集中することとした。

2 わかりやすく伝えるための活動

「あすわか」の立ち上げ後まず、自民党草案をイラストで解説したリーフレット「憲法が変わっちゃったらどうなるの?～自民党案シミュレーション」を作成し、販売を開始した。作成にあたっては、とにかく「あまり関心がない人にも捨てられずに読んでもらえるもの」はいかにあるべきかを考えた。可愛らしく目を引くデザインと平易な文章、大きなイラストと文字を心掛けたこのリーフレットは、1部15円という価格ながら、これまでに約17万部を配布し、好評をいただいている。

また、自民党草案が立憲主義という近代憲法の大前提というべき原理を崩壊させるものであることから、まずは立憲主義の考え方を理解してもらおうと考え、憲法の成り立ちと立憲主義・天賦人權論の思想をおとぎ話で説明する紙芝居「王様をしぼる法～憲法のはじまり」を作成し、パワーポイントデータでの配信を行った。これは、NHKニュースウォッチ9で紹介されたほか、弁護士会の法教育や全国の中学校の授業でも使用していただいている。

このほか、Facebookを中心としたインターネットでの情報発信や、秘密保護法の問題点やこれから市民ができることをくだけた口調で表明した「声明ゆる～いバージョン」を発表するなど、難しいことを徹底的に噛み砕いて市民に情報提供する活動を行っている。

さらに2014年は、集団的自衛権の基本的事項を解説したリーフレットを発行する予定である。

3 さまざまな観点で憲法を切り取る

これまで、憲法を守る活動といえば「9条守れ」とほぼ同義であった。言うまでもな

く平和は自由を行使する前提であり、9条はきわめて重要である。しかし、特に20代～30代の若い世代の中には、「9条」「戦争反対」の言葉を聞くだけで「引いてしまう」層が多くいることもまた（残念ながら）事実であり、私たちはそうした世代に向けた新たなアプローチを考えている。

そのために、前記リーフレットの内容も、9条以外の5つの点について9条と同等に問題として取り上げた。相手の興味関心に応じて、どこからでも話すことができるようにするためである。私の経験としても、9条を変えるべきと言ってきた人に対して自民党草案の緊急事態条項を説明したところ、「こんなの独裁国家じゃないですか」という反応が返ってきたことがあった。いきなりすべてを理解し賛成してもらうことは困難であるので、まず第一歩としてはこれでよいと考えている。

また、「一夜限りかもしれない(?) 24条の会」というイベントを開催して両性の本質的平等について考えたり、表現の自由をその表現行為の「目的」で制限するなどという自民党草案の危険性に着目したり、さまざまな観点から憲法を語っている。さまざまな興味関心を持つ人たちを、憲法という一つのキーワードでつなげるためである。

4 秘密保護法反対運動～市民に希望を与える発信を

「あすわか」は、広いウィングを作り上げるために「あの自民党改憲草案は許せない」という一点で結集した団体であり、例えば9条のあり方について結論を持っているわけではない。しかし、特定秘密保護法については、「近代」の基盤である民主主義・立憲主義の思想を否定する、自民党改憲草案と全く同じ世界観に立つものであり到底容認できないという理由から、明確に反対の立場をとり、さまざまな発信を行った。

同法案が衆議院の特別委員会で強行採決された直後、「あすわか」のFacebookページで、まだ法律が成立したわけではない、参議院本会議で可決されなければ廃案にすることができる、という趣旨の投稿をした。同記事は瞬く間に拡散され、2200人以上の人が当該記事をシェアし、21万人ものFacebookページに届いた。そのコメントには、「衆議院の委員会で可決されたのだからもう負けなのだと思っていました」「今からでも止められるなんて知りませんでした」というものが数多く見られた。彼らは、衆議院の委員会で採決されてもまだできることがあることに驚き、希望を持ち、友人に伝えようと記事をシェアしたのである。衆議院と参議院の両方で可決されなければ法律は成立しない、という弁護士にとっての常識が市民にはそうではない事実、そしてそういう基本的な法的知識から発信することの意味を改めて考えさせられ、また、市民に「知識」という武器を提供することこそが専門家集団に求められていることがわかる出来事であった。

5 憲法の生きる社会を

憲法の生きる社会を実現するためには、市民一人一人が憲法の考え方を理解し、主権者としての力をつけ、権力に対する監視を強める必要がある。そのために「あすわか」は、ありとあらゆる活動を行ってきた。この1年間で「あすわか」の活動に理解を示し

てくださる方も増えたので、これからさらに発信していきたいと考えている。

九条の会東京連絡会

2013年の活動と今年の予定

旬報法律事務所 島田 修一

1 安倍第二次政権の誕生で激しさが増す改憲の危機にどう対抗するか。東京連絡会は総選挙の分析を通して対抗軸を「対話と交流」に置いた。「彼らがめざす国家像」および「憲法とは何か、いかに大事なものか」を学習・宣伝・ポスターを通して都内全域で訴える、7月参院選までに実行する、を行動目標とした。そこで各地の「会」が参加した実行委員会を2月に立ち上げ、署名用紙「96条、9条の『改正』は許さない」、ポスター「国防軍反対!」「ストップ秘密法!」等9種類を作成し、地域の活動を交換することを通して活動の勢いを広げていくためのアンケート（主にどんな取り組みをしたか、今後の取り組み予定等）を行った。そして、90超の会から寄せられた回答を集約（30頁）した上、対抗軸の到達点を確認するため10月に交流会を開催。

参加者固定、若者少ない、職場の取組み弱い等の地域がある一方、区市内の会が連絡会を立ち上げた（杉並25会、西東京12会、八王子16会）、ネットワークを結成した（目黒）、駅頭宣伝を毎月実行（足立、板橋、大田、新宿、杉並、世田谷、国分寺、立川、東大和、八王子）、パレード・巡回宣伝を繰り返している（板橋、世田谷、立川、あきる野）、講演会・上映会等のチラシを一般紙に折込んで宣伝（西東京、稲城、あきる野）、伊藤眞講演をDVDにして5000枚販売（杉並北）、タウン広報紙10万部に「まもろう平和憲法」の広告掲載（西東京）、毎月のニュースを650戸に配布（あきる野）、10万戸にチラシ配布（八王子）等の大きな広がり、および「若者のチラシ受け取り多くなり、宣伝を最後まで聞いている」（八王子）が報告された。そして、チラシの効果は大きいので今後34万世帯へのチラシ配布を検討する（練馬）、区民の過半数署名と会の空白地域解消に努力する（大田）、学生は4年間で入れ替わるので持続活動困難だが「戦争はもうやっちゃいけない」を広げていく（学生）等の決意表明もなされた後、原水協が行う原爆展を台東区が後援団体となった、17区長が平和市長会議に参加しており三多摩でも広がっている、国政と自治体は乖離し自治体に平和の流れが広がっている、確信をもって運動を進めていこう、我々がメディアになってマスコミが書かないことを伝えていこう、今こそ地域9条の会の出番だ、を確認した（当日の様子はDVDに録画）。

毎月の実行委員会では「DVD：あぶない憲法の話（小森陽一氏）」、「自民党憲法改正草案を斬る！（早田由布子団員）」、「壊憲派の思うがままにさせてなるものか！（川村俊夫氏）」、「東京オリンピックと9条（谷口源太郎氏）」、「9条と特定秘密保護法（森孝

博団員)」を学習、交流会でも「改憲策動に立ち向かう9条運動をどうすすめるか（小沢隆一氏）」を学習した。他に、「国防軍反対！」デモに毎月参加、10月には「横田基地もいない市民交流集会」と「9条世界会議in関西」に参加、会報「生きいき憲法」も発行（隔月、1000部）。

2 空前の盛り上がりを示した市民運動を14年はどう発展させていくか。秘密法強行採決に敗北感はない。そこで東京連絡会は1月10日に都知事選に向けて事務局長談話（安倍政権の「9条改憲」への暴走を許さず、憲法を生かす都民本位の都政の実現をめざす）を発表し、15日には候補者へアンケートを実施。項目は①特定秘密保護法廃止に賛成か否か、②9条改正に賛成か否か。しかし回答は宇都宮候補の「廃止賛成、改正反対」だけで、舛添候補は「忙しくて回答できなかった」の連絡のみで回答はなく、田母神・若松の各候補は連絡も回答もなく、細川候補は連絡先不明である。以上の談話、アンケート結果を各地の会に伝達した。また、“これからどうする”懇談会を開催し、秘密法廃止と集団的自衛権行使容認阻止を結合させた運動が通常国会の最大のたたかいだとして、1月27日に学習会「特定秘密保護法と集団的自衛権（山崎徹団員）」を実施。都民集会（6月4日、中野ゼロホール）も検討中。都内全域に運動を拡大し、絆を強め、「市民の力」で安倍政権の暴走を断固阻止する決意である。

9条世界会議・関西2013について

旬報法律事務所 宮坂 浩

1 2013年10月13日に9条国際会議が関西大学千里山キャンパスで、翌14日に9条世界会議・関西2013が大阪中央体育館で開催され、海外11カ国から19名のゲストと両会議合せて約5500名の一般市民が参加し、成功裏に終了しました。

9条世界会議は2008年5月に千葉幕張メッセで開催されてから5年ぶりですが、08年にも参加したアン・ライト氏（元米陸軍大佐で、イラク戦争開戦に抗議して辞任した）が、再び9条世界会議で発言できることは光栄であるとともに、5年経った現在も合衆国政府の圧力を受けて、日本の政府が9条を攻撃し続けている現実には悲しいことであると発言したことは象徴的なことでした。

また、今回の9条世界会議が関西・大阪で開催されたのは、9条敵視の最悪の元凶である「維新の会」発祥の地である関西から、海外ゲストも参加して9条を守れの声発信する意義があること、立命館大学教授の君島東彦氏が指摘したように、日米同盟の軍事的配置は、北朝鮮と中国を警戒して西日本を重視するものに変化しており、西日本の軍事化が懸念されていることが挙げられます（10月16日には滋賀県高島市の饗庭野演習場で、オスプレイも参加した日米共同訓練が行なわれ、京都府京丹後市の経ヶ岬に、

弾道ミサイル防衛システムの一環となるレーダー基地建設の準備が進められている)。

- 2 2日間の会議では、「戦争のない世界へ」、「アジアの中の9条」、「平和への権利」、「9条☆ワカモノ会議」の分科会が開催され、国内外のゲストからの発言に続いて会場からの質疑・討論が行われました。また、全体会では、海外からのゲストの発言に続いて、若者アピール、沖縄や福島からの発言、上條恒彦さんのコンサートが行われ、「9条世界会議in関西・会議宣言」(大阪宣言2013)が採択されました。

2日間の議論では、アラブの春の出発点となったチュニジアから参加した弁護士のベルハッセン・エヌーリ氏から、北アフリカ・中東において、9条の精神を普及するための「平和と人権の促進のための地中海協会」を設立し、ジャスミン革命後のチュニジアの新しい憲法に9条の精神を採用するように活動しているという報告がされ、暴力と紛争の連鎖が続く世界の中で、9条を含む日本の平和憲法の先進的意義を改めて確認することができました。

その一方で、安倍政権の危険な政治潮流に対する危機感が示されました。韓国の民弁の弁護士チャン・キョンオック氏は、「最近の安倍政権は、平和憲法9条の趣旨を踏みにじり、これに正面から逆行する姿勢を赤裸々に示しており、日本国内はもちろん、周辺国、全世界の人たちが懸念を示している」、「日本政府の軍事同盟の強化、軍備増強及び集団的自衛権行使の動きは域内の平和と安定、軍事的緊張の緩和をもたらすものではなく、逆に、東アジア地域における新冷戦状態を招いて域内の軍備競争を激化させ、軍事的対立と葛藤を深化させ、軍事的緊張と衝突の危険を増加させ、域内の平和と安定に対して、想像できないほどまでの威嚇効果を生むことになる」と指摘し、同じく韓国の仁荷大学教授のイ・キョンジュ氏は、安倍首相が「日本が世界の平和と安定に積極的に貢献していく」と国連総会で述べたことに触れ、安倍政権が「積極的平和主義」を唱える一方で、国家機密を強化して人権を抑圧し、改憲にも踏み出そうとしていることに強い疑念を抱いているとし、「9条を持つ憲法は、日本をアジアの仲間に入れてくれた。何故変えるのか。何のためか」と強く批判しました。9条が単なる日本の戦争放棄の条項ではなく、「アジアへの加害の結果として9条がある。日本軍国主義の被害者であったアジアの民衆にとっての安全保障の規定です。軍事力を抑え、平和秩序の構築に深く関わっている」との君島東彦氏の指摘は、こうした安倍政権が推し進めている「戦争する国」づくりのための改憲策動に対するアジアの人たちからの批判や懸念に呼応するものです。

この他に、国内外の参加者からは「日本の本当の力は経済力ではない。憲法の平和主義こそ本当の力です」、「軍事力ではなく、環境やアジアの平和に日本がリーダーシップをとって欲しい。その時、9条が最大の武器になる」、「9条は相互の信頼関係を築く基盤であり、アジアだけでなく人類共通の資産として尊重しなければならない」、「国際社会は、日本が9条を実質的にも遵守して、域内の軍事的緊張と葛藤を平和的方法で解決したり、中立的立場で仲裁者の役割を果たして東北アジア域内の平和と安定を守る道

へ進むことを強く要請している」と、9条が国際社会において、平和構築のために積極的な役割を果たすことに対する期待が表明されました。

そして、元米陸軍大佐のアン・ライト氏は「憲法9条を守り、アメリカが選んだ戦争への関与拡大の要求をはねつける国であり続けようと、声を大にして訴えていることは、日本の皆さんの功績だ」とし、「日本は憲法への干渉に対する闘いをこれからも続け、素晴らしい日本国憲法第9条を堅持することを確認している」と語りました。また、レジスタンスとしてナチスと闘った経験もあるフランス人弁護士のロラン・ベイユ氏（95歳）は「9条は、平和の国際法という、文明の計り知れないほど貴重な進歩を目指す方向に合致している。憲法9条を廃止してはならない。9条は模範であって他の国はこれにならうべきだ。未開の時代に再び戻させないために、私たちは連帯し、その一点において、人類の希望を担う役割を共に果たそう」と訴え、日本と世界の平和を願う人々が連帯して9条を守る闘いをすることの重要性が示されました。

- 3 安倍政権は、2013年11月に日本版NSC設置法を成立させ、さらに12月には特定秘密保護法を成立させました。こうした安倍政権の危険な動きに対して、12月16日付のニューヨーク・タイムズ紙は「日本の危険な時代錯誤ぶり」と題した社説を掲載し、「この法律（特定秘密保護法）は安倍氏の、日本を『美しい国』に作り替える聖戦における不可欠な要素である。それは市民に対する政府の権力の拡大と個人の権利の縮小、すなわち愛国的な人々に支えられる強い国家を想定するものだ」、「安倍氏の目的は『戦後レジームの脱却』である。日本で批判する人々は、彼が1945年以前の国家を復活させようとしていると警告する。時代錯誤的で危険な思想だ」と鋭く批判しました。

そして、安倍首相が、12月26日に靖国神社を参拝したことに対しては、中国や韓国などのアジア諸国ばかりでなく、ロシアやEU、国連事務総長なども批判し、そして米国までが「米国は、日本の指導者が、隣国との関係を悪化させる行動をとったことに失望しています。…我々は、首相による過去に対する遺憾の意の表明と、日本の平和へのコミットメントの再確認を注視しています」と異例ともいえる国務省の声明を発表しました。

このように、時代に逆行する首相として世界が注目する時だからこそ、私たちは世界の人たちと連帯して、改憲策動に反撃するチャンスだと思います。

最後に、団東京支部の皆様からは9条世界会議・関西2013に多大な財政的な支援を頂いたことにこの場を借りてお礼を申し上げます。

選挙制度改革・国会改革をめぐる 情勢と課題

東京南部法律事務所 芝田 佳宜

第1 選挙制度改革

1 衆院の一票の格差に関する2013年11月最高裁判決

2013年11月20日、最高裁は、2012年12月の衆院選が一票の価値が不平等で憲法に反するとして選挙無効を求めた訴訟の上告審で、選挙は「違憲状態」であったとする判決をくだした。裁判官のうち3人が「違憲」の反対意見を付し、初めて合憲と判断した裁判官が一人もいないという状態であった。しかしながら、判決は、定数を0増5減し、最低限の是正に留めた国会の措置を一定程度評価した内容となってしまっている。2012年11月23日の最高裁判決では、2009年総選挙において、各都道府県に一議席を配分した上で残りを人口比で割り振る「一人別枠方式」が憲法14条に反する違憲状態になっているとし、選挙制度の見直しを要求した内容となっていた。2013年判決は、2012年判決の選挙制度の抜本的改革の流れに水をさす形となった。

2 小選挙区制の抱える問題～民意の歪曲～

(1) 現在、衆議院議員選挙は、475議席のうち295議席を小選挙区選挙で、180議席を全国を11ブロックに分けた比例代表選挙で選出する制度となっている。

2012年12月の総選挙で自民党は294議席を得て圧勝した。しかし、自民党の得票は、圧勝した2005年総選挙はもとより、惨敗した2009年総選挙の得票すら下回っている状態である。自民党は、政党としては、投票数の4分の1強（比例得票率26.73%）の得票しか得ていないにもかかわらず、小選挙区では43.01%の得票率で79.00%の議席を獲得し、単独で過半数を制するに至った。その結果、小選挙区では3700万票に達する膨大な死票が産まれた。

このように4割台の得票で約8割を獲得するという選挙結果が示すように、小選挙区制では、相対的多数の支持を得るに過ぎない第一党が議会では圧倒的多数として登場し、小党は制度的に淘汰される。現実には民意が多様化し、多党化が進行しているにもかかわらず、小選挙区制は「民意の集約」に名を借りて民意を淘汰し、歪曲する選挙制度に他ならない。

3 あるべき選挙制度とは

議会制民主主義は、国民が選挙で選出した議員による議会での討議を通じて国政の方向を決定しようとする制度であり、議会に多様な民意が反映されることが重要な意味を持つ。あるべき選挙制度を検討するにあたっては、この議会に多様な民意が反映されるか否かが重要な要素となる。

民意の反映という要請に応えられる選挙制度としては最もわかりやすいのがブロック単

位の比例代表制である。今必要なことは、小選挙区制廃止を決断し、国民とともに民意が正確に反映する選挙制度の実現を求めることである。自由法曹団では、現在の11ブロックを17ブロックにしたうえで、480議席の全てを比例代表性による選挙を行うことを提唱している。この方法では、大幅に死票を減らし、少数政党でも得票率に準じた議席を獲得できるほか、議員の地域代表的要素を残したまま、一票の格差を1.015倍とほぼ解消することが可能となる。

4 参議院の選挙制度について

(1) 2013年7月の参議院選挙結果

参議院議員の定数は242人であるが、半数改選であるため、3年毎の選挙では121議席について、選挙区73議席と比例代表48議席に分かれて選挙が実施される。選挙区は各都道府県に1つ置かれ、比例代表は全国統一で行われる。

2013年7月21日実施の参議院選挙では、選挙区のうち1人区は全国で31あったが、そのうち29の選挙区で自民党が議席を獲得した。選挙区の自民党の得票率は42.74%であったにもかかわらず、1人区では93.54%ものほぼ独占ともいべき議席を獲得する結果となった。これはまさに先に述べた小選挙区制度の弊害が端的に表れた結果といえる。

(2) 参院の「一票の格差」をめぐる高裁判決

この2013年参院選では、一票の格差が最大4.77倍（北海道と鳥取の比較）にまで広がり、弁護士グループが選挙無効を求める訴訟計16件を全国14の高裁及び高裁支部に提訴した。2013年12月までに全件判決が出そろい、「違憲状態」が13件、「違憲・有効」が2件（大阪高裁、東京高裁）、「違憲・無効」が1件（広島高裁岡山支部）となった。特に、広島高裁岡山支部判決は、①参院選の「一票の格差」は最大4.77倍の不平等条件で違憲、②最高裁判決から選挙までの3年9ヶ月の間に改革は小幅な4増4減どまりで、国会の裁量権の限界を超えている、③仮に全選挙区を無効としても非改選議員がいるので参院の活動は可能であり、岡山県選挙区は即時無効とする、という国会の怠慢を厳しく指弾する判決であった。

各判決はいずれも上告され、最高裁大法廷において、今年の夏以降に統一判断が示される見込みである。この最高裁の判決の内容次第では、参院選挙制度の抜本改正へと繋がる可能性がある。

(3) あるべき選挙制度

2010年12月22日、西岡武雄参議院議長（当時）は、定数を242議席のままとしたうえで、都道府県単位の選挙区を廃し、全国を9ブロックに分割した比例代表で全議員を選出するとした選挙制度改革のたたき台を提示した。この案によれば「1票の格差」は最大5倍（2010年7月参院選時）から1.15倍に縮小するとされていた。この案は、「一票の格差」を縮小し、最小のブロックでも定数12（半数改選6）とし、1人区という小選挙区を無くす結果、民意の過度の集約を解消し、より民意を反映する選挙制度ということができる。

ただ、より民意を正確に反映するためには、さらに選挙区あたりの定数を増やしたブロック制とすべき要請もある。自由法曹団では、意見書「わたしたちの声を届けよう―民意が反映する選挙制度と国会を」（2011年8月25日）において、参議院を6ブロックに分けるという大ブロック制について検討を行った。この制度では、定数は28～54（半数改選では14～27）となり、西岡案以上に死票を減らし、少数意見も議席に反映することができるうえ、一票の格差も1.106倍に縮小することが可能となる。

本年夏以降に出されることが見込まれる参院選の最高裁判決以降は、参院選についてのありべき選挙制度についての議論が盛んになることが見込まれるところ、自由法曹団でも、参院選のありべき選挙制度についてより深い論議を行い、世論に訴えていく必要がある。

第2 国会改革

2013年11月の臨時国会召集に際して、自民、公明、民主の3党に日本維新の会も加わり、国会改革の議論が開始された。自民党としては、首相や閣僚が国会に縛られないようにするため国会出席を減らすことを目指している。

同年11月18日には、与野党の実務者協議の初会合が国会内で開かれ、各党が改革案を示した。自民・公明は、「首相の国会出席は原則、予算委に限定。閣僚に重要公務がある場合は副大臣が答弁」、「党首討論の機会を増加」との案を示した。前者に対する野党側の反対論は根強いとされる。

自由法曹団としても、国会改革をめぐる情勢を追い、議論を深めていく必要がある。

ハピバ憲法と今後の取り組み

東京法律事務所 今泉 義竜

新宿で何かやろうというのはここ数年の当事務所の課題であった。私が入所する前、「日本の青空」上映会を新宿で開催し、かなり盛り上がったという話は聞いていたが、それ以来目に見える取組みはなかったようだ。

数年前から、当事務所では比例定数削減に反対し、小選挙区制を廃止する運動をどうしていくかということ議論する「比例PT」が立ち上げられ、地元の議員要請などを行っていたが、2012年末の自民党政権の返り咲きを受け、いよいよ何かしようと、新宿の法律事務所に声をかけて話し合いを持つことになった。そして、ほぼその場の思いつきの議論で、11月3日の文化の日にアルタ前ステージを借り、通りがかりの人の目を引くイベントをやるということになり、夏ころから、都民中央、あかしあ、東京共同の各事務所と一緒に準備を行った。

出演者が集まるのか、企画として成立するのか、お金は集まるのか、不安が尽きず、11月までに準備が間に合わないのではないかという意見もでたが、皆のつてをあたって、

3か月弱の短期間で一流のパフォーマーを集めることができた。

最後の心配であった天候も、当日だけ奇跡的に晴れ（前日と翌日は雨）、歌や演奏・ダンス、コマ回しや紙切りといった伝統芸能など、多彩なパフォーマンスが繰り広げられ、演目の合間には若手弁護士が憲法の価値を語るリレートークを行った。

どれだけ人が集まるのかも分からなかったが、ふたを開けてみれば、ダンスでは若者が座り込んで見入り、演奏や伝統芸能では老若男女が足をとめて歓声を上げ拍手を送るなど、大いに盛り上がった。リレートークはほとんどその場のアドリブであったが、若手の弁護士がそれぞれの語り口で憲法を話し、集まった人々が耳を傾けた。

会場脇ではバルーンアート、9条折り紙の実演、フェイスペインティングなどのブースを設けるとともに秘密保護法反対署名などを集め、憲法の価値を漫画で表現した特製のチラシ、ティッシュ計8000部を配布。あかしあ法律事務所が作成した憲法13条を表現したフェルトアートも通行人の注目を集めた。

憲法を可視化していくイベントの重要性は、今後もますます高まっていくはずである。準備が短期間で、若手中心の主体の力量不足もあり、新宿のいろいろな団体との連携、広がりやが乏しかったことは否めず、この反省点を次に活かし新宿での取り組みを模索していきたい。

なお、当事務所では、当面、秘密保護法の撤廃を求める宣伝を民放労連と共同して月1回、6のつく最初の平日昼休みに行くことは決まっている。その他できることは何か、これから考えて取り組んでいきたい。

東京東部事務所の憲法のとりにくみについて

東京東部法律事務所 高木 一昌・深澤 亮

1 地域の力を結集して～「憲法の集い」大成功！

(1) はじめに

2013年11月5日、ティアラこうとうにて、「したまち憲法の集い ～平和のために、いのちのために、こどもたちのために 今考える憲法～」を開催しました。講師として、福島原発訴訟原告団長の中島孝さん、法律資格受験指導校の伊藤塾塾長・弁護士の伊藤真さん、女優の渡辺えりさんをお招きしての講演会という形式をとりましたところ、当日は地域の方を中心に、約1200名もの皆様が集まり、最後まで熱心に講師の話に聞き入りました。第2次安倍内閣が憲法を蔑ろにする姿勢を見せるなか、手前味噌ではありますが、約70年前に東京大空襲の惨禍を経験した下町の地域において、地域の皆様とともにあらためて、憲法について、平和について、思慮を深めることができたことは本当にすばらしかったと思います。集会は大成功でした。憲法を守り抜くためのたたかいに日々、奮闘努力している団員の皆様に少しでも力を分けることができればと思い、ここに報告させていただきます。

(2) すばらしかった講師陣

集会では、まず、福島原発訴訟原告団長の中島孝さんから「原発事故・福島からの報告」をしていただきました。中島さんは、原発事故により憲法が保障する生存権が危機に晒されている状況を、当事者でなければ語ることでできない迫真の言葉で聴衆に語りかけてくれました。「津波が到達した海岸線から少し内陸の方に入ると、まるで、家の中から前掛けをしておばあさんができそうな、或いは子ども達がボールを蹴りながら走り出してきそうな、暮らしの匂いがそのまま残った家並みがドコにも残っています。しかし、そこには人は住んでいないのです。誰も居ないのです。」という言葉が強く耳に残りました。

次に講師の伊藤真さんから、「自民党改憲草案を斬る」のタイトルで憲法の神髄と改憲草案の危険性、今私たちがしなければならぬことを熱く語っていただきました。伊藤さんは、全国各地で憲法の講演活動を行っているのご存じの団員も多いと思いますが、本当にお話が上手で、憲法の話をととても分かりやすく、それでいて話の内容は非常にレベルの高いものを、丁寧に語っていただきました。「民主主義がアクセルで立憲主義がブレーキ」、「多数決で何でもできるようになってしまうということは、ブレーキのない車に乗っているようなもの」という例えなどは、本当にうまいな、と思いました。ナチスの歴史まで遡って現行憲法の平和主義が目指す理念を説き起こしてくださり、非常に内容の濃い講演となりました。私は、伊藤さんの話を聞き終えて、心地よい知的興奮を得たのですが、同じように感じた聴衆の方も多かったと思います。

最後に、渡辺えりさんからは、ご自身の体験も交えて反戦に対する強い思いのお話を笑いを交えながらしていただきました。ステージには椅子も用意していましたが、渡辺さんは、ステージを動き回りながら聴衆に語りかけ、文字通り、一気に聴衆の心を掴んでしまいました。さすがプロの女優さんは違いますね。渡辺さんは戦争反対の為の講演活動にも継続的に取り組んでおられる方で、お父様の戦争体験なども交えながら、「戦争のもつ悲惨さ」、「平和の大切さ」について聴衆が具体的にイメージを持てるような話術で講演をしていただきました。渡辺さんの講演時間は、本当にあつという間に過ぎてしまい、渡辺さん自身も講演中「この話もしたいけど、時間が無いから今度にするわ」と何度かおっしゃっておいりました。「今度」がいつになるかは未定ですが、是非、また渡辺さんのお話を聞かせて頂きたいと思いました。

集会に参加した皆様からは、「福島の現状が胸に突き刺さった」「感動をありがとうございました。」「改めて自分で出来る限り発信していきたいと思いました。」「平和憲法を守ることが、今を生きる私達の責任だということがよく分かりました。」「こういう集会をこれからも続けてほしい。」等々たくさん力強い感想が寄せられました。

(3) 集会の成功は地域の協力があってこそ

このように大成功に終わった「憲法の集い」でしたが、ここまでの道のりは本当に長かったです。

当事務所では、事務所の伝統を若手に引き継ぐ為にベテラン弁護士が新人弁護士向けに

話をする「新人オリエンテーション」を行っているのですが、「憲法の集い」の企画が立ち上がったのは、まさにその「新人オリエンテーション」の席上でした。ベテランの加藤芳文弁護士の話聞いた最若手の仲里歌織弁護士が“そのように歴史と力のある東部事務所として「今こそ」憲法をテーマにした取り組みをすべきではないか”と声を上げたのがきっかけです。早速、弁護士と事務局でプロジェクトチームを作り（事務局長大江京子弁護士）、「憲法の集い」実現に向けて動き始めました。2013年3月のことです。

4月には地域の民主団体（土建、民商、労組、教組、新婦人etc）に声をかけて実行委員会を立ち上げ、その後も11月の本番に向けて何度も会議を重ねました。事務所の弁護士・事務局が手分けして地域にオルグをしたことにより、所員の団結が高まったことは勿論、事務所と地域の結びつきがより深まったことも「憲法の集い」の大きな成果でした。

1200名余の会場を過不足なく埋める、という課題も悩ましいところでした。有料チケットの購入者が入場できないという事態は絶対に避けなければならないし、とは言え、参加の呼びかけを控えすぎて、会場がガラガラという事態も避けなければならず、最後まで「票読み」ならぬ「参加者数読み」をしなければなりません。結果としては、冒頭で申し上げましたとおり、まさに会場にちょうどぴったりの参加者数となり、胸をなで下ろした次第です。

参加者数の調整や集会当日の運営いづれについても、地域の方達の協力なしには実現できなかったところであり、このような地域に事務所の基盤を持つことの喜びを改めて感じました。

(4) さいごに

今回の集会を通じて、多くの市民が、改憲への危機を感じ、平和憲法を守らなければいけないと強く思っていることを改めて実感し、これからも地域のみなさまと共に平和憲法を守り抜くたたかいを続けていこうと強く決意しました。

2 すみだ九条の会の取り組み

(1) はじめに

事務所がある墨田区は、東京大空襲で区内の大部分が焼け野原となり、わずか2時間半の空襲で区民2万7千人以上の人々が命を奪われた悲惨な体験をしています。その為「悲惨な戦争を繰り返してはならない」という強い思いをもった方が多くいます。「すみだ九条の会」はそういった地域の方々からの強い要望により結成されました。戦後60年目にあたる2005年10月13日に発足し、今年で9年目を迎えます。

毎月9日または19日に、錦糸町駅の北口か南口（月交代）で6時から45分間の宣伝行動を行っています。その行動は既に100回を越えました。この宣伝には毎回20人から30人の方が参加してくださっています。宣伝行動はハンドマイクを使って憲法の重要性を訴えたり、賛同を募るハガキの入ったポケット・ティッシュを配ったり、署名をお願いしたりしています。ポケット・ティッシュは毎回2500個配っています。少々の雨が降ろうが、凍てつく

寒さの中だろうが、うだるような暑さの中だろうがほとんど欠かさず活動を行っています。

(2) 周年行事

発足した10月には毎年周年行事を行っています。これまで斉藤貴男さん、伊藤真さん、渡辺治さん、松元ヒロさん等様々な分野の方々に講演をお願いしたり、地域の保育園の先生方に歌を歌ってもらったりして開催してきました。

この周年行事には毎回地域の方々が100名程度参加していただき、盛況に行う事ができています。

毎月1回定期的に行っていると、「なあなあ」になることもありますが、年1回の周年行事を行うと気持ちを新たに宣伝行動を行う事ができますし、講師の方の講演のお陰で最新の情勢や、様々な知識を得ることができ貴重な機会となっています。

(3) 今後に向けて

現在改憲に向けた動きが活発に行われており、かつていない危機に面していると思います。秘密保護法や国家安全保障会議設置法など悪法を次々と成立しています。また、戦争が出来る国にする法律・国家安全保障基本法の成立も狙っています。このような動きをストップさせる為にこちらも活発に動いていく必要があると考えます。

9年目を迎えた「すみだ九条の会」は、今後も毎月の宣伝活動に力を集中し、賛同団体と協議しながら9周年行事の成功を迎えたいと考えています。東京東部法律事務所も、事務局として「すみだ九条の会」の活動を全面的に支えるために所員全員がその持てる力を発揮していきたいと思っています。



◇教育

憲法改悪は教育から ～加速する安倍政権の「教育再生」～

クラマエ法律事務所 村田智子

1 教育をめぐる情勢

昨年、東京支部の特別報告集に寄稿してから、1年。

安倍政権の下、教育の分野では様々な動きがあった。

教育問題が新聞で大きく取り上げられることが増えたような気がする。どうしてそういう気がするののかというと、朝、新聞を開いたとき、「これは・・・！ひょっとしたら、今回も団として意見表明をしなければならないのではないか」とため息をついてしまうことが多くなったからである。

主なものだけでも、次のとおりである。

(1) いじめ防止対策推進法の成立

2013年の通常国会で成立。

いじめ防止という目的はともかく、この法律は、「上からいじめを押しえつけよう」という思想によって立つものであり、子どもの権利、教育現場の自主性等を軽視するものであった。

すでに各地で、いじめ防止対策条例などの整備が進んでいる。

(2) 教育委員会「改革」の動き

2013年12月13日、中央教育審議会は教育委員会改革についての答申を発表した。

内容は、これまで行政機関から独立していた教育委員会を、首長の諮問機関に変容させるものであった。

教育委員会制度の「改革」については、地方教育行政法の「改正」という形をとることになるが、同法案の「改正」案は今期の通常国会に上程予定される予定である。

(3) 竹富町に対する是正要求指示

2011年度の中学校の社会科教科書採択の際に、沖縄県の八重山地区（石垣市、竹富町など）で、新しい歴史をつくる会系列の出版社である育鵬社の社会科教科書を採択するかどうかについて紛糾した件を覚えているだろうか。あのとき、八重山地区の採択協議会では、育鵬社の教科書が採択されたが、その後に行われた、同地区全教

育委員が集まった会議では、6時間近くに及ぶ協議の末、他社の教科書が採択された。

結果として、竹富町は、育鵬社の教科書を使用することを拒否し、地元の方々の寄付で他社の教科書を購入して使用するようになった。

このような状況の下、2013年、文科省は、沖縄県に対し、竹富町に対して是正要求をするよう、地方自治体245条の5第3項に基づく指示を行った。

そして沖縄県がこれを拒否すると、今度は国が竹富町に対して直接是正要求を出すかどうかを検討し始めた。

(4) 教科書検定制度の改悪

2013年、文科省は、社会科の教科書の検定基準を改訂する旨を告知した。

その内容は、①未確定な時事的事象について記述する場合に、特定の事柄を強調し過ぎていないことを明記すること、②近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がないことを明記すること、③閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がなされていることの3点である。

これらの改訂がなされた場合、たとえば、南京大虐殺について触れる場合には「そのような事実はないという説もある」と紹介しなければならなくなるし、自衛隊が合憲か違憲かという問題に対しては基本的に合憲論を展開しなければならなくなると思われる。

このような改訂は、政府による教育内容の不当な支配介入そのものである。

さらに、1月11日付の新聞報道によれば、文科省は、中学・高校向けの教科書の編集や指導の指針となる学習指導要領の解説書に、尖閣諸島と竹島を領土と明記する改訂を検討しているということである。文科省は、2014年度の中学向け教科書検定から適用させるということである。

(5) 高校教科書採択における実教出版の社会科教科書採択の動き

この問題は、別の団員が執筆されると聞いているので、詳細は割愛するが、2012年に続き、東京と神奈川では、教育委員会が、各高校に圧力をかけ、実況出版社の教科書を採択しないように働きかけをした。

2013年には、同様の動きが、大阪府や、埼玉県でも起きた。

(6) 道徳の教科化

文科省の有識者会議は、小中学校の道徳の時間を「特別の教科」にするという報告書をまとめた。

また、文科省は、高校教育に関して、日本史の必修化や、新科目として、自民党が目指す「公共」の導入を検討している。

(7) 全員参加方式での学力調査の実施と、結果公表の容認

いわゆる「学力テスト」は、民主党政権下、基本的には抽出調査、数年に一度は全員参加方式での調査と改められたが、自民党政権に戻って以後は、毎年、全員参加方

式での調査に戻されてしまった。

また、文科省は、学力テストの実施要領を変更し、各市町村の首長の判断で、学校の同意がなくとも学校別成績を公表できるようにしてしまった。

(8) 教育再生推進法案（仮称）提出の動き

2014年1月10日の新聞報道によれば、自民党内の組織である教育再生実行会議は、今期の通常国会に、教育再生推進法案（仮称）を提出する考えを示した。

この法案の趣旨は、「『改正』教育基本法の理念を具体化するための後押し」であり、具体的な内容としては、『改正』教育基本法の趣旨に基づく学習指導要領や教科書の作成などが想定されているということである。

(9) 各地での、学校の図書館から「はだしのゲン」を排除しようとする動き

2013年に入ってから、全国各地で、小中学校の図書室から、反戦を訴える漫画「はだしのゲン」を排除しようという請願等が出されている。

このような請願や陳情は、東京都では、都教委のほか、大田、港、足立、西東京で出された。

都教委では、1月9日に審議が行われたが、図書館の本を選ぶ権限は校長にあると認めながら、あくまでも教委が校長を指導するとの原則を強調する結論であった。具体的には、撤去を求める市民団体に対して、「引き続き、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度や、国旗・国歌の意義等について、児童・生徒を正しい理解に導くよう、都立学校や区市町村に対して指導・助言を行ってまいります」と回答している。

主なものだけで、教育の分野では、以上のような動きがあった。

こうやって見るとよく分かるが、安倍政権になってから、中央では「自民党の教育実行再生会議で決めたことが、政府内の教育実行再生本部で話し合われ、必要に応じて中央教育審議会で審議されて、国会上程」という流れが出来てしまっている。この過程で、多少は自民色・安倍色が弱まるころはあるものの、本質的には内容は変わらないまま法案成立まで行ってしまう。

法律改正を要しない、教科書問題などは、もろに安倍流の「改革」がなされ、反対する地方自治体は弾圧されてしまう。

地方でも、いわゆるごりごりの保守派が、今まで以上に勢いづき、自信を持って、教育内容に介入してくる。

日本国民が保守的になり、近隣諸国への嫌悪感も強まっている中で、安倍政権も、政権を支える勢力も、自信満々なのであろう。

2 私達はどうするのか

自信満々で勢いづいている安倍政権等に比べ、私達の側は、今一つ元気がないように

思う。

1つには、今回起きています教育への攻撃が、広い分野で起きているため、一体何が起きているのか、何がどう問題なのかが分かりにくいということがあると思う。

また、現在の教育制度にも多々の問題があるため、「守るといっても、何を守るのか」がイメージとして分かりにくいということもあるであろう。たとえば、教育委員会改革についていえば、現在の教育委員会にも様々な問題があるため、「改革もいいんじゃない」という方向に流れてしまいがちである。

それから、民主的な勢力の中では、「教育問題は教職員組合に任せておけばいい」という雰囲気がまだあると思う。しかし、その組合が、今は弱体化させられているし、現場の教職員が物を言えない雰囲気になってしまっている。

とはいえ、事態は深刻である。

結局のところ、教育を制する者が、政治を制するのである。

なんとか、工夫をしなければならない。

2013年の暮れ、臨時国会で秘密保護法が成立した。

あの、拙速な審議や、反対の声を無視しての強硬採決は、教育基本法改悪の時と同じやり方だ。教育基本法も、臨時国会で、12月15日に成立した。

安倍政権は、憲法改悪にはハードルが高いことをよく知っていて、教育とか報道とか、そういうソフト面から外堀を埋めようとしているのだろう。

やや悲観的なことも書いたが、団本部や東京支部には、今までの教育問題での取り組みの実績があり、他団体と連携をしてきたという経験もある。

多くの団員の力をあわせ、安倍政権の「教育改革」にNOを突き付けていきたい。

武蔵村山市における教育問題の取り組み

三多摩法律事務所 植木 則和

武蔵村山市では、国立二小事件の際の国立市の教育指導課長が教育長に就任し、2011年の中学校教科書採択において、歴史・公民において育鵬社の教科書が採択された。

その後、同年の11月には、市立学校の卒業式に関し、列席者全員に起立した状態での国歌斉唱を義務付けること、会場内に児童・生徒の作品を設置しないことなどを定めた通知文書を各校長に発した。その他にも、各学校に過度の研究授業実施を促したり、小中一貫校・選択的学区制の導入など、まさに都教委の施策を先行して試行する現場となってしまっている。

さらに、昨年の7月には、「日本がもっと好きになる」と題する、育鵬社が編集協力している小冊子を、市内の全中学校の生徒と小学校の教員に配布するという出来事があった。この小冊子の凡例には、育鵬社教科書からの転載記事が多数存在しており、あとがきには、「二年後（平成27年）には、また中学生向けの歴史教科書の採択もはじまります。子供達が胸をはって生きられるような、歴史的教科書を届けたいと願うばかりです。」との記載がある。したがって、この小冊子が育鵬社教科書の宣伝物であることは明白であり、これを小中学校に配布した武蔵村山市教委の対応は、教科書採択の公平性を著しく害する行為といえる。

このような動きに対して、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」が中心となり、武蔵村山の教育現場が抱える様々な問題点を広く市民の皆さんに周知するために定期的に例会を開催するなどの対策を講じてきた。。上記の小冊子配布問題については、市議会で採り上げたり、回収の要請書を提出したりしてきたが、市教委は「有益な参考資料」との見解を示し、回収には応じていない。

今年には小学校の教科書採択、来年には中学校の教科書採択が控えており、武蔵村山市では依然として予断を許さない状況になっている。武蔵村山市がそうであったように、独自に定めた教科書採択要項を前提に、市教委の裁量で強引に育鵬社教科書の採択を行う自治体が出てくる可能性もあるので、教科書採択に向けた各自治体の動向を注視する必要がある。

昨年夏ころより、武蔵村山市では、育てる会が関係諸団体と連携し、運動を大幅に拡大してきている。育鵬社教科書採択はもちろんのこと、市教委の横暴をこれ以上許さないよう、今後も継続して対応していく予定である。



◇労働・貧困

安倍政権による労働法制改悪を許さない 取り組みについて

旬報法律事務所 今村 幸次郎

1 雇用分野の規制改革に関する閣議決定

2013年6月14日（以下、2013年については年を省略）、安倍内閣は、日本再興戦略（成長戦略）及び規制改革実施計画（実施計画）を閣議決定した。「日本を世界一ビジネスのしやすい国にする」との大方針のもと、成長戦略の柱に雇用分野の規制改革を据えた。その内容は、政府の産業競争力会議や規制改革会議で議論され、決定されたものであった。

閣議決定された実施計画は、大きくいって、①限定正社員制度の整備、普及（平成25年度検討開始、平成26年度措置）、②労働時間法制の見直し（平成25年秋に労働政策審議会で検討開始、結論を得次第措置）、③労働者派遣制度の見直し（平成25年検討・結論、結論を得次第措置）、④有料職業紹介制度の規制改革（平成25年度検討開始、平成26年早期に結論）を打ち出すものとなっている。

2 参院選後の状況

7月21日に実施された参議院選挙では、「消費増税よりも賃上げを」などと訴えた日本共産党の躍進があったものの、安倍自民党は圧勝した。安倍政権は、数の力を背景に、財界の望む「世界一ビジネスのしやすい国」づくりに向け、雇用分野の規制改革・構造改革を加速するとしている（「成長戦略の当面の実行方針」10月1日付日本経済再生本部決定）。

この方針のもと、昨年臨時国会（10月15日～12月6日）では、国家戦略特区法、産業競争力強化法が成立した。露骨な「解雇特区」は先送りされたが、特区内あるいは企業単位での労働規制緩和を可能とするものであり、警戒が必要である。さらに、国家戦略特区法では、専門業務等における有期雇用に関する無期転換権制度の見直しを全国的に行うことが盛り込まれた（5年超の反復更新で無期転換権が発生する現行制度を10年超にする方針と報じられている。）。これに伴う労働契約法「改正」案を2014年通常国会へ提出する方針が規定されている。

労働時間法制の見直しについては、現在、労働政策審議会で議論が続いているが、規制

改革会議は、12月5日付で意見を公表した。それは、適用除外の範囲を企業の労使で定める「労働時間の新たな適用除外制度の創設」（割増賃金は深夜を含めて適用しないものとされている。）を提案するものであった。同会議は、その枠組みについて、労働政策審議会で議論することを強く期待している。

限定正社員（ジョブ型正社員）の雇用ルール整備についても、規制改革会議は、同日付で意見を公表している。それは、（限定された職務や地域での仕事がなくなれば解雇されることになる）限定正社員（ジョブ型正社員）の雇用形態を導入する場合には、就業規則で具体的な契約類型を明確に定めるとともに、採用時には、その契約類型であることを明記した書面の取り交わしを義務付けることを提起するものであった。そのうえで、同会議は、そうした契約類型の普及、拡大の早期実現を強く期待している。

産業競争力会議の雇用・人材分科会も、同月26日、多様な正社員の普及・拡大、時間で測れない働き方に関する労働時間制度の構築、紛争の金銭救済制度の検討等を盛り込んだ中間整理案（「『世界でトップレベルの雇用環境・働き方』の実現をめざして」）を策定している。その中で、同分科会は、「今後5年間で世界でトップレベルの雇用環境を目指した集中改革期間と位置付けるとともに、労使の利害調整の枠を超えて、政府として経済政策と労働政策を一体的・整合的に捉えた総理主導の政策の基本方針を策定する仕組みを検討すべきである」としている。経済財政諮問会議や産業競争力会議（首相を議長とし、閣僚や財界人などの民間委員で構成され、労働者代表は含まれていない。）等の権限の強化・集中を狙うものであり、労働立法は政（公）労使三者構成で行うとするILO原則を掘り崩すものとして批判しなければならない。

3 労働者派遣制度の見直しについて

労働者派遣制度の見直しについては、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会で審議されているが、そこでの議論は、「派遣労働を『臨時的・一時的な業務』『専門的な業務』『特別の雇用管理を要する業務』に限定するという規制体系、規制手法を抜本的に見直す」という規制改革会議の方針（6月5日付「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」）に沿う方向のものとなっている。

同部会に12月12日に提出された「労働者派遣制度の改正」に関する公益委員案は、派遣労働に関する新たな期間制限として、①派遣元で無期雇用の派遣労働者については、個人レベルでも、派遣先レベルでも、期間制限を行わない、②派遣元で有期雇用の派遣労働者については、同一の派遣先での派遣就労期間の上限を3年とし、上限に達する場合、本人の希望により、（ア）派遣先への直接雇用の依頼、（イ）新たな派遣就業先の提供、（ウ）派遣元での無期雇用化等の措置、（エ）その他の雇用安定措置、を派遣元が講じる、という仕組みを示した。このうち（ア）の派遣先での直接雇用化は容易に実現しがたいものなので、その場合には、派遣元が自ら実施可能な（イ）ないし（エ）の措置を講じることとされている。要するに、有期派遣労働者は、3年の上限が来れば、派遣元が提供する

新たな別の派遣先に行くか、派遣元での無期雇用となり際限なく派遣で働くかのどちらかとならざるをえないこととなる。

また、派遣先は、原則として、有期雇用の派遣労働者を、同一の事業所で3年を超えて受け入れてはならないとしているが、当該事業所における過半数組合（または過半数代表者）の意見を聴取した場合には、さらに継続して派遣労働者を受け入れることができるものとされている。要するに、派遣先は、当該事業所の労働者（過半数組合または過半数代表者）の意見を聴取しさえすれば、派遣労働者を（人を入れ替えながら）永続的に受け入れることができるようになるのである。

労働者にとっては、いったん派遣労働者になったら「生涯ずっと派遣のまま」という制度改悪であり、派遣先にとっては、業務の種類に関係なく派遣労働者を恒常的、永続的に使用できる「改正」なのである。

同部会では、労働側委員の反対により、年内のとりまとめができずに年明け後に持ちこされているが、政府は、2014年の通常国会に法案を提出する方針といわれている。「派遣が当然」「生涯派遣のまま」になる派遣法改悪は、何としても阻止しなければならず、2014年は、年明け早々、緊迫した情勢となる。

4 安倍政権の雇用改革の特徴

以上、概観してきたように、安倍政権の雇用改革は、「日本を世界一ビジネスのしやすい国」にするために、①派遣労働を無期限、無制限に使用できるようにする、②有期雇用はできるだけ有期のままで使えるようにする、③低賃金で解雇しやすい限定正社員を普及・拡大する、④時間外割増が一切適用されない新たな適用除外労働者を作り出す、というものである。企業の利益のために、労働のルールを解体し、労働者にひたすら犠牲を強いるものにほかならない。

そして、そのような雇用ルールの大改悪を、政府直轄の産業競争力会議や規制改革会議で決めて、閣議決定し、短期間のうちに一気に実現するというのがその際立った特徴となっている。しかも、その産業競争力会議や規制改革会議には、労働者代表は含まれておらず、その民間委員は、財界人や新自由主義派の学者ばかりである（産業競争力会議の雇用・人材分科会の委員は、榑原定征東レ会長、竹中平蔵パソナグループ会長、長谷川閑史武田薬品工業社長・経済同友会代表幹事、八代尚宏国際基督教大学客員教授などであり、規制改革会議の雇用ワーキンググループの委員は、鶴光太郎慶応大学大学院商学研究科教授、浦野光人ニチレイ会長、佐久間総一郎新日鉄常務などである。）。

「財界人等による企業のための構造改革・規制緩和」を、トップダウン方式でスピードアップして行うというのが安倍政権の雇用改革である。このような安倍政権のやり方は、「国民国家の株式会社化」とも評されている（内田樹神戸女学院大学名誉教授「国民国家解体の道は許さない 共生と連帯こそ社会を変える力」全国革新懇ニュース355号）。

安倍政権は、経済発展に都合のよい形に社会制度全体を設計し直そうとしている（内田

樹氏・11月23日付朝日新聞。同氏は、特定秘密保護法もその流れに位置付ける必要があると指摘する。以下、その部分を引用する。「国民が知ることのできる情報を制限すれば、それだけ議論の余地は少なくなり、政策決定はスピードアップする。トップダウンですべて決まる『株式会社』のモデルにならって政治システムを改組しようとする試みだと私は見えています。」「法律ができれば、反政府的な言論人や労働組合は『経済成長を妨害するもの』として抑圧され、メディアも政府批判を手控えることになるでしょう」。安倍政権の「雇用改革」に反対する運動は、特定秘密法廃止の運動とも切り結んだ取り組みが重要となろう。）

労働者・国民の権利や利益よりも、グローバル大企業の利益を最優先する国づくりは、労働分野における（解釈・立法）改憲にほかならない。

5 アベノ「雇用改革」の阻止に向けて

自由法曹団は、8月30日、安倍政権の雇用改革（アベノ「雇用改革」）の危険性を広く訴えるため、全労連、労働法制中央連絡会と共同して、ブックレット「安倍『雇用改革』を切る！－憲法をいかし、働くルールの確立を」（学習の友社）を緊急出版した。さらに、参院選後の情勢を受けて、11月22日、安倍政権の労働法制改悪に反対する全国会議を開催した。今たたかわれている裁判闘争と労働法制改悪阻止のたたかいを結合することの重要性、学習活動の強化や地域連絡会の再活性化に取り組むことなどが確認された。

12月13日には、日弁連主催の「労働法制の規制緩和と貧困問題を考える市民集会」が日比谷野音で開催された。日弁連がこの運動の先頭に立つことが力強く表明され、多数の弁護士が集会に参加した。ナショナルセンターの垣根を越えた労働者の結集が実現するなど画期的な成果が得られた。

ブラック企業根絶のたたかいにも、多くの団員弁護士が立ち上がっている。

こうした取り組みとも連携して、労働法制改悪阻止の運動を早く大きく広げていかなければならない。

当面は、2014年通常国会に法案提出が目論まれている、労働者派遣法改悪と有期雇用の無期転換権制度改悪への反対運動を早急に強めていく必要がある。そのうえで、さらに、「新たな適用除外」が目論まれている労働時間法制の改悪、労働条件悪化と解雇の容易化につながる限定正社員制度、金銭解決等による解雇規制の緩和などの「雇用改革」を許さないたたかいに全力で取り組まなければならない。

自由法曹団労働問題委員会では、アベノ「雇用改革」の危険性をわかりやすく伝える宣伝物の企画等をはじめとして、労働組合とも連携して学習・宣伝・議員要請等の運動に取り組む予定である。

アベノ「雇用改革」は、「国民の福祉・幸福」を国家の基本に置く日本国憲法を骨抜きにして、日本を「企業利益最優先の国」に造り変える実質的な「改憲」である。これへの反対・阻止の運動は、労働分野における「憲法を守り生かす」取り組みにほかならない。

大学非常勤講師組合の闘い

東京法律事務所 中川 勝之

1 大学の非常勤講師の実態

非正規労働者が約4割と言われる中、大学においても非常勤講師が授業の中心を担っている。やや古い資料になるが、アンケート「大学非常勤講師の実態と声2007」（関西圏大学非常勤講師組合ら作成）によれば、専業非常勤講師（主に大学の非常勤講師を職業としている人）のデータの平均値は次のとおりであった。

- ・55%が女性、45%が男性
- ・平均年齢は、45.3歳
- ・平均年収は、306万円で、44%の人が250万円未満
- ・平均経験年数は、11年
- ・平均勤務校数は、3.1校、平均担当コマ数は、週9.2コマ

2 首都圏大学非常勤講師組合

私が顧問の一人である東京公務公共一般労働組合の一分会として大学・専門学校非常勤講師分会、通称「首都圏大学非常勤講師組合」（以下、「組合」）がある。組合は1996年に結成され、これまで、首都圏の大学の非常勤講師等を組織し、組合員のコマ数減阻、賃上げ等の要求を掲げて団体交渉を行うとともに、「非常勤講師が誇りと余裕をもって研究・教育に携われる条件整備を！」のスローガンの下、社会的位置付けの明確化・社会的身分の安定化、雇用の安定化、労働条件の改善のために様々な取り組みを行ってきた。近年の組合員数は、約350名であった。

3 早稲田ユニオン結成

大学非常勤講師はきわめて劣悪な労働条件が継続する場合でも、実質無期雇用の実態にあることも少なくなかった。

しかし、2013年4月1日施行の労働契約法改定を契機に、大学は雇用の不安定と劣悪な労働条件の継続を意図して「5年雇止め」を打ち出してきた。その代表が早稲田大学であった。すなわち、早稲田大学は、非常勤講師就業規程を新たに制定し、非常勤講師の雇用契約年限の上限を5年とすることとし、過半数代表者を通じての意見聴取の手續を偽装した。これに対し、組合員らは労働基準法90条違反ありとして東京地検に刑事告訴・告発をした（同年12月に不起訴処分）。その後、早稲田大学は、クーリング設定、コマ数減等を計画してきたが、組合は旺盛に団体交渉をして一定跳ね返した。同時に組合はビラを大量配布して、これまでわずかであった早稲田大学出講の非常勤講師を100名以上組織し、同年9月21日、組合の分会である早稲田大学分会、通称「早稲田ユニオン」を結成した。早稲田ユニオンは専任教員の労働組合とも協力している。

早稲田大学における闘いにより、不利益取扱いの強行を断念・中止した大学も少なくなく、首都圏の大学において非常勤講師が雇用の安定と労働条件の改善を勝ち取れるかは組合・早稲田ユニオンの闘いにかかっているとと言っても過言ではない。

ただ、私大連合らは、非常勤講師らの無期転換申込権適用除外等を政府に要請していたが、非常勤講師らの無期転換申込権を10年にする研究開発力強化法改定が2013年12月になされており、大学側の抵抗も激しい。

組合は、2013年12月26日、東京都労働委員会に対し、不誠実団交等について不当労働行為救済申立を行った。組合は組合員拡大、学習・交流、団体交渉を進めながら、裁判等も検討しているところである。

秋田書店景品水増しを告発した社員の解雇撤回を求める裁判を提訴

東京法律事務所 笹山 尚人

- 1, 2012年には、すき家争議が解決し、しばらく首都圏青年ユニオン顧問弁護団の担当案件が途切れた。淋しい気がしたけれど、しかし、労働者の苦難と共に歩む弁護士が増え、私に配点されなくなったということであればそれはそれで喜ばしい。とっていたら、超弩級の案件が2つやってきた。一つは、カフェ・ベローチェ事件、もう1件は秋田書店事件である。カフェ・ベローチェ事件は弁護団の他の人が本報告集で報告すると思うので、秋田書店事件について報告する。
- 2, 秋田書店では、漫画雑誌の景品表示に水増しがあり、当該行為を告発した社員を逆に懲戒解雇するという措置が行われた。2013年9月11日、解雇された社員Aさん（首都圏青年ユニオン組合員）が、この懲戒解雇が無効であり、社員の従業員としての地位の確認を求めると共に、Aさんが受けたパワーハラについて損害を賠償するよう、加害編集長Bと会社に求める訴訟を提起した。
- 3,
 - (1) Aさんは、憧れていた漫画編集者になるべく、秋田書店に入社した。秋田書店は、「ドカベン」や「ブラックジャック」を出版し、「週刊少年チャンピオン」などの漫画誌を出版している出版社である。私も「ドカベン」「ブラックジャック」それから「ガキデカ」などを楽しんで少年時代を過ごさせてもらった。馴染み深い出版社だ。
 - (2) Aさんは、女性向けコミックである「ボニータ」の編集部配属されたが、2007年7月から読者プレゼントの当選者数水増しという違法な表示に加担させられた。その点に何度も反対し異議を唱えた。しかし編集長が中心となって会社はAさんに対し、違法行為強要、その継続のための暴言、退職強要等の激しいパワーハラメントを行って

きた。

具体的には、次のとおりである。

① 漫画雑誌には、読者がアンケートに応じて葉書を出した場合、抽選でプレゼントがあたるというサービスがある。雑誌には、応募して頂いた人にはこれがあたるかもしれない！ということで賞品の写真と当選人数などが書かれている。前月号の当選者の名前も書いてある。女性向け雑誌には、女性を対象に、服、靴、小物、化粧品などが賞品となる。Aさんの仕事は、このプレゼントを用意し、賞品を雑誌に掲載できるように写真撮影を行い、プレゼントコーナーの頁を作る、と言う内容であった。

② しかしこのプレゼント購入予算が、編集長であるBが「ミステリーボニータ」は8万円以内、「プチプリンセス」は13万円以内（いずれも消費税込み）と決定していた。購入するプレゼントは各雑誌について、約15種類各一点、合計約15点であった。購入費用は会社からまれに仮払いとして事前に支払われることもあったが、通常はAさんが立て替えていた。プレゼント購入時に、「賞品を各一つしか買わないよう」先輩社員から指示されたため不審に感じたAさんは編集長に対し、「一つの賞品しかないのに、当選人数を10名にしたりするのは、おかしいのではないのでしょうか。」と尋ねた。すると、Aさんは本社の会議室に連行され、編集長はAさんに対し、「新入社員のくせに、仕事を選ぶのか！この会社にいたかったら上から言われたことをきいて文句を言わずに黙って仕事をしろ！」と怒り脅した。

プレゼント水増し当選者は芸能人等の名前をも参考に偽名を創作して掲載した。プレゼントの誌面及び当選者発表欄を印刷所に入稿後、出稿された誌面は、Aさんはもちろん、全て編集長、牧野副編集長及び吉野副編集長が文字、内容、写り具合等を確認し、問題がなければ印刷となり、雑誌として完成した。

③ Aさんはその後、雑誌「プチプリンセス」においてもプレゼントコーナーを担当することになったため、プチプリンセスでも同じことをするのか編集長であるBに確認したところ、「仕事として当たり前のことだろうが。バレたら大変なことになる。他の人には口外しないようにな」などと言われた。副編集長からは「会社の人がみな若いうちに経験しなくてはいけない業務。通過儀礼だ」「罪悪感を持っていたら、仕事はできない。そのうち慣れる」などの返答もあった。さらには、編集長は「プレゼントページのことなどをベラベラ話してるんじゃないだろうな。あれは編集部外者には他言するな」「もし話をしたとなれば、オレはお前をつぶす」「編集者ではいられなくしてやるからな」などとAさんを脅した。

こうしたプレゼントの誌面及び当選者発表欄を、Aさんは2011（平成23）年9月ころまで、一人で担当した。

④ またAさんは、編集者としての業務の締切は厳守しなければならない、その精神的負荷は相当強いものであった。特に漫画家からは、業務前後や休日に関係なく一日中、Aさん個人の携帯電話に漫画の内容に関する相談や進捗状況の連絡がくるので、Aさんは常

に仕事に追われ神経を集中していなければならない状態であったところ、Aさんの場合は新人も含めて30名ほど抱えていた（通常10名から15名程度）。Aさんは昼の休憩時間もなかなか取ることができず、また、タイムカードに記されていない業務時間外も、一日中漫画家やデザイナーの電話対応に追われ、休日も度々自宅で仕事をしなければならなかった。Aさんは、被告会社の総務部の野村部長に体調不良について、また、2009（平成21）年12月14日に編集長に過重労働について、それぞれ相談したが、野村部長も編集長も何も対応せず、Aさんはそのまま就労を続けざるを得なかった。

⑤ ついにAさんは過重労働から出勤できなくなり、2011年9月から休職せざるを得なくなった。ところが会社は、翌2012年1月には、Aさんにプレゼントに関し不正があったと言いだし、Aさんに出社して釈明するように求めた。しかし体調の良くないAさんはこれに応じることはできなかった。すると会社は3月、Aさんが、景品コーナーのプレゼントを盗んだとして、Aさんを懲戒解雇にしたのである。

4、Aさんは首都圏青年ユニオンに加入し、2回団体交渉を行ったが、会社は、一切非を認めず、にもかかわらず懲戒解雇の具体的事由も明らかにしなかった。

Aさんは、ここにいたり、消費者庁に対し本件のプレゼント不正水増しを告発すると共に、訴訟提起の準備に入った。

2013年8月20日、消費者庁から会社に対し、措置命令が出された。消費者庁が、会社ぐるみで、プレゼントページの不正表示があったことを認めたのである。

しかし会社は、この措置命令を受けて、読者に謝罪をするでもなく、Aさんに対する措置を撤回するわけでも、Aさんに対して謝罪をするものでもない。

Aさんの訴えをご覧頂きたい。第1回口頭弁論における意見陳述の一部である。

「解雇されてから、私の生活は一変しました。小さい頃からあこがれていたマンガ編集者の夢を失いました。心と体の健康も失いました。返して欲しい。生きる希望だった夢と、健康を返して欲しいです。私は、この裁判でお金が欲しいわけではありません。会社を告発した名誉が欲しいわけでもありません。ただ、ひとりの人間として、労働者として、正しく尊重される判決が欲しいのです。」

5、2014年1月の時点で、訴訟は、第2回弁論を終え、主張整理の段階にある。

言うまでもなく、会社の行った景品水増し掲示は、プレゼントが当たると信じて葉書を書いた読者を裏切る行為である。

本件は、消費者庁の措置命令が裏付けるように不当な業務指示を受けていた女性社員が、是正を求めるという常識的な対応を求めたところ、上司である編集長らからパワーハラスメントを受け、心と身体の健康を壊され、しまいには盗人との汚名まで着せられて解雇されたという事案である。

秋田書店は戦後「日本の子どもたちに正義の精神と夢の世界を取り戻し、希望を与えよう」という言葉をもとに設立された。秋田書店にはこの言葉を改めて考えてもらいたい。読者や法律違反行為を正すどころか、それを隠蔽しようとするブラック企業の体質を備え

た秋田書店は、ただちに女性社員に対して謝罪をし、解雇撤回すべきである。

私たち弁護団は、首都圏青年ユニオンと共に、Aさんの言葉の実現を目指して今後も奮闘する所存である。

弁護団は岸松江、中川勝之に私、の各団員です。

首都圏青年ユニオン 顧問弁護団の現在の活動

東京法律事務所 笹山 尚人

1 顧問弁護団を結成して6年が経過

首都圏青年ユニオンの結成は、2000年12月1日。それまで、7年にわたり、私がただ1人の首都圏青年ユニオンの顧問として活動してきたところ、事件も多くなり、また、ワーキングプア、貧困問題に取り組む運動の更なる発展のために、弁護士を多数募って弁護団体制をつくろうと考えたのが弁護団結成の契機である。

2007年12月6日、弁護団は13名で結成した。結成以来、他県へ転出する弁護士などもあり多少増減したが、参加を希望する弁護士も増え、現在弁護団は、64期を再若手として20名となっている。全員団支部の団員である。

結成以来、既に6年の月日が経過した。早いものだなあと思う。この間、私が関わった事件で言えば、「すき家」「Ash」「SHOP99」「グッドウィル」「三菱ふそう」「洋麺屋五右衛門」の各争議が終了した。とりわけ、「すき家」では、2012年12月会社に団交拒否を謝罪させる和解を実現し、その後労働条件改善を勝ち取る団体交渉を組合が実施できるようになったこと、「SHOP99」の裁判で2011年5月に完全勝利判決を待ち取った後、2013年9月に原告本人が職場に復帰したこと、「洋面屋五右衛門」では、判決での勝訴、高裁での和解の後、変形労働時間制度撤廃に会社を追い込んだこと、といった経験が思い出される。それ以外の事件活動も、それはここに名前を挙げていない個別の事件も含めてだが、共に奮闘した弁護団の団員とともに歩んだ活動と共に、貴重な経験と思い出である。

現在、私が担当している案件としては、「カフェ・ベローチェ事件」と「秋田書店事件」がある。弁護団の弁護士としては、組合からの依頼を受けた案件を勝利に導くよう、原告本人及び組合と共に奮闘していきたい。

2 2013年12月11日の総会で話し合った今後の首都圏青年ユニオンと弁護団

2013年12月に開いた顧問弁護団総会では、単に事件活動に奮闘する以外にも、様々な

活動を通じて首都圏青年ユニオンを支えていき、私たち弁護士にも、研鑽と実収入が得られるような工夫を考える議論をした。

- (1) 首都圏青年ユニオンは、現在350名ほどの組織であるが、青年労働者の受ける様々な苦難に寄り添い、その中で、職場、地域、学生といった分野から組織化を進め、早く500名の組織を建設するという方針を出している。
- (2) 顧問弁護団は、首都圏青年ユニオンの組織建設に役立つ活動をするということが一致点になっている。そこで、上記の方針に役立つ観点から、毎月の労働法講座を充実して行うこと、年4回行っている顧問弁護団会議を充実したものにすることを決めた。
 - ① 毎月の労働法講座は、主に組合員向けに、東京都産業労働局が発行しているパンフレットをテキストに、労働法のあれこれについて、「今月は解雇」「今月は労働時間」といった具合に講義する講座で、顧問弁護団の弁護士が輪番で講師を担当している。この学習講座の特徴は、なんといっても具体的実践的に学べるということ。講師は自ら経験した事案を素材に、その素材で工夫したことや困ったこと、うまくいったことといったこととの関連で、労働法を伝えるようにしている。すると参加している組合員からも自分の労働条件との関係で具体的な疑問が湧いてくる。こうした双方向のやりとりで、弁護団も組合員も学習する効果が高い。
 - ② 顧問弁護団会議は、顧問弁護団が担当している案件の進捗の確認と相談にとどまらず、やはり過去の事例やトピックな問題から、「事例検討」を織り込んでいく。時期が噛み合えば、「証人尋問演習」をしたこともあった。証人尋問のリハーサルを顧問弁護団会議内で行うのである。顧問弁護団会議は、顧問弁護団員のみならず、組合員や、「首都圏青年ユニオンを支える会」の会員に対しても公開しているので、実際上は公開リハーサルになる。この公開リハーサルを通じ、当事者は学び、心構えをつくり、また尋問者も参加者の声を聞いて充実した尋問事項の準備ができる。このような工夫を通じ、生きた労働法を弁護士も組合員も学ぶこととしている。
 - ③ こうした機会を通じ、組合員は労働者教育を受けられ、また、組合に団結するモチベーションが高まる。
 - ④ さらに、首都圏青年ユニオンは、現在、「首都圏学生ユニオン」という分会組織のような組織を立ち上げている。学生の中にもアルバイトをして、そこでトラブルに見舞われる者はいる。彼らの問題を解決し、それを通じ生きた労働法を学生が学び、社会に出る準備をするというものである。

今後はこの活動の支援も重要だろう。学生には新入生歓迎会の機会などで特別な学習の機会などがあるはずなので、そういうときに学習会の講師を務めることも必要になる。

- (3) 今年は、次回の顧問弁護団会議以降を、顧問弁護団以外の弁護士にも公開して、生きた労働法を学びたいという弁護士の学習に供することにした。初回は、近時、裁判所で労働事件の和解をするとき、当たり前のように求められる「口外禁止条項」についてどうみるか、どう対応するかについて、事例に基づけて検討することになっている。次回は3

月12日午後6時半開始である。

- (4) 首都圏青年ユニオンには、「首都圏青年ユニオンを支える会」という後援団体がある。首都圏青年ユニオンでは、現在3名の専従を抱えているが、非正規雇用の労働者や、無職の労働者などが多数参加し、350名程度しか組合員のいない労働組合に、年間1000万円を超える専従費用を準備することは不可能である。しかし、青年労働者が駆け込んで相談する組合には、常にそれを受け止められる専従体制が必要だということで、2004年11月から専従体制をつくった（なお、栄えある初代専従は、中川勝之団員である。彼は1年組合活動をして、その後弁護士登録をした。）。この専従の人件費をまかなう組織体として、「首都圏青年ユニオンを支える会」が作られた。現在1200名の会員が、年間6000円の会費を支払っている。この会費が専従の人件費になるわけで、会員には毎月首都圏青年ユニオンのニュースが届くという案配である。現在、この1割が弁護士の会員である。顧問弁護団は、「首都圏青年ユニオンを支える会を支える」ことも一致点にしている。これも今後力を入れるべき課題である。
- (5) 弁護団は、さらに、組合員に「トータルなリーガルサービスの提供」ということも一致点としている。なので、労働事件と直接関係ない生活相談にも応じている状況ではある。基本的には生活保護などはユニオン自身が対処しているので必要性がないが、今後も債務整理や外国人の場合の入管手続きなどが必要になってくることはあるだろう。

3 展望

首都圏青年ユニオンの提起した、「労働組合への多数の未組織労働者に、どうやって労働組合に参加してもらおうか。その新しい運動の形」は、2000年の結成以来、12年の取り組みを経ていまだ端緒についたばかりだ。しかし、確実に一步を踏み出している。顧問弁護団は、その歩みに、確実に貢献している。

首都圏青年ユニオンの運動を、労働運動の力強い大河の源流にしたい。その思いは今も変わらない。そのために、これからも、歩みを止めない。



日本IBM普通解雇事件

旬報法律事務所 並木 陽介

1 はじめに

日本アイ・ビー・エム(株) (以下「IBM」と言う。)は、2008年10月から組織的かつ大量に退職強要を行い、これについては労働者から損害賠償請求訴訟を提起されているが、2012年になってさらに新たな手法によるリストラを始めた。

それが今回ご報告する日本IBM普通解雇事件である。

2 IBMの解雇方法

IBMが今回行った解雇方法は次のとおりである。

IBMの所定終業時間が17時36分であるところ、17時ころになって、上司が当該労働者に対して面談を持ちかけ、会議室に呼び出す。当該労働者が会議室に行くと、上司と人事担当者が待っており、当該労働者が着席するや否や、人事担当者が解雇通知書を読み上げる。労働者があまりにも突然のことで驚き、「待つて欲しい。」と言っても、人事担当者は「後で渡すから。」と述べてそのまま読み進め、そのまま荷物をまとめて帰宅するよう指示し、以後の出勤を禁じるというものである。このような解雇の手法から、IBMが行う一連の普通解雇は「ロックアウト解雇」と称されている。

この方法によって解雇を言い渡されたIBMの従業員は、現在組合が把握しているところで組合員25名、非組合員15名である。

解雇言渡の際に読み上げられる解雇理由は、どの被解雇者に対してもほぼ一律に次のとおり記載されている。

「貴殿は、業績が低い状態が続いており、その間、会社は様々な改善機会の提供やその支援を試みたにもかかわらず業績の改善がなされず、会社は、もはやこの状態を放っておくことができないと判断しました。以上が貴殿を解雇する理由となります。これらの貴殿の状態は、就業規則53条2項の解雇事由に該当します。」

なお、就業規則53条2項は、「技能または能率が極めて低く、かつ上達または回復の見込みが乏しいかもしくは他人の就業に支障を及ぼす等、現職または他の職務に就業させるに著しく適しないと認められるとき」に解雇する旨の規定である。

これらの記載以外に解雇理由についてはまったく触れられておらず、かかる解雇通知からは具体的な解雇理由が判然としない。労働者によって、解雇言渡の経緯は多少の違いはあるが、労働者が具体的な解雇理由について一切説明されないという点は共通している。

3 本件解雇の異常性

この解雇について、労働組合（以下「組合」と言う。）は、書面や団体交渉などで解雇理由を具体的に明らかにするよう何度も求めた。しかしながら、IBMは、既に伝えたとおりであるとの回答を繰り返し、決して解雇理由を明らかにしようとしていない。

また、IBMでは、能力不足を理由とする普通解雇は今まで行われていなかった。それにもかかわらず、2012年7月20日を皮切りに、わずか2か月あまりの間に立て続けに15名もの労働者を能力不足を理由として普通解雇に踏み切り、その数は組合が把握している限りで40名に至っている。

本件解雇で特徴的な点は、解雇言い渡し日の1週間程度先に解雇日を設定して解雇を言い渡すと同時に、解雇言い渡しの日から2～3日以内に自ら退職の意思を表示した場合には解雇を撤回した上で自己都合退職として扱い、退職加算金を支給する旨を通知している点である（一人を除く。）。解雇を通告された従業員は、あまりに突然の事態に混乱し、具体的な解雇理由が分からず、そのために解雇の有効性が判断できないまま、自己都合退職するか否かの二者択一の選択をわずかな期間で判断するよう迫られることになる。そして、もし自己都合退職を選択した場合には、もはや業績不良の事実を争って解雇言渡しの無効を主張し、雇用の継続を求めることはほぼ不可能となる。自己都合退職を選択せず、解雇の効力を裁判で争うとすると、いつ解決するか、復職できるか否かわからない不安定な状態に置かれることになる。いずれを選択しても、対象となった従業員は一度は会社を去らねばならない立場に確実に追い込まれるのである。このような状態に追い込まれた労働者が、訴訟等で争うことが事実上容易でないことはご存じのとおりである。

従来IBMは、低評価をつけることなどを脅し文句に退職強要を行っていた。このときは、自由な意思といえるか否かは別として、最終的には退職するか否かの決断は労働者に委ねられていた。この方法は、退職に誘導するために退職割増金もそれなりの額になり、また退職の決断をさせるまでにそれなりの人員と手間・時間を要した。しかしながら、今回の解雇の手法は、まず解雇を通告することによって労働者を確実に社外に放逐する条件を整えた上、自己都合退職すれば割増金を支給するという形で自己都合退職に誘導するというものであり、従来の方法を逆転させた解雇手法であると言える。しかも、まずは解雇を言い渡すことにより短期かつ確実に労働者を社外に放逐することが可能となり、しかも割増金の額は自己都合退職の意思表示をするまで明らかにされないため、従来より低額であると考えられる。そして、自己都合退職を選択した場合には、ほぼ確実に解雇の意思表示を撤回させて復職することはできないのである。かかる解雇が横行するにつれ、解雇言渡には至らないまでも、これをちらつかせて退職勧奨を行うことが、労働者にとってかなりのプレッシャーとなることは想像に難くない。

4 訴訟提起

このような解雇に対して、2012年10月15日以降、労働者3名が解雇無効を主張して地位確認等請求訴訟を順次提起し、現在東京地裁に9名（1次～3次訴訟）、大阪地

裁に1名の事件が係属している。

I B Mは、訴訟に至ってようやく具体的な解雇理由を明らかにしているが、その内容は、業務拒否やジーンズのズボンやサンダルを着用していたこと、無断離席をしていたなど、当時全く問題とされていなかった点を縷々羅列するものである。

5 本件訴訟の意義

I B Mは、現在1万4000人いる従業員を、今後3年間で1万人にまで人員削減することを計画しており、その人員削減の第1波が本件解雇である。被告による一連の解雇の本質は、従業員の業績不良を名目として、被告の恣意的な人事評価に基づいて相対的に評価が悪いとされた者を狙い撃ちにすることで、大量の人員を自由に削減しようとする点にある。

I B Mは、従来このような能力不足を理由とする正社員に対する解雇を行ってこなかった。

ところが、リストラの「毒味役」を自認するI B Mは、ついに能力不足を名目として大量の人員削減を実施しようと動き出している。

しかも、本件解雇の大半は労働組合の組合員であり、組合に加入して長時間労働をさせないよう求め、併せて残業代の支払いを求めた矢先に解雇された者や、解雇に先立って上司が手でUを作って示した上、「活動やっているのか?」「これは良くない」などと言われていた者など、組合敵視の姿勢も濃厚である。

本件解雇は、解雇権濫用法理に対する挑戦であり、解雇自由への道を開こうとするものである。解雇権濫用法理を従来どおり厳格に適用して労働者の権利・生活を擁護するのか、それとも緩和された解釈により大量の失業者を生み出すのか、本件訴訟では重要な司法判断が求められている。

多くのご支援をお願いしたい。



ブルームバーグ P I P 解雇事件

東京法律事務所 今泉 義竜

1 事案の概要

この事件は、P I P（パフォーマンス・インプルーブメント・プラン：業績改善計画）と呼ばれる一方的なノルマを課された上、ノルマ未達成・能力不足を理由に解雇された記者が、復職を求めて東京地裁に提訴し、第一審で勝訴、高裁判決でも勝訴した（2013年4月24日）事案である。

2 事件に至る経過

元時事通信の記者であった原告は、2005年11月に通信社ブルームバーグに中途採用された。原告は、時事通信での経済分野での取材経験を活かしながら、会社から割り当てられた業界の記事を配信していた。

2008年11月、副支局長は突如原告に対し「週一本の独自記事」を書くよう求めてきた。独自記事というのは、記者が企業幹部などに独自に取材して執筆する特ダネ記事であり、いわゆる発表モノの記事と区別される。

2009年12月、原告は上司から突然、「独自記事を週1本配信すること」「月1本はベスト・オブ・ザ・ウィーク（編集局長賞に該当）クラスの記事を書くこと」「毎日ムバー記事（株価変動の記事）を書くこと」「行動予定を毎日報告すること」といったノルマを課せられた。

原告は必死で努力し、そのほとんどをクリアした。しかし会社は、達成できてない部分があるとしてP I Pを継続し、最終的には、達成度についてフィードバックをすることもなく、2010年4月8日、原告に突然自宅待機を通告し、出社を禁じた。

3 訴訟の推移

会社は、①上司に所在を連絡しないためどこで何をしているか分からず、また上司や同僚と協力関係が築けない②記事のスピードが遅い、本数が少ない、質が悪い、ということを解雇理由として挙げた。

しかし、①について会社は上司の陳述書以上の具体的根拠をほとんど提出しなかった。②については、記事の配信が遅れた例として数本の記事を挙げることはできず、いずれも当時何の問題にもなっていないものであった。また、質が悪いとしながら、会社が原告に対し改善指導をどのように行ったかについて、会社側証人は何ら具体的に答えることができなかった。

一方原告と組合は、ウェブなどを活用して原告の書いた記事や他の記者の同時期の記事リストを収集し、原告が他の記者と遜色のない本数、質の記事を書いたことを立証した。

裁判所は、解雇無効を前提とした和解を提案したが、会社は原告が求める復職和解を頑なに拒んだ。

4 勝訴判決の概要

(1) 地裁判決の規範

2012年10月5日、東京地方裁判所民事第36部（光岡弘志裁判官）は、原告の請求を全面的に認容した。

判決は、職務能力の低下による解雇に「客観的に合理的な理由」があるかどうかについて、①当該労働契約の継続を期待することができない程に重大なものであるか否か、②使用者側が当該労働者に改善矯正を促し、努力反省の機会を与えたのに改善がされなかったか否か③今後の指導による改善可能性の見込みがあるかどうか、といった事情を総合的に考えて決定すべきであるとの規範を立てた。

(2) 解雇に合理的理由がないと判断

その上で、判決は、会社の主張する解雇理由について、「労働契約の継続を期待することができない程に重大なものであるとまでは認められない」「原告と被告との間の労働契約上、…ノルマとして設定されていたことを認めるに足りる証拠はない」「（原告は）改善を指向する態度を示していた」「（被告は）具体的な指示を出したり、原告との間で問題意識を共有した上でその改善を図っていく等の具体的な改善矯正策を講じていたとは認められない」などとして、結論として解雇に客観的合理性があるとはいえないと判断した。

5 控訴審での会社の対応

控訴審は第一回で結審し、和解協議が開かれた。しかし会社は、「解雇が無効だとしても、記事の質が悪いことは地裁判決も認めた」などと牽強付会の見解を述べ、記者職以外の庶務作業を担当業務とし、大幅に低い労働条件で復職するよう原告に求めてきた。組合がそれに応じないと見るや、会社は配転の打診に従わなかったことを理由とした「予備的解雇」を通告するという暴挙に出た。

解雇通告後に出された高裁判決は、原審を維持し、「客観的に認められる被控訴人に求められている職務能力に照らして、被控訴人の職務能力の低下が、被控訴人と控訴人との間の労働契約を継続することができないほどに重大なものであることを認めるに足りる証拠はない」と、明確に会社の言い分を排斥した。

6 第二次解雇訴訟

会社は高裁判決に対し上告せず、判決は確定し、バックペイを支払った。しかし、復職は認めなかった。会社は、予備的解雇通告を行ったことを理由とした請求異議訴訟を原告に対しておこしてきた。これは、一審判決が、賃金支払い命令に「判決確定まで」という限定を付さず、また高裁もそれを維持したことからである。もっとも、第二次解雇の理由は、記者職以外の職種への配転の打診に応じなかったことを理由とするというものである

ところ、配転命令がないにも関わらずどういう理屈で解雇ができるのか裁判官から疑問が呈されているという状況である。

会社は「復職だけは絶対に認めない」というスタンスで、無理筋を承知で訴訟の蒸し返しをする戦略を取っており、いずれ原告が折れるのを待っているようであるが、組合と原告は復職まで徹底的に闘う決意である。

訴訟に負け続けても違法解雇を連発するこの会社をどう変えていくか、この点が組合と弁護団の課題である。

JAL不当解雇撤回裁判・控訴審のたたかい

東京南部法律事務所 早瀬 薫

1 一審不当判決

一度債務超過に陥り破綻した会社であれば、いかなる人員削減も、解雇も許されるのか。

JAL不当解雇撤回裁判の一審判決は、パイロットの乗員、客室乗務員の請求をいずれも棄却した（東京地方裁判所民事36部平成24年3月29日判決、同民事11部同年3月30日判決）。両判決は、会社更生手続下の整理解雇においても整理解雇法理の適用があるとしながらも、「整理解雇法理の適用の要件を検討するに当たっては、解雇の必要性の判断において使用者である更生会社の破綻の事実が、重要な要素として考慮される」（客乗判決）、「破綻的清算を回避し、利害関係人の損失の分担の上で成立した更生計画の履行として、事業規模に応じた人員規模にするために、人員を削減する必要があった」（乗員判決）などして、会社更生手続下である事情を重視した上で、実質的には整理解雇法理を緩やかに適用した。人員削減の必要性については、営業利益が予想値を上回ったからといって直ちに人員削減の必要性が失われることにはならない、営業収益の増大は一時的なもの、解雇回避努力については、希望退職条件を手厚いと評価の上、組合が提案していたワークシェア等をとらなくとも十分努力をつくしたものとし、解雇基準は客観的であれば適正・妥当かは問題ではないとし、手続きについては方針の説明・告知をもって足りるなどとして、原告らの請求を退けた。

2 控訴審におけるたたかい

控訴審においては、乗員訴訟および客乗訴訟いずれにおいても、事業規模に応じた職種毎の人員体制は確立していた（人員削減目標は超過達成していた）という事実を、証人尋問・本人尋問によって明らかにした。会社が、ことさら希望退職募集の目標値とその未達のみを取りざたし、希望退職以外の任意退職や、地上職への職種変更等の数値を含む削減数・削減後の在籍者数を明らかにしてこなかったため、一審判決では必ずしも明らかとならなかった点を、控訴審において重点的に明らかにした。これに対し、会社は、最後まで、

希望退職募集以外の人員削減状況について正確な認否をせず、解雇当時の人員体制を主張立証しなかった。

また、控訴審においては、更生手続き開始当時には、ワークシェア的なものも行っていく予定だと説明しておきながら、突如、夏の繁忙期を過ぎた9月に整理解雇の人員基準を示し、該当者を乗務から外し、面談と退職の強要を続け、解雇回避の手段としては希望退職募集しか考えていないことを明言し、組合が具体的な提案をする前から、ワークシェアなどの雇用を継続する解雇回避措置については一切とりえないという立場を示し、組合らが提案する具体的かつ実効性をもつワークシェアやリフレッシュ休職などの提案につき一切検討せず、組合の争議権確立投票中に「争議権が確立したら機構は出資しない」などと発言して組合の内部意思形成に不当に介入し、更生計画上の人員削減達成期限である2011年3月末から3ヶ月も前倒しをして解雇を強行し、組合活動家を狙い撃ちにして排除したという一連の信義則違反、不当労働行為の連鎖・集中というべき事実経緯を明らかにした。

さらに、会社更生手続下における整理解雇であるという点については、労働法研究者のみならず、倒産法研究者、倒産法手続に精通した実務家の各意見書等を提出した。

3 更生手続きと解雇

一審判決は、一旦破綻した被控訴人がどれだけの利益を積み上げていても、更生計画において定めた人員削減目標が達成されていないことを理由に、解雇の必要性をほぼ無条件に認め、これを正当化した。そこには、更生会社、債権者、株主といった「利害関係人の利害の調整」の観点があっても、解雇される労働者との利害の調整をどのようにして図るのか、その際の調整の基準・尺度は何か、という問題意識は存在しない。会社更生法第1条は、「株式会社の事業の維持更生を図る」という更生手続の目的の前に、「債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整」という目的を掲げているが、会社更生法に定められた諸制度を通じて、労働契約の存続（整理解雇）に関する労働者の保護は十分ではない。管財人・債権者らによって行われた利害調整により、「利害関係人の損失の分担の上で成立した更生計画」の内容とされた人員削減目標の検討・確定過程から、労働者やそれら労働者を組織する労働組合は完全に排除されている。労働組合の権利である団体交渉の機会すら与えられない。管財人は、会社更生手続下にあるから、あるいは更生計画に人員削減が定められているからということではなく、人員削減の最後の手段とも言うべき整理解雇の実施が本当にやむを得ないものであったのかを、整理解雇を実施する（あるいは、整理解雇を回避する）までの間、人員施策の進捗状況、経営・財務状況の推移を踏まえて、慎重に検討する必要がある。

4 解雇後の事情

解雇後の事情についても若干触れておきたい。解雇の判断は、解雇時点の事情によるが、

本件整理解雇の不当性は、会社が予測可能であった解雇後の事情からも明らかである。

会社は一審判決が出た直後の2012年5月、客室乗務員の710名もの大量採用を発表し、実際にも、これまで客室乗務員を800名以上を採用してきた。

2012年5月には、中期経営計画を発表し、事業規模拡大の方針を明確に示し、更生手続下で中止されていた機長昇格訓練を予定より早く開始することとし、100名規模の機長養成計画を明らかにした。2012年秋には、更生手続下で二度とパイロットにはしないと明言して地上職へ職種変更した元訓練生を副操縦士昇格訓練に投入し、パイロットに戻す計画も明らかにした。最近の2014年1月には、ついに運航乗務員新規採用まで発表された。

再上場後も高営業利益額、高利益率、高自己資本率を誇るJAL。贅沢なキャッシュを背景にした派手なコマーシャルに加え、1機あたり約300億円といわれるエアバス機31機購入、更生手続下で撤退した路線の再開、連結からはずした運航会社の再子会社化などの報道が続いている。

5 ILO勧告

2012年6月に発出されたILO勧告とこれに引き続いて2013年10月にフォローアップ見解が出された。見解は、政府に対して、控訴審の判決の報告を求めるとともに、判決に基づいて、どのような措置が取られたかを報告するよう求めている。ILOは、控訴審判決が、本件事案の抜本的解決を導く内容となることを強く期待している。また、客室乗務員の大量採用を踏まえ、解雇された労働者を職場復帰するために、今後の採用計画については、すべての労働組合と完全かつ率直な協議が確実に実施されることを求めている。

ILOの勧告、見解は、グローバルスタンダードとして世界に公表されるものである。日本政府とともに、会社もまた、国際企業としてILOの解決基準を強く尊重していくべきである。

6 判決言い渡し

両訴訟は2013年12月に結審し、客乗訴訟は2014年5月15日に、乗員訴訟は2014年6月5日に判決が言い渡される予定である。

社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在

東京法律事務所 中川勝之

はじめに

2010年1月1日、日本年金機構が設立され、社会保険庁廃止に伴い、2009年12月31日付けで525名の社保庁職員が分限免職処分を受け、100名以上の元社保庁職員が失業状態となった。これに対し、全厚生労働組合に結集する元社保庁職員39名が人事院に審査請求し、2013年に全厚生闘争団を含め合計71名の請求者全員について判定が出された。結果は処分取消が25名（全厚生闘争団10名）、処分承認が46名であり、請求者全員における処分取消の割合は35.2%であった。処分取消の裁判については、判定前からの京都、北海道のほか、秋田、東京でも提訴された（愛知、愛媛も提訴予定）。

民間企業での整理解雇に相当する本件分限免職処分は、45年ぶりでも大量に行われ、また、公務員バッシングの中で、公務公共サービス解体の突破口として政治主導で行われたにもかかわらず、同じ行政機関である人事院によって3分の1以上も処分を取り消されることになった意義はきわめて大きい。

以下、社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在について、人事院判定の意義と今後の闘いを報告する（2010～2013年の特別報告集も参照されたい）。

1 経過

- 2007年 7月 6日 日本年金機構法公布
- 2008年 7月29日 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（閣議決定）
- 2010年 1月18日 31名が審査請求（後の審査請求含め全厚生闘争団は39名）
- 2010年 7月23日 京都の全厚生闘争団が分限免職処分取消訴訟を京都地裁に提訴
- 2011年 9月 1日 京都の全厚生闘争団1名につき人事院が懲戒処分取消の判定
- 2011年12月15日 北海道、大阪、香川の全厚生闘争団が処分取消訴訟を提訴
- 2012年 2月27日 社会保険業務センター事案、追加4名の証人尋問（28日まで）
- 2012年10月22日 香川の全厚生闘争団1名につき公務災害認定
- 2012年12月26日 全国8事案について東京で口頭による最終陳述
- 2013年 1月28日 結審
- 2013年 4月 5日 人事院が大阪の全厚生闘争団（以下、同じ）1名（処分取消）、秋田3名（処分承認）の判定書交付（同年3月29日付）
- 2013年 6月10日 人事院が北海道2名（1名処分取消、1名処分承認）、秋田3名（1名処分取消、2名処分承認）、業務センター2名（処分

- 承認)の判定書交付(同年5月31日付)
- 2013年 8月19日 人事院が東京2名(処分承認), 岐阜1名(処分取消), 愛知4名(2名処分取消, 2名処分承認), 愛媛4名(処分承認)の判定書交付(同年8月2日付)
- 2013年 9月30日 秋田の全厚生闘争団3名(後に追加1名)が分限免職処分取消訴訟を仙台地裁に提訴
- 2013年10月24日 人事院が埼玉1名(処分承認), 京都15名(3名処分取消, 12名処分承認), 香川1名(処分取消)の判定書交付(同年10月9日付)
- 2013年11月14日 業務センターの全厚生闘争団2名が分限免職処分取消訴訟を東京地裁に提訴

2 人事院判定の意義

(1) 分限免職回避努力が不十分であったことを認める

判定は、「法(注:国家公務員法)第78条第4号の処分は,専ら官側の都合により免職という重大な不利益を職員に対して課す処分であることから,処分を行う前提として分限免職回避に向けてできる限りの努力を行うことが求められるものと考えられる。そして,分限免職回避に向けた努力が不十分なまま処分が行われた場合には,当該処分は裁量権を濫用したものとなると解される。」との規範を定立した上で,分限免職回避の取り組みについて検討し,結果として,「取組には不十分な点も認められ,その増加は限定的なものであるものの,少なくとも公務部門における受入れを一部増加させる余地はあったと認められる。」と判断した。分限免職回避努力が不十分であったことを人事院が明確に認めたものである。

(2) 分限免職回避の主体は社会保険庁と厚生労働省

しかし,判定は,分限免職回避の主体は社会保険庁と厚生労働省と判断している。訴訟においては,国は主体は各地の社会保険事務所長等の任命権者と主張しているが,無理な主張であることは明白となったというべきである。

また,政府・内閣の雇用調整本部による配転がなされなかったことについては,平等取扱原則違反とは認めなかった。

ただ,判定は,「本来,分限免職回避の取組の方法には裁量があり,本件については,改編に当たっては公的年金業務が円滑に実施されるよう新組織への相当数の職員の移行を前提としつつ,内閣は,厚生労働省への配置転換,官民人材交流センターの活用等による分限免職処分回避のための方針を盛り込んだ基本計画を定め,雇用調整本部以外の方法を採ったものであり,雇用調整本部による取組がなかったとしても,平等取扱原則違反とはならない。」と判断しており,政府が主体であることを否定していない。むしろ,「裁量」の主体は政府・内閣としか読めない。

(3) 厚生労働省への転任面接の評価では請求者は納得しない

判定は、厚生労働省への転任候補者として選考された職員と同等の評価区分の職員で分限免職処分を受けた職員を全国で98名と数えた。

そして、他府省に対する受入要請や厚生労働省の新規採用抑制の取り組み及び暫定定員(2010年1月～3月までの113名、予算を確保しながら活用しなかった)の活用により、受入れを一部増加させる余地はあったと見るのが相当と判断した上で、面接を受けた地方厚生(支)局において、転任候補者として選考された職員と同等以上の評価を受けた請求者を処分者が分限免職処分に付したことは、人事の公平性・公正性の観点から妥当性を欠き、取り消すことが相当と判断した。

結局は、転任面接の評価が処分の取消か承認かを分けたというほかないようである。

しかし、全国のどの公平審理でも明らかになったように、客観的な基準、判断要素もない、一人一人バラバラと言って良い、全く恣意的な15分程度の面接が行われた。その転任面接の評価で処分が承認されては請求者は絶対納得しないであろう。

(4) 重要な争点について判断回避

機構法は、国家公務員における従前の扱いと異なりいわゆる新規採用方式を採用した。

また、機構(設立委員会)は懲戒処分歴ある職員を一律不採用とする基本計画(閣議決定)に基づき職員を採用した。年金業務・組織再生会議による最終整理と呼ばれる取りまとめには懲戒処分歴ある職員の採用の道を残していたが、自民党の政治的横やりによって採用基準が変更になったのである。

以上によって、分限免職処分回避どころかあえて分限免職処分の対象者が増大したのである。

しかし、判定は、機構法の違憲性について審査せず、機構による採用の妥当性についても判断する立場にないと判断した。

3 今後の闘い

(1) 裁判で分限免職処分の本質を明らかに

社会保険庁においては年金記録問題のため、そもそも、職員が大幅に不足していたのであるから、社会保険庁廃止に伴って分限免職処分を行う必要は全くなく、公務員バッシングの中で、公務公共サービス解体の突破口として本件分限免職処分はあえて政治主導で行われたものである。その結果、機構では常に正規職員が不足しており、非正規職員の大量採用によっても年金業務に支障が生じていることは周知の事実である。

裁判では、分限免職処分の本質を明らかにしていく。

(2) 人事院判定の限界を突破する

人事院判定については、分限免職回避の主体を限定したこと、分限免職回避の内容をほぼ厚生労働省への転任に限定したこと(機構による採用について判断しなかったこと)、その転任についての面接評価をほぼ鵜呑みにしたこと等、限界がある。

ところで、人事院は、懲戒処分歴を理由に機構への採用候補者名簿に登載されず、分限免職処分を受けた後、2012年9月に人事院自身が懲戒処分を取り消した京都の全厚生闘争団の分限免職処分を取り消した。人事院が同氏の分限免職処分を取り消した理由は、懲戒処分がなければ問題なく機構に採用されたはずだから、懲戒処分が取り消されたのに分限免職処分を維持することは妥当性を欠くというものであった。

実態としては、懲戒処分歴ある職員を一律に機構から排除したことが今回の大量の分限免職処分を招いたのであり、この取消判定は、懲戒処分歴ある職員の機構への応募資格を否定する採用基準を定めた閣議決定（基本計画）そのものの問題点を改めて浮き彫りにするものにほかならない。

また、香川の全厚生闘争団は、社会保険庁廃止直前の激務の中で体調を崩し、転任面接の際には、健康問題だけを理由に低い評価がなされ、分限免職処分を受けた。その後、人事院審理中の2012年10月、公務災害の認定がなされた。

人事院は、同氏について、公務災害を前提として面接評価をしていれば、このような低い評価にはならなかった可能性が高いとした上で、公務災害を前提としないまま厚生労働省に転任されず行われた分限免職処分を維持することは妥当性を欠くとして、分限免職処分を取り消した。同氏のように、当時の激務から体調を崩し、その結果面接で低い評価をされた職員は同氏以外にも多数存在している。同氏の判定は、面接評価の内容を所与の前提とするのではなく、評価の妥当性にまで踏み込んで判断した。すなわち、転任の面接評価を基準として取消と承認を区分するという人事院判定の枠組みの正当性は人事院自身の判定によって大きく揺らいでいるのである。

裁判では人事院判定の限界を突破していく。

(3) 政府として責任をもって分限免職処分を取り消し、事件を解決せよ

人事院の判定から分かるのは、政府が責任をもって分限免職処分を回避しようとするれば容易にそれが可能であったということである。人事院がそれについて判断を回避したり、さしたる理由もなく請求者の主張を排斥したりしたのは、政府の責任に踏み込めば請求者全員について分限免職処分を取り消さざるを得ないほど、分限免職処分回避の実体及び手続きがデタラメであったということである。

政府は、裁判所の判決を待つことなく、責任をもって被処分者全員の分限免職処分を取り消し、事件を解決すべきである。

「追出し部屋は違法」リコー出向無効判決

旬報法律事務所 深井 剛志

1 はじめに

本件は、大手電機メーカーであるリコーが、企業のリストラ政策の一環として、希望退職制度への応募を促す退職勧奨面談を行ったところ、それを断った技術系従業員に、それまでのキャリアやスキルを全く活かさない物流系、倉庫系の職場への出向を命じた事案です。

2 退職勧奨の面談

本件の原告は2名です。

1名（原告Aという）は、大学理工学部を卒業後、被告に入社し、以後20年以上、被告の製品の開発・設計業務に従事してきました。同人は、極めて多数の特許出願を行い、特許出願依頼書件数で442件、特許登録件数で153件もの実績があります。同人は、100件以上の多数の特許を獲得した者に送られる「パテントマスター賞」をはじめ、多くの賞を受賞しています。

もう1名（原告Bという）は、大学理工学部を卒業後、別会社でソフトウェア開発、プロジェクト管理に携わっていたところ、被告の「ソフトウェア技術者」「プロダクトマネジメント」等の人材募集を受け、平成13年に中途採用された者です。同人は、次世代商品の開発プロジェクトの立ち上げなどに従事してきており、複数の賞を受賞している。

平成23年5月26日、被告は、「第17次中期経営計画」なるものを発表しました。同計画には、「人員リソース改革」として、約1万5000人を新規・成長領域等にシフトさせ、さらに、グループ全体で約1万人の人員削減を行う旨のリストラ策が盛り込まれていました。

同年6月29日、被告は、希望退職の募集を発表し、グループ全体で1600名、被告本体で500名程度の退職者を募集しました。

被告は、これとほぼ同時期に、被告従業員に対する退職勧奨を開始しました。その方法はマニュアル化され、突然呼び出して希望退職に応じるように促し、あらかじめ用意した退職金計算書などの退職関連書類を提示し、被告にとどまる選択をした場合は、従前のキャリアやスキルにそぐわない肉体労働などの現場に就くことになる旨と告げるものでした。面接を受けた従業員らが人選の理由などを尋ねても、被告は具体的な説明を行わず、拒否をしているにもかかわらず、3回～5回にわたって執拗に行われました。

3 出向先における業務

平成23年9月10日、募集退職に応じなかった原告らに出向命令が発令されました。原告Aは、被告の子会社であるリコーロジスティクス(株)の物流センター平和島での業務に

就きました。ここで原告Aが指示された業務は、リコーロジスティクスの下請会社から指揮監督され同会社従業員と共に行う、梱包作業やラベルの貼り付けなどの肉体労働でした。しかも、同会社は、登録制、日払い制の人材派遣会社でした。

なお、原告Bは、被告の上記対応によってうつ病を発症したため、休職をしてしまいました。

4 労働審判手続におけるやり取り

原告らは、被告が団体交渉の場においても、人選の理由について全く説明をしようとし、誠実な対応をしない点が最も納得できませんでした。また、仮に訴訟手続になったとしても、被告のそのような態度は変わらず、誠実に主張・立証を行うことはないであろうと弁護団は考えました。そこで、弁護団としては、迅速な審理が可能な労働審判手続を利用し、被告に早期に上記の点について主張をさせ、短期決戦を挑むという方針をとることとしました。

そこで、弁護団は、出向命令無効確認を求めて、平成24年2月21日、労働審判手続を申立てました。しかし、労働審判手続においても、被告は誠実な主張立証を行いませんでした。そして、第3回期日において、「原告らが被告に対し、原告らがリコーロジスティクス株式会社に出向して同社にて勤務する雇用契約上の義務がないことを確認する」との審判が下されました。

5 本訴における審理

被告は、即日異議を申立て、通常訴訟に移行しました。訴訟においては、労働審判を経たこともあり、非常に迅速な計画審理が行われ、このような大規模企業のリストラ事件であるにもかかわらず、訴訟への移行からわずか1年で結審しました。

その間、被告が明らかにした人選理由は、各部門に人員の6%を削減対象として割り当て、部門内で誰を選ぶのかは、部門長に一任したという極めて乱暴な方法でした。また、出向命令の業務上の必要性についても、被告は出向命令のあった翌年の平成24年度は黒字に転じているし、希望退職制度の実施結果は、削減目標人数である1600人を大幅に上回る2340人が応募しており、出向命令により人員をさらに削減する必要は皆無でした。にもかかわらず、被告は、優秀な実績を残している原告2名を出向させており、人選の合理性も出向命令の業務上の必要性もないことは、審理を重ねるたびに明らかになっていきました。

そして、証人尋問期日においては、原告の面談を担当した上司のいずれも、原告らの出向先を知らなかったことや、具体的な人選基準を持っていなかったことが明らかになり、一方で、原告らのこれまでの輝かしい実績や、出向先での厳しい業務の実態が判明しました。

証人尋問終了後、裁判所より和解勧告がありました。それに対して被告が提案した和解は、「通常の退職金に加えて、希望退職制度に応募した際の退職金を支払って退職してもらおう」というものでした。これでは、退職勧奨面談を行った際にそれに応じていたのと条

件は全く同じであり、裁判を行った意味が全くありません。そのため、原告らは和解を拒否し、判決による解決を選択しました。

6 判決

平成25年11月12日、原告らへの出向命令を無効とする判決がありました。裁判所は、出向命令の業務上の必要性は認めたものの、本件出向命令は「原告らのキャリアや年齢に配慮した異動とは言い難く」、「退職勧奨を断った原告らが翻意し、自主退職に踏み切ることを期待して行われたもの」と、被告の違法な目的を認定し、出向命令を無効としました。

この判決は、近年、大手機械メーカーなどでよく見られる、いわゆる「追い出し部屋」への異動命令が無効であるとしたもので、労働者を「使い捨て」にする風潮に歯止めをかけるものであって、大変大きな意義を持っています。

被告は、即日控訴し、現在高等裁判所に係属しております。高裁でも、勝利の判決を得られるように、尽力したいと思います。

国家公務員賃下げ違憲訴訟 違憲判決を求める

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

1 罰金100万円

「罰金100万円」というと、刑罰としては、決して軽くはない。

2012年4月から、一般職の国家公務員や特別職である裁判所職員は、この程度の「刑」に処せられている。

「給与改定・臨時特例法」に基づき、昨年4月分の給与から、歴史上初めて、人事院勧告によらない国家公務員給与の平均7.8%（級に応じて9.8%、7.8%、4.8%）、賞与は一律10%もの減額が実施された。「給与改定・臨時特例法」に基づく2年間の給与減額は、一人につき100万円程度の額になる。しかし、国家公務員が、そんな罰を受けなければならないほど、悪いことをしたのだろうか。

むしろ、3月11日の東日本大震災の復興のために、被災地の国家公務員は奮闘した。それだけではない。全国各地から、国家公務員が被災地に派遣され、復興のための業務に従事した。国家公務員を送り出した各地では、それまでの人員削減のもとで、過密労働を強いられながらも、懸命に職務を遂行してきた。それなのに何故、このような仕打ちを受けるのだろうか。

2 賃下げ違憲訴訟の経緯

これに対し、2012年5月25日から7月25日（全司法含む）までに国公労連とその組合員370名が、東京地裁に提訴した。以下の通り、「給与改定・臨時特例法」の違憲無効に基づく差額給与の支払いと、国家賠償を求めるものである。

- ① 給与改定・臨時特例法の憲法、ILO条約違反による無効を理由とする差額請求
- ② 国会議員と内閣総理大臣の憲法上の義務違反を理由とする損害賠償請求
（減額相当額（選択的）と1人10万円の慰謝料）

③ 内閣総理大臣の憲法上の義務違反を理由とする国公労連の損害賠償請求
自由法曹団員10名で弁護団を構成し、これまで、以下の日程で9回の口頭弁論を重ねてきた。

2012. 8/2 10/29、2013. 1/21 4/11 6/24 9/19 10/31 12/9 2014.1/20

1月20日には、午後いっぱい、東京地裁の大法廷で、給与減額についての交渉にあたった岡部勘市国公労連前書記長と、平山眞総務省人事・恩給局次長の尋問をおこなった。そのなかで、公務員バッシングを利用した給与減額の違憲性、不合理性、不誠実な団体交渉態度などが次々と明らかになった。しかし、政府全体としての判断は、事務方に過ぎない平山眞次長には説明ができなかった。原告らは、片山善博総務大臣（当時）の採用を求めている。裁判所は、1月20日の時点では、これを保留として、原告被告双方に意見書の提出を求めた。原告らとしては、片山善博総務大臣（当時）の採用を実現して違憲判決を求めていく。

今後は、原告本人10人について、2月20日終日の大法廷での尋問が予定されている。

3 給与減額の違憲・違法性

(1) 労働基本権制約の代償措置の無視

国家公務員は、労働基本権を制約され、争議権と労働協約締結権が剥奪されている。そのことが、全ての勤労者に労働基本権を保障した憲法28条に違反しないためには、代償措置がなければならない、と最高裁は全農林警職法事件で判示している。その代償措置が、給与などの労働条件については人事院勧告制度であった。

人事院は、情勢適応の原則に基づき民間の賃金水準に準拠して俸給表の改定を勧告してきた。そうである以上、この人事院勧告に基づかずに、労働基本権を制約された国家公務員の給与を減額することは、労働基本権剥奪の合憲性の前提が崩れるから違憲である。

ところが、政府は「我が国の厳しい財政事情」と「東日本大震災に対処する必要性」がある、などと称して、国家公務員の給与を人事院勧告に基づかずに減額する法案を国会に提出したのである。

(2) 高度の必要性、合理性は認められない

しかも、「我が国の厳しい財政事情」といっても、その原因は、大型公共事業や軍事費の拡大、その一方で、法人税減税を続けてきたことによるが、そこにメスを入れず、国家公務員の給与を削減することに高度の必要性、合理性は認められない。しかも、アベノミクスで13兆円もの補正予算をする「ゆとり」すらあった。また、賃下げが地方公務員に波及すれば国の税収も減少し、民間に広がれば、景気は確実に悪化するのである。

また、「震災への対処」、といっても、2012年度の決算では、1兆円以上も震災復興予算が未使用で余っていることが明らかになっている。およそ、高度の必要性、合理性が認められないことは、この点からも明らかである。

しかも、安倍内閣は、給与減額を地方公務員にも波及させるにあたり、国の財政の問題ではない、などとし、消費税増税のために、身を切る努力をするためであることを明らかにしている。

(3) 不誠実な団体交渉態度

人事院勧告に基づかない以上、国家公務員の理解を得る努力がなされる必要がある。組織可能な国家公務員の各4分の一程度を国公労連と国公連合が組織しているが、半数近い労働者は未組織であるし、他に、団結権まで剥奪された国家公務員もいる。そのもとでは、労働組合の同意を得さえすれば、人事院勧告に基づかない給与減額が可能、とは言えないが、少なくとも、労働組合との合意に向けた誠実な交渉は最低限必要であった。しかし、国公労連との団体交渉における政府の態度は、およそ誠実なものとは言えなかった。

2011年5月13日から、僅か6回の交渉で、6月2日には打ち切られ、給与減額の法案が政府によって国会に提出されてしまったのである。しかも、政府は、インターネットでも入手可能な一般的な財政状況の資料しか国公労連に交付せず、給与減額の結論を押しつける態度に終始した。

ただし、政府提出法案は、当時野党であった自民党・公明党の抵抗にあって成立しなかった。その代わりに、2012年2月、自民、公明、民主の三党合意がなされた。その結果、給与減額を地方に波及させない、自律的労使関係制度との同時成立、といった、政府の交渉での言明や国公連合との約束を反故にして、議員立法である「給与改定・臨時特例法」が国会審議を経て成立したのである。

交渉時の言明に反する法律であったにも拘わらず、同法律について団体交渉は全くおこなわれなかった。

この点からも、「給与改定・臨時特例法」の違憲性及び団体交渉の不法行為性は明らかである。

(4) ILO条約違反

原告らは、ILO87号条約（結社の自由及び団結権保護条約）、98号条約（団結権及び団体交渉権条約）違反も主張している。ILOは、労働基本権制約の代償措置としては人事院勧告は不十分であるとしているが、その人事院勧告にも基づかない給与減額措置がILO条約違反であることは明らかである。国は「公務員」にはILO98号条約は適用されないとしているが、これは誤訳であって、ILO自身はそのように理解してはいない。

(5) 国の主張

国は「人事院勧告は勧告に過ぎず拘束力がない。他方で、勤務条件法定主義、財政民主主義に基づき立法裁量がある」と主張する。

しかし、憲法73条4号の「法律の定める基準」として基本法たる国公法に情勢適応の原則、人事院勧告前置主義が規定されている。これに反している以上、「給与改定・臨時特例法」は厳格な要件を満たさなければ、およそ合憲とはならない。

また、国は、国公労連はもともと妥結する気がないのだから、政府が交渉を打ち切ったのは妥当、と主張するが、結論を一方的に押しつけ十分な説明もしない政府の方に問題があった。さらに、国は、民間と異なり、国家公務員に対しては誠実交渉義務はない、などの、判例の誤った解釈に基づく憲法28条に違反する主張までしている。

4 国家公務員賃下げ違憲訴訟の意義と要請

以上述べてきたことから、国家公務員賃下げ違憲訴訟には以下の意義があると言える。

- ①国家公務員の労働基本権制約の代償措置違反＝憲法擁護の闘い
- ②公務員バッシング＝公共解体との闘い
- ③全労働者の賃下げとの闘い
- ④消費税増税・誤った経済政策との闘い

弁護士・研究者賛同署名も求めています。御支援、ご協力をお願いします。

京王新労・賃金等差別事件都労委命令報告

三多摩法律事務所 小川 杏子

1 都労委が差別是正を命じる

本報告集でも紹介してきた京王バス乗務員に対する賃金等差別の不当労働行為救済申立について、2013年6月26日、東京都労働委員会は、申立人組合（建交労東京地本および同京王新労）の救済申立の一部を認め、被申立人京王電鉄バス株式会社らに対して、定年後の「任用社員制度」の扱いについて、組合間差別があることを認め、差別是正を命じた。

2 事案の概要と差別の実態

(1) 前争議の勝利解決後も続く組合攻撃

2000年、京王電鉄は、バス部門を分社化し、それに伴って労働条件を大幅に切り下げるリストラ案を提案した。電鉄労組は、たたかわずして了解したが、これに反対する労働者が、2001年11月、電鉄労組を脱退して京王新労働組合（以下「新労」）を結成した。会社は、新労結成当時から、一時金の不支給、自宅待機、出向など、新労に対してすさまじい攻撃を続けた。しかし、新労は、全労連の全日本建設交運一般労組（建交労）に加入し、地域の支援を受け、分社化に反対し争議を支援する全都的なたたかいで反撃した。そして、2004年12月、全員の職場復帰を含む勝利解決を実現した。

ところが、会社は、新労組合員が職場に復帰してからも、組合員を小金井営業所の職場に封じ込め、職場で電鉄労組員と一切接触させないなど隔離政策を徹底し、新労組合員に対する不当処分を次々と強行した（不当処分に対する訴訟だけでも別途数件あり）。そして、賃金・昇格においても、新労の自宅待機中に導入した昇給昇進基準・評価制度の恣意的な適用により、新労組合員をあからさまに差別する攻撃を続けた。新労組合員は、新労結成後12年間、昇進者は皆無に近く、新労結成後に開始された賃金の差別が、電鉄労組組合員と比べて年間で30数万円以上にも拡大されている。

(2) 新労組合員に対する賃金・昇格差別とその不合理性

会社は、電鉄労組組合員と新労組合員の賃金・昇格に差が生じている理由として、新労組合員の査定が低いことをあげる。すなわち、会社は、本来の年功賃金制度に査定を導入し、その新たな賃金制度を前争議の自宅待機中から適用したうえ、新労組合員の査定が低いことを理由にして差別しているのである。

しかし、そもそも、組合員は定期路線バスの運転手である。バス運転手の仕事は、お客様を安全かつ確実に目的地まで輸送するためのバスの運行であり、その業務をこなしていれば、それ以上に格差をつける合理的な理由はほとんど存在しない。ところが、会社は、バス運転手が行う車内アナウンスの頻度が多ければ多いほど、また時間外労働時

間が多ければ多いほど高い査定をつける。車内では、停留所の案内など必要とされるアナウンスは録音テープによる自動放送が流れるシステムになっており、（具体的状況に応じて必要な場合は別として）さらに重ねて肉声によるアナウンスを実施する必要はない。かえって、会社が評価する間断ないアナウンスや時間外労働は安全運行を阻害するものであり、査定の不合理性は明確である。会社は、安全運転を重視し労働条件の向上を求める新労組組合員に対して恣意的な査定を行い、露骨な差別を拡大させているのである。

3 都労委への不当労働行為救済申立

2009年10月6日、新労及び建交労東京地本は、組合員26名に対する会社の賃金・昇格差別の是正を求めて、東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた。相手方会社は、元々所属している京王電鉄、出向先の京王電鉄バス、京王バス小金井である。

求める救済命令は、①組合員26名に対する賃金差別について差別賃金の支払い、②職能等級、昇給額号数の是正、賃金の是正、③組合員に対する賃金・昇格など差別の禁止、④ポストノータスー誓約書の交付、掲示である。

さらに、新労組合員は、上記のように恣意的な査定により低い成績とされていることに伴い、低成績を欠格事由とする定年後の雇用延長制度について、選択することを事実上阻まれているほか、そもそも新労には適用自体がない制度も存在する。そこで、⑤定年後の雇用延長差別についても、救済申し立てを拡張した（同時に、⑥新労結成前からの組合活動を理由とした賃金差別（4名）についても、救済申し立てを拡張）。

なお、都労委の事務係属中も差別は継続しており、2010年以降毎年、差別賃金の支払等を求めて追加申立をしている。

4 労働委員会の調査・審問手続の経過

労働委員会では、調査段階で総論的な主張を尽くし（2010年）、その後、6期日にわたり4名の審問を実施した（2011年）。

調査では、組合側の主張・立証を積み上げるとともに、会社のバス乗務員全員について格付けの実態を一定程度開示させることができ、それに基づき電鉄労組組合員と新労組合員の査定差別の事実を外形的に明らかにした。

審問では、組合側申請証人である新労執行委員長のほか、電鉄労組組合員、関東バス労働組合のもと執行委員長の証言を通じて、会社による組合攻撃の不当労働行為性、査定の不合理性を明らかにした。さらに、会社側申請証人である京王バス小金井の代表取締役の尋問により、会社の新労嫌悪の姿勢がより浮き彫りになった。

審問後、労働委員会では、結審直前まで話し合いによる解決を試みた。その過程で、会社は、査定の基準とされている評価制度が就業規則でないことを明確に認めた。それ

でも会社は、格差是正を全面的に否定する態度に固執し、話し合い解決の枠組みをつくることは困難となった。そこで、2012年6月18日、最終陳述書を提出するとともに結審した。

5 都労委命令の意義と問題点

(1) 雇用延長制度に関する差別是正命令

都労委命令は、定年後の雇用延長制度の一つである「任用社員制度」について、会社が、電鉄労組に対しては同制度を提案して労使協定を締結する一方、新労に対してはそのような提案をしていないこと、新労の要求にもかかわらず、電鉄労組と同内容の「任用社員制度」に係る労働協約を新労と締結することを拒否して同制度を新労に適用しない取扱いを続けていることについて、「(新労)組合員にのみ同制度を適用しないことに合理的理由は認められないのであるから、このような対応は、組合員に対する不利益取扱いであるとともに、組合の弱体化を企図した支配介入にも該当する」と判断し、この点で差別是正を求める救済命令を出した。

このように、都労委命令は、雇用延長制度の取扱いについて、組合間差別があることを正面から認めた点において、大きな意義を有する。

(2) 不当労働行為意思の認定・判断を怠った都労委命令の問題点

一方、賃金等に関する差別については、都労委命令は、評価制度の新労組合員への適用の手続的適正につき一定の疑問を呈するとともに、評価制度の合理性等について組合側が指摘した問題点（基準が曖昧であること、過剰なマイク放送等が安全運行の妨げになること、「増務」が乗務員の過重労働を引き起こし、乗務員や乗客の生命や身体の安全を害すること等）について一応理解を示しながらも、結論において、これを不当労働行為であることを認めず、救済を拒否した。

しかし、本件では、新労組合員と電鉄労組組合員との間に顕著な格差があり、差別の外形的事実が存在すること、新労結成前には格差が存在しなかったのであり、このことは、都労委命令も明確に認めているのである。この点からも、新労組合員には、バス乗務員としての資格・能力に劣るところがないことは明らかである。

しかも、本件では、会社の新労に対する嫌悪、不当労働行為意思は様々な事実から明白であり、会社の不当労働行為性は推認されるのであって、会社が不当労働行為でないことを厳格に主張立証しない以上、本件差別が不当労働行為であることは認定されなければならない。

ところが、都労委命令は、会社の新労に対する嫌悪を示す明らかな言動ないし事実について認定・判断を怠ったうえ、会社査定による格付けであるという会社の言い分を鵜呑みにし、不当労働行為性を否定した。このような判断は、賃金・昇格差別の認定判断において用いられる大量観察方式の適用を誤り、会社の不当な差別、組合に対する不当な攻撃を免責するものであるといわざるをえない。

6 中労委へ再審査申立て

都労委命令を受けて、新労及び建交労東京地本は、2013年7月8日、中央労働委員会に再審査申立てをおこなった。同時に会社側も再審査申立をおこない、事件は、中央労働委員会に係属中である。都労委命令の問題点は枚挙に暇がないが、これらの点を明らかにした申立理由書を、同年10月に提出した。今後、さらに、大量観察方式の適用の誤り、評価制度等の新労組合員への一方的適用の手続的問題、評価制度の不合理性等について主張立証を深め、会社の不当労働行為性について明らかにすべく、準備を進めているところである。

7 差別是正をめぐるたたかいの意義

労働委員会への救済申立は、2002年から拡大・蓄積されてきた大幅な賃金差別により、仕事上、生活上の困難を強いられている組合員の救済にあることは第1であるが、それがすべてではない。本件申立の意義は、労働組合に対する組織的な差別攻撃に対する反撃である。つまり、①利益を優先させて労働者に犠牲を強いる会社に異議を唱える労働組合、バス乗務員の生活を守るために労働条件の維持向上を求める組合活動に対する攻撃を許さず、労働者の団結権を守り抜くこと、②不合理な評価を是正させ、バスの安全運行と良好な職場環境を実現することを目指している。

2012年には新労の支援共闘会議が結成され、定期的な会議、京王本社前行動などの取り組みを続けている。中労委でのたたかいはもちろん、引き続き、争議の全面解決を図るため、支援団体とも連携し、世論をもって会社を包囲すべく運動を展開していく予定である。東京支部の皆様の大きなご支援、よろしく願いいたします。



◇原発・震災

原発問題を概観して

あかしあ法律事務所 市野 綾子

1 おもな情勢など

(1) 3月11日全国で提訴

2013年3月11日、福島第1原発事故による被害の完全賠償を求めて、被害者たちが集団となって、福島本庁、いわき支部、東京、千葉地裁に、国と東電を被告にして集団提訴した。その後も、西日本、北日本の弁護士等も含め各地で提訴が相次いでいる。ADRを中軸とする弁護士でもADRの限界を見てとり、訴訟提起を検討しているところである。

(2) 汚染水問題

次々と原発被害者による提訴が相次ぐ中、2013年6月、福島第1原発観測孔の地下水から高濃度トリチウム、ストロンチウムが観測された。これを皮切りに、汚染水の漏水はみるみる間に広がり続け港湾内にまで達し、未だに収束の目途すら立っていない。それにもかかわらず、安倍首相は9月、オリンピック選考の会場で、「汚染水は完全にブロックされている」などと全く事実と異なる発言を世界に向けておこなった。

(3) 避難指示区域の編成（2013年8月）など政府の線引きにより蹂躪される被害者

従前計画的避難区域であった川俣町の一部の山木屋地区が避難指示解除準備区域になった。政府による区域割及びこれに沿った帰還・賠償政策は、避難している住民たちに、ふるさとに戻るか戻らないか深刻な悩みをもたらし、それが家族親類の分断、ふるさとの毀損などを引き起こしている。生活再建のために新たな地で自宅の購入に踏み切る者とそうでない者が出ているのは、避難指示区域の違いが少なからぬ影響を与えていると考えられる。こうした事態は、広野町などの避難指示区域に指定されていないが避難指示区域と隣接する地域の住民にも同様に降りかかっている。

帰還困難区域の住民（浪江町）のアンケートでは除染が終えたら戻ると回答した住民は数パーセントにとどまり、約3割が戻らない、約半数は答えが出ないと回答している。

(4) 消滅時効問題

原発事故の損害賠償請求権について、民法724条の3年の消滅時効期間を10年に期間延長とする特例法が、2013年12月、参議院本会議で可決、成立した。

消滅時効期間が延長された点については一定の評価をしようが、その延長された期間が10年というのは短いといわざるを得ない。なぜなら、放射能被害は数十年後に発覚することも珍しくないのが特徴であるし、生活の基盤を根こそぎ奪われた被害者すべて

が、わずか10年の間に裁判所に提訴できるまでの状態になれるか多いに疑問である。そもそも、被害（不法行為）は現在も進行中であり、原発事故により被った損害はすべて、消滅時効期間の進行開始すらしていないとみるべきである。

(5) 政府の帰還促進政策

安倍内閣は12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」指針を公表し、避難者のうち早期に帰還する住民へ、1人当たり90万円の賠償の上乗せを検討していることを明らかにした。原発事故から4年後までに避難指示が解除された地域を対象にする予定であるという。避難指示解除後1年で月10万円の慰謝料の賠償も打ち切るとしている。

こうした政府の方針は、原発事故後3年以上経過し、様々な事情で、もはやふるさとは戻れない状況になってしまっている被害住民たちに、無理な帰還を促すおそれがある。そもそも、原発事故の被害者や被害自治体の実情を必ずしも的確に反映し切れていない避難指示区域割に応じて原発事故被害の支援策に差異を設けること自体が不適切だと言わねばならない。避難指示区域割にとらわれない、被害の実情に応じた被害者支援策が講じられるべきである。

(6) 原賠審の指針

また、同月26日、住宅確保損害や帰還困難区域の住民のふるさとを喪失したことなどによる慰謝料を賠償に上乗せする方針を公表した。これは全国の原発被害者救済を訴える弁護士団が住宅の再取得価格の賠償やふるさと喪失慰謝料の賠償を強く求め、主張し続けてきた成果だと考えられる。もっとも、ふるさとを喪失したことによる慰謝料の支払対象は主に帰還困難区域の住民に限定されていることなど原賠審指針には様々な課題が残っている。また、理論的にもこうした賠償は、政策的恩恵的な位置づけではなく、不法行為損害として賠償の対象とされなければならない。

2 原発訴訟全体の状況について

(1) 脱原発訴訟

六ヶ所村核燃サイクル差止訴訟、島根原発差止訴訟等、福島第1原発事故以前から、多くの団員たちが全国各地で脱原発訴訟に取り組み、原発の危険性、不必要性等を訴え続けてきた。同原発事故を経て、浜岡原発、大飯原発、柏崎刈羽原発等、全国各地で新たな脱原発訴訟提起が相次いでいる。

(2) 完全賠償を見据えた訴訟活動

福島第1原発事故の被害者たちは、2012年12月3日の全国初のいわき支部への集団提訴を皮切りに、団結の広がりを見せ、2013年3月11日の全国各地での集団提訴以降も、7月17日に浜通り地方の被害者170名以上が、12月26日には川俣町の山木屋地区の住民等130名以上が、いずれもいわき支部に東電を被告にして集団提訴、同様にいわき支部では8月、いわき市民500名以上が国と東電を被告に第2次

提訴、福島本庁でも9月に1100名以上の原告たちが国と東電を被告に2次提訴し、千葉地裁でも7月に2次提訴するなど、全国で集団提訴が相次いでいる。

(3) 完全賠償に向けた研究・交流活動

被害の実相に見合った被害救済・完全賠償を勝ち取るには、住宅の再取得価格の理論的根拠など従来の不法行為理論を乗り越えた、いわば新しい発想に基づく理論を構築する必要がある。こうした観点から、11月、全国の弁護士と学者との合同研究会が発足した。定期的に議論を重ね、その成果を論文等の形にしていく予定である。

また、全国の弁護士どうしの合同会議も定期的におこない、学者との検討会で議論すべき論点を抽出するなどの活動をしている。2年ぶりとなる原発と人権集会も本年4月におこなう。

3 原発事故の深刻さと原発停止の重要性を改めて感じたこと

私は2014年1月、避難指示解除準備区域の被害者4世帯の自宅内を訪れたが、それぞれの自宅で様々なショックを受けた。

築年数の経過した住宅は、室内中、ネズミの糞だらけで悪臭が充満し、家財道具や柱はネズミにかじられていたり、シロアリの被害に遭っていた。小動物に室内を荒らされた自宅もあった。広大な土地に建てられたいくつも広い部屋がある大きな自宅も離れも納屋も失い、家族6人で小さな借り上げアパートで避難生活を続ける被害者の生活ぶりを思うと、より一層、ふるさとの自宅を失うことがいかに残酷なものかと感じた。

あるいは別の被害者の片付いた住宅では、冷蔵庫を開けると、腐敗した食料品が悪臭とカビのようなものを放っていた。

築数か月で原発事故に遭ったモデルルームさながらの自宅も、換気口の放射線量が0.7 μ Svまで上がったときは恐怖心が湧き上がった。それと同時に、「こんなに素敵な新築のマイホームを手放すのはとても惜しい」とも思った。

これらの自宅や、人のいない街並み、放射性廃棄物の詰め込まれたフレコンバックが学校や幼稚園に山積になっている様子を見て、私は、「もう住めない」と本能的に感じた。それにもかかわらず、将来的には避難指示解除の予定であり、帰還を促されるのだというのだから、ほんとうに不合理だと思わずにはいられない。

先の見えない避難生活が長引くにつれて、うつ病などの精神的病を発症する被害者が増え、急速に心身の衰えを見せている高齢者たちは少なくない。具体的な生活再建に向けて動くこともできないまま、子どもたちの進学を迎える親たちの苦悩は計り知れない。

原発事故は、放射能による生命身体的被害、財物的被害にとどまらず、人間の人生設計そのものを狂わすという被害まで及ぼしている。少なくとも、原発事故が起きた当時に私が想像していたよりもはるかに困難で罪深い被害が広がっていると改めて感じる。

福島県では、東日本大震災と東京電力福島第1原発による避難生活の長期化で体調を崩すなどして死亡した「震災関連死」が1605人となり、津波などによる直接死者数

1603人（県災害対策本部調べ）を上回った（朝日新聞12月）。その中には将来を悲観しての自殺者が少なくない。102歳の高齢が自殺したというショックな報道もあった。

他方で政府は、昨年12月、浜通り地方（大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町）に対し、中間貯蔵施設の設置要請をおこなった。これを受け入れれば、これらの町は人が住めない町になるだろう。

こうして福島第1原発事故は、多くの人の命と健康、生活の基盤を地域ごと根こそぎ奪っていった。残念ながらこの悲惨な状態は終わりのめどすら見えていない。昨年11月、小泉元首相ですら「原発即時ゼロ」宣言を行ったのは、こうした原発事故の悲惨さからすれば当然だったのかもしれない。

これまでの情勢をみても、原発は、自然環境はもちろん人間に取り返しのつかない被害を被らしめることが明らかである。それにもかかわらず、政府と経済界では原発の再稼働に向けて着々と準備を進め、原発の輸出も進めている。

世論では「原発反対」の声が根強い。だからこそこれからはより一層、原発事故の被害者の完全救済に向けた活動と、未曾有の被害を引き起こした原発の「即時ゼロ」に向けた活動を訴訟内外で広げていくことが重要である。

「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団の取り組み

東京合同法律事務所 馬奈木 巖太郎

1 2013年の弁護団の取り組み

弁護団の取り組みは、大きな柱としては、以下のとおりであった。

《集団訴訟の提起（原状回復訴訟）》

2013年3月11日、第一次原告800名は、国と東電を被告とし、原状回復と慰謝料を求め、福島地方裁判所に提訴した。被害者に共通する想いを込めて、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟と称されるが、今回の事故について、国の法的責任を明らかにさせるとともに、損害賠償のみならず原状回復を求める、全国で最初の、そして現在のところ唯一の集団訴訟である。第二次提訴も9月10日になされ、第一次と合わせ2000名という全国最大の原告団となっている。

原告は、事故時に、福島、宮城、山形、栃木、茨城の各県に居住していた者で、そのまま居住地にとどまっている者（滞在者）と、事故時の居住地から避難した者（避難者）が、1つの原告団を構成している。0歳児から92歳まで、属性も農業、事業者、会社員、主婦、年金生活者、教員、漁業関係者など多様である。

私たちは、今回の事故を“公害”と位置づけ、国と東電の責任を追及しつつ、被害者の根本的な要求である原状回復と完全賠償を実現させ、全体救済のための制度化を求めている。したがって、この訴訟も、このような取り組みを実現させるための一環として位置づけられている。

訴訟提起に際し、私たちが重視してきたのは、①加害と被害の構造を浮き彫りにし、国の責任を明確にすること、②公害事件の伝統に倣い、賠償のみならず、差止と再生までを取り組みの射程とすること、③被害者の諸要求の具体化・制度化を図り、全体救済を目指すこと、④国や東電による被害者の選別と分断を乗り越え、完全救済を求めること、といった点である。

これらをふまえ、たとえば、中間指針や原子力損害賠償法（原賠法）の枠組みを乗り越えること、滞在者と避難者が連帯し一体的にたたかうことなどの実践的な方針が確認され、この間、運動上のスローガンと合わせて訴訟上の請求としても原状回復を掲げることや、訴訟上の請求としては個々の損害ではなく共通損害を打ち出すことといった形で、それぞれ具体化されてきた。

また、原告団は、達成すべき目標ともいうべき要求項目を取りまとめ、原告団総会において採択した。要求項目「私たちが求めるもの、私たちが目指すもの」は、前文に加えて、責任、原発関係、環境汚染対策、賠償、医療・健康管理、生活再建など8分野にわたる項目から構成されているが、原告団のマニフェストとして、また団結の要として、今後の取り組みの方向性を指し示すものとなっている。

《集団訴訟の提起（ふるさと喪失訴訟）》

2013年5月30日、3月の提訴に続き、国と東電を被告とし、“ふるさと喪失”慰謝料と居住用不動産の賠償を求める集団訴訟（「生業を返せ、地域を返せ！」ふるさと喪失訴訟）が、福島地方裁判所に提起された。原告26名は、事故時には南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町の各市町に居住していたが、現在は福島県内、千葉県、神奈川県、東京都にいずれも避難している。

原告は、事故前は豊かな自然環境の下、それぞれの生業を営み、家族や友人をもち、平穏な生活を送っていた。しかし、被ばくを避けるため、着の身着のまま避難を余儀なくされ、避難生活が長期化するなか、いわば“生殺し”の状態に置かれている。高濃度に汚染されていることなどから、元の居住地に帰還できる見込みは、今後も長期にわたって立ちそうにない。

こうした被害を一言で表すならば、「『ふるさと』の喪失」というしかない。これに対する救済は、本来的には、放射性物質を取り除き、生活インフラや生業の場を復活させるなど、“ふるさと”において安心して元の生活を取り戻すことができるよう原状回復することしかない。しかし、現在その見通しはなく、可能だとしても、それには長期間を要する。そうである以上、せめて新たな居住地において、新たな生活基盤を築くに足りる賠償を求めることは、被害者の当然の権利であるはずである。

また、現在の賠償枠組みでは、政府による区域再編に応じて、賠償の有無や期間、水準などが決められているが、加害者による一方的な線引きは、被害の実態を全く反映していない。それゆえ、この訴訟は、賠償の対象となる面的な広がりを拡大させること（横出し）、賠償の水準を引き上げること（上乘せ）など、被害の実態に即した賠償を求めるという実践的な目的を有している。もちろん、原告だけが救済されればよいということではなく、全体救済を目指した取り組みとして位置づけられている。

“ふるさと喪失”訴訟の原告は、原状回復訴訟の原告団の一員でもある。原状回復訴訟が、あくまでも基本であり、“ふるさと喪失”訴訟の原告は、全員が原状回復訴訟の原告団に加入することが確認されている。1つの原告団として、原状回復訴訟も“ふるさと喪失”訴訟も兄弟訴訟として全力で取り組むというのが、私たちの方針である。

《その他の取り組み》

弁護団では、上記集団訴訟のほか、県内・県外避難者、農家、建設や製造、スキー場、漁業にかかわる事業者などの損害について、個別事件として受任し、対応している。

内容としては、自死案件のほか、営業損害、土壌被害（腐葉土等）、機具など営業損害に関するもの、避難費用、慰謝料など個人としての損害に関するものなど、昨年引き続き多様であった。このうち、自死案件については、自死案件をめぐる請求としては全国で初めて東電の責任を認めさせ、ADRで和解を収めることができた（ただし、東電は金銭支払いをもって解決済みとする態度に終始しており、遺族の求める謝罪には不当にも応じていない）。

また、弁護団は、各地での相談活動や請求支援、国や東電との要求実現に関する交渉などにも積極的に参加し、被害者支援に取り組んだ。

2 2014年の動向

集団訴訟においては、現在、責任論をめぐって審理がなされている。2013年11月には、福島地裁は、東電に対し、事故前に行っていた津波などに関する試算データを提出するよう求める決定を出したが、東電は提出を拒否した。2014年1月の第4回期日では、東電の提出拒否に全くの理由がないこと、拒否があらゆる意味で不当であることを徹底的に明らかにし、裁判所のより積極的な訴訟指揮を求めることとなる。

また、原告団は、2014年2月に第三次提訴を予定しており、その後も追加提訴を続けていくことになる。年内の早い段階で5000名を突破する原告団となるべく組織化に努めている。

さらに、2014年3月の第5回期日以降、国と東電が原告の主張に対し3期日にわたって反論を行い、原告がそれに対する再反論を行うこととなっている。内容的には、過失を審理対象とするか否かをめぐって、大きな山場を迎えることとなる。

引き続き、訴訟に対する支援を心からお願い申し上げる。

◇刑事・弾圧

三鷹バス冤罪事件

武蔵野法律事務所 池末 彰郎

- 1、昨年5月8日に、東京地裁立川支部で不当にも冤罪判決が出ました。中学校の教員が、平成23年12月22日に忘年会の後に勤務する学校に財布を忘れたので、それを取りに学校に帰るためにバスに乗ったところ、バスの中で当時女子高生（以下「女性」という）のスカートの上から手で臀部を触ったという行為で、東京都迷惑防止条例違反により罰金40万円の判決を受けたのです。
- 2、被告人は逮捕当初から一貫して否認し、証拠は臀部を後ろから触られたとする女性の供述しかありません。本職は、無罪であり、早期釈放を求めましたが、勾留は20日付き、起訴後すぐ保釈申請し、裁判官の保釈許可の決定が申請から何と4日後にやっと出ましたが、検察官が準抗告を出すという暴挙に出ました。準抗告は棄却されましたが、検察官の執拗な対応には驚きました。
- 3、公判が始まり、弁護士団(旬報法律事務所の今村核弁護士が加わり、同弁護士が主任となりました。)は、①被告があったとされる時間帯は、被告人は右手で携帯を持ち、左手はつり革をつかんでいるので、女性の臀部に手で触れるのは不可能である、②女性は指2本、3本で触れられたと述べるが、皮膚感覚の鈍い臀部でそこまでわかるはずはなく、被告人が腹側にかかえたリュックが当たったのと勘違いしたものだ、③逮捕直後に行なわれた繊維鑑定では、女性のスカートの繊維が被告人の両手指から1本も検出されておらず、女性のスカートは繊維の付きやすいウール100%ですので、検出されていないというのは触っていない何よりの証拠である、という点を中心に弁論し、証拠を提出しました。①については、バス前方に車載カメラがあったので、東京歯科大学の橋本教授に画像鑑定をしてもらい、被告人の両手がふさがっていることを立証し、②については、日本大学の巖島教授に臀部の皮膚感覚では、手指とリュックを勘違いする可能性が高いという実験に基づく鑑定書を作成してもらい、③については、繊維に詳しい方に女性のスカートに手で触れれば手に100%スカートの繊維が付着する実験鑑定をしてもらい、証拠申請しました。①ないし③の鑑定につき、検察官はいずれ不同意であり、①ないし③の教授らを鑑定証人として申請しましたが、裁判所は①の証人申請しか採用せず、②及び③の証人申請を却下しました。②及び③の証人も極めて重要であり、却下した裁判所の姿勢は不当と言わざるを得ません。
- 4、弁護団は、車載カメラ画像と携帯のメールの着発信記録等で無罪判決が出ることを確信していましたが、一審裁判所は被告人の左手がつり革につかまっていたかどうか、

14秒間不明なので、その間「左手で痴漢行為をすることは容易とはいえないけれども、不可能ではない。」として有罪判決を下したのです。上記②の点については、「接触が複数回繰り返されれば勘違いはない。」、上記③については、「(痴漢行為を行なっても)手指に繊維が付着しないこともあり得る。」というものでした。

そもそも痴漢行為は「容易とはいえない。」という認定をした時点で、無罪の推定が重要な原則である刑事裁判では無罪とすべきです。しかも、判決文の述べる14秒間も、画像を詳細に見れば、被告人の左手がつり革につかまっている様子は見えますので、その旨の再鑑定を橋本教授にしてもらい、高裁では鑑定証言をしてもらいました。次回2月には、同教授の反対尋問が行なわれる予定です。上記②についても、巖島教授に接触が20回連続しても手指とリュックを勘違いする可能性が高いという実験結果の再鑑定をもらい、上記②及び③について証人申請をしていますが、採用されるかどうか未定です。

5、本件は無罪とする多数の客観的証拠がありながら、一審裁判所は女性の証言だけを鵜呑みにし、予断と偏見に基づき有罪判決を下しました。裁判所の姿勢を公正にし、被告人の教員としての人生を取り戻すために、高裁判決では是非とも無罪判決を勝ち取らなければなりません。

可視化問題の現段階

ウェール法律事務所 小池振一郎

1、可視化運動の出発

日本の刑事司法改革の課題は山ほどある中で、可視化を旗頭とする運動が大阪から提起されたのは、今世紀に入ってからという印象だ。

諸課題ある中で、なぜ、可視化問題だけが抽出されたのか。それは、可視化は、弁護側だけでなく、捜査側にとってもメリットがあるから実現しようという「価値中立」論である。確かに、供述調書の任意性を立証するには、可視化していれば簡単だし、そもそもあまり争いにならなくなる。

問題は、全面可視化か、一部可視化かであるが、一部可視化であれば、捜査側は都合のいいところだけ可視化すればいいのだから、それほど抵抗感なく実施できる。その程度の可視化であれば、捜査側にとってメリットがあることも事実である。実際、立法なしで、一部可視化が始まった。

2、一部可視化の展開

一部可視化は、最初は検察から、そして、警察でも始まった。当初は、読み聞かせ部分のみの可視化が多かった。この程度であれば、捜査側にそれほどの抵抗感がなかったからで

あろう。捜査側にもいろいろな意見があるから、猛反対しているメンバーをなだめるためにもここから出発するしかなかったものと思われる。

ビデオの迫力にはすごいものがある。捜査側に都合のいいところだけ可視化されているとわかっていても、心証形成に影響されてしまう。真相がより歪曲される恐れがある。弁護側にとってマイナスにすらなる。法テラスの若手弁護士たちから、可視化を拒否することはできないのかという不安と可視化に対する警戒感が広がった。

一部可視化、それも読み聞かせ部分のみの可視化に対する批判を受けて、捜査側は、一部可視化の範囲を徐々に拡大した。事件によっては全面可視化する場合もある。しかし、どこまで可視化するかは、捜査側の裁量に任せられている。

3、可視化優先論

こうして、立法化されなくても一部可視化が実現した。しかし、一部可視化のままで終わったのでは、プラス・マイナス何とも言い難い。やはり、全面可視化をいかに実現するかが当初から最大のテーマであった。一部可視化にとどまるのではダメだという点では、弁護士の側には異論はない。

一部可視化は、可視化ゼロよりも前進であると思う。全面可視化を実現するためには、現実的には、まず一部可視化から試行錯誤するしかないという状況があったからである。その意味では、この可視化運動を評価することができる。

ただ、「価値中立」論の立場は、まず可視化を実現して、それから弁護人の立会いなどの諸課題の実現に向かうという2段階論（可視化優先論）と結びついている。可視化が捜査側にもメリットがあるものとして提起され、だからこそ現実的に最も実現可能性があることとされ、それが実現することによって、他の諸課題の実現に道を開くものとして位置づけられているからである。そこには、可視化以外の諸課題、例えば、弁護人の立会いとか代用監獄の廃止とかを提起すれば、可視化がその中に埋もれてしまい、可視化の実現すら遠のいてしまうという思いがあった。敢えていえば、可視化以外の課題は、可視化実現のお荷物となるという発想である。そのため、まず可視化を優先的に実現すべきという可視化優先論となる。

私はこのような発想に当初から疑問をもっていた。「可視化が両義的で価値中立的」と位置づけることは、捜査側にとってメリットのある場合の可視化は実施するが、デメリットがあれば、即ち、捜査の妨害になると判断される可視化は実施しないという理屈になる。これでは、結局、可視化の実施は事件ごとに捜査側の裁量で決めるという裁量論を突破できない、と危惧したのである（拙稿「取調べ依存の刑事司法を温存する法制審基本構想の見直しを求める」2013年団5月集会特別報告集）。

「価値中立」論にとどまる限りは、捜査側は、事件ごとに全面可視化するか、一部可視化にとどめるかを定める「裁量権」を絶対に手放さないであろう。長年、代用監獄廃止の運動などに関わってきた者としては、その「確信」があった。

「価値中立」論の成果と限界である。

では、どのようにすれば、例外なき全面可視化を実現できるか。そのためには、まず、捜査側の取調べに対する思いを理解すること、複眼的思考が求められる。

4、自白の絶対視

日本の捜査権力は、真実解明のために取調べが絶対に必要であると「確信」している。戦後最大の営利誘拐殺人事件といわれた吉展ちゃん事件（1963年発生）は、迷宮入り寸前で、被疑者を逮捕し（1965年）連日徹底的に取調べて、ついに自白させ、死体遺棄場所を突きとめて解決したのであるが、被疑者を取調べた平塚八兵衛警察官は、神様のように尊敬されているのであろう。検察界においても、取調べで自白をとるプロが評価されている。そのこと自体に異論があるわけではない。

問題は、自白をとるためには徹底的に取調べていい、朝から晩まで取調べて、脅し、なだめ、すかし、利益誘導し、ありとあらゆる手練手管を使って、「落とす」のがプロであり、それが望ましいという発想である。2001年愛媛県警マニュアル（県警幹部が警察学校での講義に使用していた）「被疑者を弱らせて自白をとる」は、その一端が暴露されたものである。

翻って、江戸時代は、石を膝の上に抱かせて自白を強要したなどの拷問が有名であるが、戦前、戦後の拷問・自白強要の歴史も数えきれなくある。

1980年代に死刑確定者再審無罪判決が4件も出された。免田事件では、代用監獄で、夜眠らせないで取調べ、財田川事件では、食事の量を2分の1、さらには3分の1に減らして、自白を強要した。松山事件では、代用監獄にスパイを入れて、自白をそそのかした。島田事件も自白の強要があった。当局は、これらは、「戦後の混乱期の新刑訴を理解しない連中のやり方であった」と弁明したが、今も、拷問・自白強要によるえん罪は続いている。

志布志事件（2003年）では、任意取調べという名の下で、1日14時間も取調べた。その間、休憩もとらせず、水も飲まさず、取調べ続けた例がある。私が弁護した殺人逮捕事件（2012年）では、午後8時過ぎ自首後、朝まで徹夜で取調べられた。これらは、拷問禁止条約（1987年発効、1999年日本加入）が規定する「拷問」である（第1条1項＝「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって…自白を得ることを…目的として…公務員…により…行われるものをいう）。

PC事件では、4人のうち、半分がウソの自白をした。郵便不正事件では、厚労省職員10人が取調べを受け、そのうち5名が村木さんの関与を認めるウソの調書を取られた（村木厚子『私は負けない』中央公論新社2013年）。

裁判所は、被告人が自白していると安心して有罪にする。こうして、現在も、拷問・自白強要が続き、膨大なえん罪を生んでいる。

徹底して取調べ、拷問してでも自白を強要し、現実には自白を得ている。その自白によって真実が解明され、事件が解決する（場合がある）。だから、何が何でも自白を取るため

に躍起になる。自白絶対視の思想である。捜査側は、この思想に「確信」をもっている。これが、日本の捜査権力が営々として築き上げてきた歴史であり、未だに現実であるといわざるを得ない。

そこには、このようにして徹底的に取調べて、攻め上げれば上げるほど、逆に、ウソの自白を作り出し、塗り固め、えん罪をたくさん生みだし、真犯人も逃してきたという自白強要の負の側面が無視されている。

1980年代の警察拘禁2法案反対運動のときに、ある識者が、代用監獄で自白を強要してきた日本の制度について、江戸時代のお白洲裁判が未だに続いていると評したわけである。

5、近代刑事司法の基本原則—取調べの規制

取調べには、徹底的に取調べることによって真相解明する場合と、えん罪を生む場合の二つの側面があり、それは背中合わせの関係になっており、どこかで線を引く（取調べを規制する）必要がある。真相解明のためといって取調べを野放しにすると、必ずえん罪を生む。

えん罪は絶対にあってはならない。そのために、取調べは規制すべきである（拙稿「冤罪をなくすために」岩波書店編集部編『これからどうする 未来のつくりかた』2013年）。そのために、取調べの「真相解明」機能が制約されても規制しなければならないというのが、近代刑事司法の基本原則である。近代刑事司法制度は、取調べ・自白に頼り過ぎていた旧来の方法からの脱却を志向しており、取調べを野放しにしてはいけない、自白に頼り過ぎてはいけない（日本国憲法）というところから出発している。

ところが、日本の刑事実務は、この理念を十分に理解しないままに、今日まで来ているのではないか。「100人の真犯人を逃すとも、1人の無辜を罰するなかれ」という言葉があるが、「1人の無辜も罰したくないが、1人の真犯人も逃したくない」というのが捜査側の思いであり、それが実際には、「1人の真犯人も逃すまい」に収斂し、「1人の無辜も罰するなかれ」が空文句になっている。

しかし、「1人の無辜も罰しないが、1人の真犯人も逃さない」ということは現実には両立しないことを認識するべきである。

6、全面可視化を実現するために

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会は、取調べの可視化が中心テーマの一つであった。現在、作業部会で、裁判員裁判対象事件については全面可視化を原則とするが、その例外として、「捜査に著しい支障が生じるおそれがある」ときなどは全面可視化しなくてよいというような案を検討している。

可視化が取調べを妨げるときには可視化しないとする捜査側と、可視化は取調べを妨げない、捜査側にもメリットがあるとする弁護士側とは、いつまでも平行線で、かみ合わない。そうして、可視化が取調べを妨げる場合には可視化できない、そのような例外規定を

どう作るか、という土俵の上で議論が進んでいる。

大きく報道され世間が注目する凶悪犯罪事件のような場合、警察は面子にかけて突っ走る。被疑者が否認しても、何ともしも自白を取ろうとして無理をする。このような事件では捜査側は、上記の「例外」にあたるとして、可視化を実施しないであろう。このような事件こそ、えん罪を作ってきた歴史があるので、「1人の無辜も罰しない」ためには、全面可視化しなければならないのだが。

豊崎七絵准教授は、取調べの可視化が供述獲得を妨げる場合があること、それでも可視化すべきであることを正面から主張すべきであると指摘する（「『例外』設定は『可視化』に綻びを生む」法と民主主義2013年4月号）。

結局、このような例外規定では、「例外」に歯止めがなく、実際は原則よりも「例外」の方が多く運用にもなり得るだろう。全面可視化するしないについての取調べ側の裁量を許すのと実際には同じである。

渕野貴生教授は、「例外なき全過程可視化が、黙秘権に内在する権利内容として要求される」と指摘する（「『新時代の刑事司法制度』特別部会に対する批判的検討」法と民主主義2013年4月号）。

検討されている案は、従来の取調べの在り方を前提として、それを温存したままの中途半端な可視化論に過ぎない。取調べを規制しようという発想が全く見られない。そもそも、規制を受けるべき者が規制の仕方を決めるとするのは本来ナンセンスである。

捜査権力が事件ごとに捜査側の裁量によって可視化するしないを決める仕組みを手放そうとしないのは、未だに、限りない取調べの有用性に当局が「確信」をもっているからである。

この「確信」を揺るがせることが必要である。そのためには、従来の取調べの在り方にメスを入れ、取調べは規制すべきという近代刑事司法の原則に立ち戻り、捜査（取調べ）の妨害になる可視化も実施すべきであるというところに踏み込んで、捜査側にとってデメリットの場合も含めて全面可視化するという戦いを挑む必要がある。

「価値中立」論は、10年前なら一つの戦略だったかもしれないが、厚労省事件をはじめえん罪が続出し、根本的改革を迫られているはずの特別部会の議論としては、もっと前に進むことが求められている。

もちろん、取調べの根元に迫る戦いであるから、「大きな抵抗に直面することは必至」（前記豊崎論稿）である。しかし、マスコミはいま味方であり、大きなたたかいを構えるときは今を置いてない（拙稿「えん罪原因の解明から刑事司法の根本的改革へ」日弁連えん罪原因究明第三者機関WG編著『えん罪原因を調査せよ』勁草書房2012年所収）。

7、取調べの規制の具体的内容—拷問禁止委員会の勧告

では、取調べの規制は具体的にどうあるべきか。2007年拷問禁止委員会第1回日本政府報告書審査の勧告は、「**代用監獄**」、「**取調べの規制**と自白」の2項目で、その具体的な内

容を端的に示している。①長時間の取調べをやめる、②取調べの全面可視化、③取調べへの弁護人の立会い、④人質司法の打破、⑤代用監獄の廃止などである。

2013年5月拷問禁止委員会第2回日本政府報告書審査の最終見解でも、「実務上自白に強く依存しており、自白はしばしば弁護士がいない状態で代用監獄において獲得される。委員会は、叩く、脅す、眠らせない、休憩なしの長時間の取調べといった虐待について報告を受けている」「すべての取調べの間、弁護人を立会わせていない」「特に、取調べが続くことに対して厳しい時間制限がない」と指摘し、第1回審査の勧告を繰り返し、「取調べ時間の長さについて規定を設け、その不遵守に対しては適切な制裁を設けること」「刑事訴追における立証の第一次的かつ中心的要素として自白に依拠する実務を終わらせるために、犯罪捜査手法を改善すること」などを求めた。

この審査では、日本の刑事司法制度は「中世」と批判された。日本政府が、弁護人の立会いは「取調べの妨げになる」などの弁明を繰り返し、業を煮やした委員の一人が、「弁護人の立会が取調べに干渉するというのは説得力がない。…自白に頼り過ぎている。これは中世のものだ。日本の刑事手続を国際水準に合わせる必要がある」（アフリカ・モーリシャスのドマ委員・元最高裁判事）と指摘したのだ。

要するに、弁護人の立会いなどは「取調べの妨げになる」との日本政府の弁明と、**取調べの規制**を求める拷問禁止委員会の指摘が全くかみ合っていないのである。私は、日弁連代表団の一人としてそこに居合わせたか、「中世」とは、「前近代」という意味で、言い得て妙だと感心していた。

ところが、審査会の最後に上田秀明人権人道担当大使が日本政府を代表して挨拶し、冒頭、「中世」発言に触れ、「日本は、この（刑事司法の）分野では、最も先進的な国の一つだ」と開き直ったから、会場の失笑を買った。これに対して、上田大使は、「なぜ笑う。笑うな。シャラップ（黙れ）！シャラップ！」と叫んだ。国際的な議論の場（＝建設的な対話）に最もそぐわない、ふんぞり返った態度であった。会場は凍りついた。

ドマ委員の「中世」発言や委員会の最終見解（勧告）と対比すると、上田大使のシャラップ発言が、日本の制度がいかに世界から嘲笑されているか、わかっていないことを示している。国際社会で活動してきた日本政府の代表者がこのような認識でしかなかったのか、同席した日本人は驚きとともに、恥ずかしい気持ちでいっぱいであった。日本がこのジュネーブの国際連盟を脱退した時もこのような雰囲気だったのかと連想させ、日本は今後ますます孤立するのではないか、という危惧をもった（私のブログ『小池振一郎の弁護士日誌』「日本の刑事司法は『中世』か」に、1日で5万2千件のアクセスがあった）。

8、法制審特別部会の基本構想は撤回を

厚労省事件などの数々の不祥事を受けて検察のあり方検討会議が設置され、2011年3月、「『密室』における追及的な取調べと供述調書に過度に依存した捜査・公判を続けることは、もはや、時代の流れと乖離したもの」（29頁）との提言がまとめられた。これを受け

て、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会が設置された。従って、特別部会は、取調べの在り方にメスを入れ、いかに取調べを規制（適正化）するかが最大のテーマであったはずである。

ところが、審議の中で、①取調べの可視化は取調べを妨げる場合があるので捜査官の裁量に、②取調べへの弁護人の立会いは捜査の妨害になるとして、先送りに、③取調べ時間の制限については、「英国は取調べ時間が1時間程度。これでいいのか」と開き直り（弁護士委員は、1時間でいいとは言っていない）、全く無視され、逆に、捜査側は「取調べの可視化で真実解明されにくくなるから」という口実で、通信傍受、会話傍受、司法取引等を持ち出す（そもそも、中途半端な取調べの可視化は捜査の妨げにならないから、これらを導入する口実にもならない）という基本構想（2013年1月）がまとめられた。

特別部会は、現実にと調べを規制する絶好のチャンス到来であり、本来は、まず、取調べの在り方について集中した討議をすべきであった。そこで、取調べには、徹底的にと調べることによって真相解明する場合と、えん罪を生む場合の二つの側面があるとの認識をまず共有し、取調べを野放しにしないで規制すべきであるとする近代刑事司法の基本原則を共通認識として確認してから、出発すべきであった。

そうして、前記拷問禁止委員会の勧告を真摯に受けとめ、例えば、取調べへの弁護人の立会いについては、立会いの権限には、いろいろのパターンがあるので、どの程度立会い権限を認めるかなどを具体的に検討すべきであった。「必要的弁護人立会いと全面可視化は、適正手続保障の根幹として、令状主義の保障などと同じく、被疑者・被告人の処分権にかからしめることのできる性質のものではない」（渕野貴生「取調べ可視化の権利性と可視化論の現段階」法律時報2013年8月号）のであるから。

どうしてこのような状況になっているのか。五十嵐二葉弁護士は、特別部会が、委員の言いつ放しに終始し、部会として何もまとめない、議論を集約しないで、事務方（法務省）がすべて仕切り、議論を恣意的に整理し、まとめ、さらに都合よく変容させてきたと鋭く指摘している（「総論—法制審は何をすところか」法と民主主義2013年4月号）。要するに、部会（会議体）としての体をなしていないのである。

その結果、捜査当局の都合のいい基本構想になってしまった。委員でもある周防監督は、「警察、検察の方の話を聞いていると、いまだに旧来の取調べの機能にすがりついている。例外をいっばいつくりたいと言っている」と述べている（朝日新聞2013年6月15日付朝刊）。これでは、やはり日本が未だに「中世」と指摘されても仕方がないのではないか（私のブログ「法制審素案は『中世の名残り』か」には、半日で1万4400件のアクセスがあった）。

基本構想は撤回すべきである（拙稿「法制審基本構想は撤回すべき」法と民主主義2013年12月号）。いくつかの日弁連刑事関連委員会も同様の意見である（2013年8月1日付日弁連刑事拘禁制度改革実現本部ニュース29号サブタイトル「法制審特別部会は（拷問禁止委員会の）勧告に従って再出発を」）。全国の弁護士会の9割を超える39会が基本構想に反対

している（2013年9月17日付朝日新聞朝刊）。京都弁護士会、仙台弁護士会意見書や、村井敏邦氏ら刑事法学者100名の意見書も、同様である。

法制審特別部会の先行きは不透明。中途半端な可視化立法とならないように、捜査側の事件ごとの裁量を合法的に許すことのないように、国際基準をベースに審議し直すことを求めたい。私のブログによる「中世」発言、「シャラップ」発言の発信は、そもそも、この法制審特別部会に照準を当てたものであった。予想を超えてマスメディアが取り上げてくれ、やはりメディアは味方であると実感した。

「近代刑事司法が、このような自白に頼る古い手法を乗り越えて発展してきたものであるという歴史認識を共有し、日本の刑事司法はいまや**国際社会から恥ずかしいと見られていることを自覚すべき**」（日弁連パンフ「国連拷問禁止委員会は日本政府に何を求めたか」）であり、全国から基本構想撤回を求める運動を展開することが緊急に求められている。



裁判員裁判の感想と取調べ可視化

東京東部法律事務所 西田 穰

裁判員裁判が始まり4年が経過した。昨年も同様の書き出しで裁判員裁判の特別報告を書いたが、一昨年同様、昨年も3件の裁判員裁判対象事件を被疑者段階から受任した(罪名はそれぞれ現住建造物放火未遂、覚せい剤の密輸、殺人)こともあり、昨年に続き、その個人的感想を思いつくままに報告する。

但し、一昨年に経験した裁判員裁判対象事件3件はいずれも起訴されていたのに対し、昨年受任した3件のうち2件(現住建造物放火未遂、覚せい剤密輸)は不起訴(起訴猶予)で終了し、残り1件(殺人)については現在公判前整理手続中ということもあり、昨年のように事案の内容に踏み込んだ比較報告はできない。そこで、個人的関心から、起訴判断、保釈、そして取調べの可視化という3点との関係で、裁判員裁判に絡めて感想を報告したい。

1 起訴判断

起訴判断、と題するも、正直このテーマで報告をしていいものかやや躊躇がある。というのも、ここで報告をしたい結論は、裁判員裁判対象事件に関し、検察官が起訴判断に際し慎重になっているというものであるが、何ら数字的・客観的な裏付けはないからである。

但し、昨年不起訴となった2つの事件(覚せい剤密輸、現住建造物放火未遂)のうち、前者は明らかにえん罪であり不起訴は当然の結果であったが、後者はえん罪ではあるも、おそらく被害者供述その他の関係各証拠を検察官得意のストーリーで積み上げられてしまうと、無罪を導くことができるかどうか微妙な事案であった。

事案の概要を掻い摘まむと、被疑者は20代の知的障害を有する若者(男性)であり、被疑事実は、被疑者居住地の近隣の家屋に火をつけようとしたが、燃え上がるまでに至らず発見され、未遂にとどまったというものである。被疑者は一貫して否認(逮捕2日目に当番で接見し、その後黙秘)しており、また、被疑者が直接火をつけた事実を証明する直接証拠は存在しなかった。しかし、着火に近接した時間・場所にて被疑者が逮捕され、その際、被疑者がライターとたばこを所持していたこと、被疑者はたばこを吸う習慣のなかったこと、被疑者と被害者家族の間に感情的な確執があったこと(但し、この点は、被害者家族に、過去に知的障害のある被疑者を近隣から排除しようとしていたとも思える言動・行動があり、被害者家族の自作自演を示唆する事情にもなっていたことを付言する)、被疑者には過去に小火騒動の前歴があったこと、等の事情があり、検察官お得意の有罪ストーリーが構成されてもおかしくない事案であった(なお、上記説明は、被疑者にとって酷な記載になっていることを付言しておく。実際には、被疑者の供述態度は真摯であり、しかも知的障害から言葉の説明が上手でなかったため誤解を持

たれやすい人間性であったことが、前記確執や小火騒動に結びついている可能性のある事案であったことを強調したい。この報告が、不起訴処分を主題においているがために、有罪ストーリーをイメージしやすいように掻い摘まんだが、本件はえん罪である）。

本件は、被疑者が影響を受けやすい知的障害を有する者であり、しかもえん罪事件であったことから、弁護方針は当初から黙秘とし、弁護人が検察官と頻りに連絡をとって情報交換をしながら、不起訴を目指すこととした。20日間の勾留期間の間に、検察官と数回にわたり電話で連絡をとる中で、検察官から将来社会に戻った後の被疑者と被害者家族のコンタクトに懸念が残るとの話が出たため、最終的に、被疑者の家族から被疑者は遠くない将来において現在の住所地を離れ生活を始めることを目指す、という趣旨の上申書を差し入れた（背景に、上記のとおり、被害者家族は被疑者を蔑視しているような言動・行動があり、被疑者家族も被害者家族を苦々しく思っていたことから、本件に関係なく、被疑者を守るために被害者家族と関わらせたくないとの希望があり、上記上申書作成に抵抗がなかったということがある）。この上申書の差し入れがあったことのみではないと思われるが、その後被疑者は不起訴処分となった。

以上の経過に関し、仮に裁判員裁判でなくとも、直接証拠がなかったことや未遂にとどまり実害が大きくなかったことに鑑みれば、不起訴処分にとどまった可能性は十分にある。しかし、私と検察官の交渉において、私も多用し、検察官も時々口にしてきた言葉が「裁判員裁判」であった。裁判員裁判の現状は、決して無罪推定の原則を徹底しているとは言い難いと考えているが、他方で、選任手続で必ず説明される無罪推定の原則の影響を受けるかもしれない裁判員は、検察にとっても不確定要素のようである。

以上は、冒頭に述べたとおり、数字的・客観的裏付けがなく、決して自信をもって報告する内容ではないが、弁護活動に幅を持たせることができるようになったのではないかと考えたい。

2 保釈

保釈については、認められやすくなったとのいくつかの統計的な報告がある。私の実感としても、保釈は従前に比較し認められやすくなったと考えている。これまで経験していた裁判員裁判で、例えば、罪名が傷害致死罪で、身柄引受人がしっかりしており、しかも罪体を争っていない事案であれば（最後の自白要件を、保釈が認められやすい条件として列挙すること自体大変腹立たしいことではあるが、実態がそうであるためやむなく列挙する）、保釈は肯定的に考えてよいと思われる。

また、まだ係属中の事件である上記殺人事件でも、すでに2回の保釈請求と準抗告をしており、未だ保釈を認めてもらえていない状況ではあるも、公判前整理手続において、係属部の裁判長に対し、明快な裁判員裁判を実現するために保釈が実現するかどうか重要である点を説明した際、裁判長から検察官に対し、「保釈を認める方向はなかなか難しいのでしょうか？」といった言動がなされたということがあり（もちろん、自身に

権限がないことを前置きした上での発言である)、こういった保釈を前向きに検討する空気ができているのも裁判員裁判の効果といえるのではないだろうか。

3 取調べの可視化

今回の特別報告では、裁判員裁判についての報告を求められただけであるが、個人的に可視化実現を目指し活動をしているといった事情から、話がそれるも言及させていただきたい。

現在、法制審議会特別部会にて、新時代の刑事司法制度が議論されており、取調べの可視化は、そのメインテーマである(自虐的に言えば、あったというべきか)。しかし、議論の詳細は他の報告に譲り割愛するが、当初の全過程の録音・録画の議論はほとんど消え去り、例外論のみならず、取調官の裁量論までが登場し、二択を迫られるような議論状況にある(これらはもはや「可視化」ではない)。頼みは、PC遠隔操作事件が大きな影響を与えた国民・マスメディアの声と、特別部会の有識者の意見が可視化実現に向いていることであるが、同時に、運用として、可視化をしないと取調べに応じないといった弁護活動の積み重ねが必要である。

私の場合、刑事事件を受任した段階で、必ず可視化の申し入れをするが、それが必ず功を奏しているとは言い難い。実証が難しいという問題もある。ただ、少なくとも、裁判員裁判対象事件では、申し入れの有無にかかわらず取調べの録音録画を開始している事例が多く、加えて、警察・検察問わず、全過程を録音・録画せよと申し入れると、少なくとも検察では前向きに対応をしているようである。個人的な感想になるが、可視化は必ずしも弁護人に有利な制度ではないと考えている。しかし、不当な取調べを抑制するに最適な制度の一つであり、必ず実現をさせなければならないと考えている。

本筋から言えば、裁判員裁判如何に関わらず、不当な取調べを根絶するために制度的に取調べの可視化を実現すべきところであるが、捜査機関において、裁判員裁判対象事件については、録音・録画を受け入れようとしているという実態に鑑みれば、取り急ぎ、運用として、内容如何に関わらず裁判員裁判対象事件で必ず全過程を録音・録画させることで、法曹界全体に、可視化に対する抵抗感の減少、慣れを作り出す必要があるのではないかと考えている。

録音・録画の対象を裁判員裁判対象事件に限定する現在の特別部会の議論(厳密には、特別部会の議論は、「まず」裁判員裁判対象事件とのことであるが、将来的な拡大の見通し・段取りは立っておらず、裁判員裁判対象事件のみで終わってしまう危険性を秘めている)には強く反対していくべきであるが、運用として、裁判員裁判対象事件であることを積極的に利用し、事実上の可視化も強く進めていくべきである。

以上、まとまりのない文章であるが、裁判員裁判の個人的な感想を報告する。裁判員裁判制度自体は、まだまだ多々改善の必要性があると思われるが、以上の点と今年の特別報

告集で裁判員裁判制度の果実の一つと紹介した証拠開示の点を合わせ、今後、実践的な取り組みと制度改善を求めることで、従来の裁判官裁判よりも、より被告人の権利擁護に資する制度になりうる可能性を秘めていると考えている。より実践的な議論を積み重ねていくべきである。

以 上



◇都政・市民・環境

ぜん息医療費救済制度の 打ち切りは許さない

東京大気弁護団 原 希世巳

1 5年後見直し問題の始まり

東京大気汚染公害訴訟の11年にわたるたたかいによって、東京都は相被告の国、自動車メーカー、首都高会社とあわせて200億円の財源を確保して、ぜん息医療費助成制度を創設することとなった。制度は2008年8月に施行され、現在まで都内7万7千人の患者が認定を受けて健康保険の自己負担分が無料化されている。

気管支ぜん息については1990年代後半から吸入ステロイドによる予防的治療が格段の進歩を遂げ、死亡率は低減している。しかし患者は高価な薬剤を毎日服用し続けなくてはならない。終わりのない医療費負担は、往々にして診療抑制、それによる発作の頻発、失職など生活困窮、そしてさらなる診療抑制へという悪循環をもたらした。本制度はこの悪循環を絶ち、患者の自己管理の確立、生活再建、生き甲斐の回復など優れた役割を果たした。

これに対して東京都は2011年の秋頃から、和解条項の5年後見直し条項を理由に2013年9月以降、患者一部負担の導入を検討していることが伝えられた。しかし「5年後見直し条項」とは、和解協議の中では「大気汚染の状況、患者の発生状況、及び国の動向などを考慮して見直す」ものであることが確認されており、時限的な制度と考えているのではないと東京都は言明していた。

患者会は直ちに医療機関と連携して認定患者に事態を知らせ、全額助成の継続を求める患者の切実な声を知事宛のハガキ運動として組織し、東京都と交渉を重ねた。また都内の地域医師会を回って要請書を届けた。これらの運動により、東京都は2012年9月、「見直し作業は2013年8月以降開始する」として、2013年度は全額助成を継続することを約束した。

これにより2013年9月の一部負担導入は阻止することができたが、「見直し」問題の決着は1年間先延ばしということになった。

2 東京都が制度打ち切り方針を表明

2012年夏以降、私たちとしてはあくまでも本筋である国の責任による救済制度の創設の展望を切り開くことが重要と考えて、全国患者会と連携して請願署名運動、国会要請、

各会派の有力議員への働きかけなどの運動を展開した。しかし現実には打開しきれぬまま、再度「見直し」問題に直面していくこととなった。

東京都はこの制度がきわめて大きな社会的効果を上げていることを認め、「問題は財源のみである」と言って、「国やメーカーに再度の財源拠出を要請していくが、それが困難な場合は、制度を維持していくことは厳しい」との対応であった。

私たちはかかる事態を受けて2013年6月頃より再度東京都に対して交渉、要請行動などを再開した。患者は地域の病院、診療所、薬局を1軒1軒訪ねて、認定患者に要請ハガキを手渡してもらうよう要請した。反応は良好で患者からのハガキは2千数百通に達した。地域医師会にも再度訪ねて実情を訴えた。これを受けて全53医師会中41医師会が東京都知事宛の要請書を提出するに至った。都議会の与党会派への働きかけも強め、一定の協力体制を得ることもできた。

しかし東京都はこれらの世論、患者の切実な訴えを無視して、12月5日、都議会代表質問で次のような方針を明らかにした。

- ①本制度は2015年3月まで現行の医療費全額助成を継続し、以後は3分の1の助成とする。
- ②2015年4月以降、新規の認定を終了する。
- ③経過措置として、被認定者については2018年3月まで全額助成を継続する。

これは200億円の財源が尽きる2014年度末をもって新規認定を打ち切り、患者に2割負担を求めるものである。3年間の経過措置で我慢してくれと言っているわけだが、患者にとってはまたまた厳しい医療費負担に苦しむ悪循環の始まりであり、およそ承服するわけにはいかないことである。患者の必死のたたかいが始まった。

3 制度打ち切りには何の合理性もなし

東京都の言い分は以下のようなものである。

第1に「現時点で国やメーカーなどから財源拠出の回答が得られない以上、制度存続は不可能。東京都の責任分である3分の1のみは今後も継続することとし、給付も従来の3分の1になる。」という。

しかし、東京都はそもそも第1次訴訟判決（2002.10.29）に控訴を断念し、公害発生責任を認めたのであり、和解段階ではその立場からこの制度を提案し、国やメーカーらの財源拠出を求めて制度を創設したのである。国やメーカーが出さなければ3分の1の責任でよいなどというものではない。制度の維持は公害発生責任者たる東京都の責務である。

第2に「和解の時点では、ディーゼル対策が進み大気汚染は改善されていた。それでも過去の汚染による患者を救済する必要がある、国がやらないので都がこの制度を作った。当初想定の8万人近くが認定されているので、新規認定は終了する。」という。

これは完全に不当な事実の歪曲である。和解当時も未だ深刻な大気汚染が存在していたことは共通の認識であり、であるからこそ東京都も都内の自動車排ガス対策に今後も

努力するとして、和解条項では様々な具体的な対策を原告らに対して約束しているのがある。現在でも特にPM2.5の汚染は深刻であり、新規の患者が発生し続けている状況に変わりはない。しかも新規認定の打ち切りは「制度は高い評価を受けており、継続したいが、財源問題がネック」というこれまでの東京都の態度とも矛盾することが明らかである。

4 アリバイ的な財源拋出の「交渉」

東京都は昨年夏と11月に国やメーカー7社に制度継続のための財源拋出を要請に行ったが協力を得られていないとしている。

そこで私たちがメーカー側と接触したところ、いくつかのメーカーは「制度の存続のため社会貢献の見地からであれば検討の可能性はある。具体的な要請をしてほしい。」と都に回答していることが明らかになった。しかるに「その後、都からは何の話も無い」まま制度打ち切りの方針が発表されたことになる。

国については和解条項では救済制度創設に際し、公害健康被害予防基金から公健法の予防事業にあてるために60億円を拋出することとされた。「救済のためには支出しない」との彼らの「建前」と整合させる苦肉の策であった。ところが予防事業の用途は厳しく限定されているため、東京都は5年間で約20億円を使えたのみであった。そこで国は今回の都の要請に対して「40億円も残っているので追加拋出は困難だが、用途拡大の要望については検討しうる。具体的な提案をしてほしい。」と回答した。ところがそれに対して都から何もリアクションがないまま、今回の報道となり、国の担当者は衝撃的だったと述べている。

本来関係者に財源を拋出させるのも東京都の責任であるはずだが、このような状況を見る限り、東京都はアリバイ的に要請をしたのみとしか思われぬ。

5 この春、そして夏に向けてが正念場

東京都によれば、今後4月から8月まで条例の改正案を区市町村に示して協議を行い、9月の都議会で条例改正をおこない、来年4月から施行したいとのことである。

私たち弁護士団と患者会は、まずこの3月を一つの節目として東京都に不当な改正案を提示させないため、更に最終的には9月議会を睨んで、次のような両輪の運動に全力を挙げて取り組むことを確認している。

一つは、「新規認定打ち切り、患者2割負担は許さない、東京都の責任で制度存続を」との大きな世論を作って、東京都に方針変更を迫るたたかいである。継続的な対東京都交渉、連続的な都庁前座り込み、都議会各党派への働きかけ、マスコミ対策などに取り組むと共に、地域での認定患者との結びつきを広げ、また医師会、薬剤師会、医療機関、薬局などを中心に制度存続の世論を作っていくことである。患者達はできることはすべてやりきる覚悟で運動に取り組んでいる。

もう一つは、国やメーカーなどに財源の拋出を決断させるためのたたかいである。メーカーが財源拋出に協力し、国が予防基金の用途拡大を認めることとなれば、今回の東

京都の「方針」の前提が崩れることとなる。私たちは東京都に対して、真剣に「交渉」すべきことを迫ると共に、国やメーカーとも積極的に要請・交渉を続け、この点についての世論も喚起していく運動を進めていきたい。

築地市場移転問題の現在

東京法律事務所 中川 勝之

1 市場施設の竣工時期の1年延伸

都は、2013年1月8日、土壌汚染対策工事の実施に伴い、対策範囲を確定するために行った調査の結果により、処理する土の量が当初約28万立方メートルであったものが、今後調査を行う箇所も含めて約41万立方メートルに増加する見込みとなったことや、想定外の地下障害物等への対応が必要となったことから、2013年3月までとしていた土壌汚染対策工事の工期を最大1年間延伸することを発表した。その結果、2014年度中としてきた市場施設の竣工時期は1年延伸され、2015年度中となった。

2 豊洲整備費用が増大

その後、2013年1月末、豊洲新市場整備費が計画より574億円も膨らむことが明らかになった。都は、2009年2月に策定した新市場整備方針で豊洲市場の整備費を総額3926億円と公表していた。しかし、2013年度予算案を編成する過程で事業費を見直したとして、4500億円と見込んだ。土壌汚染対策費が86億円増の672億円、施設建設費が542億円増の1532億円、基盤整備費が66億円増の436億円にそれぞれ増大した。都は、東日本大震災を踏まえて防災対応力を強化した等と説明しているが、東日本大震災の際、新市場予定地で液状化現象が108カ所で発生していた。なお、都議会局が2010年8月に作成した築地市場現在地再整備費用は、中央区晴海への仮移転費用を含めて1460億円から1780億円に過ぎない。

さらに、2013年11月に一般競争入札を実施した豊洲新市場の建設工事4件は、管理施設棟を除く3件が参加者の辞退で不調となった。3件の合計予定価格は総額628億円であったが、2014年2月予定の再入札では都が予定価格を6割、400億円超の1035億円に引き上げることが12月末に判明した。大幅な上乘せは桁違いであり、震災復興、国土強靱化、東京五輪や活発な民需により、人件費と資材費が高騰しているという。豊洲整備費用は際限もなく増大していく可能性があり、他の東京五輪用のハコモノも含め、ゼネコンの食い物にされるであろう。

3 豊洲一部着工へ「安全宣言」

2013年12月24日、都は、豊洲新市場予定地の土壌地下水汚染対策が一部で完了したことを確認する技術会議を開催し、建設工事着工の「安全宣言」を行った。

しかし、都の安全確認の根拠である土壌汚染対策法は一般的な場所を前提としており、中央卸売市場建設は想定していないこと、土壌汚染状況の調査はきわめて不十分なままであること、都がこれ以上深く汚染が広がらないとしてきた「不透水層」内からも汚染が確認されていること等から、「安全宣言」には全く根拠がない。

4 築地市場移転反対・現在地再整備を求める

石原都政を承継した猪瀬都政は1年で崩壊した。

2013年の都議選で築地市場移転反対・現在地再整備を掲げた日本共産党は民主党を抜いて都議会第三党となった。東京五輪開催と築地市場移転反対・現在地再整備は矛盾しない。

築地市場移転問題の本質は、道州制を見越した市場制度の変質＝量販店・外食産業チェーンに奉仕する大規模な物流センター化を許すかにあり、蘇りつつある新自由主義・構造改革との闘いそのものである。改めて築地市場移転反対・現在地再整備を求めて奮闘していきたい。

自死遺族支援弁護団

2013年の活動報告

八王子合同法律事務所 和泉 貴士

1 はじめに

自死遺族の活動の最大の特徴は、階級横断的であることだと考えています。

貧困、過重労働、DV、児童虐待、健康問題、セクシャルマイノリティーのカミングアウト失敗など、自殺の原因は多様であり、自死遺族が抱える問題も多様です。所得が低い層の遺族もいれば高い層の遺族もいます。このような多様な出自を持つ遺族が自殺にまつわる様々な問題を契機に、自殺対策とは社会が有する構造的な矛盾を解消することに他ならないのだということを知り、階級横断的に取り組みを進める。そのこと自体に重要な意義があると考えています。2013年も遺族団体や他領域の専門家、行政などとの連携を重要視しながら以下の活動を行ってきました。

2 賃貸

既に何度かご紹介したとおり、賃貸物件で自死した場合、連帯保証人となっている自殺者の親族に損害賠償請求がなされることが少なくありません。10月に、神戸地裁尼崎支部でマンションで自殺があったことを黙って賃貸した大家に対して賃借人からの損害賠償請求が認められる事件がありましたが、判決文で自殺の事実は「嫌悪すべき歴史的事実」と記載されています。

自殺を嫌悪すべきもの、不気味なものとして次の賃借人に告知する義務があるとする国は世界的には少数派であり、自殺者やその遺族に対する安易な倫理的非難、ひいては、後述するようなヘイトスピーチにも似た権利侵害を生み出す元凶になりかねません。裁判などでは告知義務が生じる期間を可能な限り限定する方向での理論構成を行っています。全体的な傾向としては、かつてのような1000万円を超えるような過大請求は減少傾向であり、弁護士がこのような事件を積極的に受任してきた成果だと考えています。

3 生命保険

シンポジウム「自殺は自己決定・自己責任？－生命保険の自殺免責を中心に－」を開催しました。保険法51条は、自殺を原因とする死亡事故について、保険者は生命保険金の支払いを免責されると規定し、これを受けて、生命保険会社は契約から3年以内の自殺については保険金の支払いを拒否する運用を行っています。これにより、例えば、過労自殺で労災認定がなされても、住宅ローンの団体保険の支払いが受けられず、収入の途を絶たれローンを払えなくなった遺族が銀行から訴えられるといった事態も生じています。保険法51条の起源を遡ると、明治時代の商法に同様の規定を発見することができます。自殺は故意に保険事故を起こした場合、いわゆる故意免責の一種として免責が認められていたようです。しかし、過労自殺という言葉すらなかった明治時代と現在とでは、自殺をめぐる社会的評価は異なるというべきでしょう。WHOの調査によれば自殺者の96%程度は精神疾患に罹患しているとの報告があります。はたして自殺は本当に「故意」か、内閣府の自殺対策白書において自殺は故意ではないと記載されてからかなりの年月が経過しましたが、私たちが暮らす社会が自殺をどのように捉えるか、医学的、社会学的な理解は深まったと言えるでしょうか。また、保険会社は新しい保険商品を開発しセールスする訳ですが、このセールスに乗って新商品に乗り換えたがゆえに自殺免責の適用を受けてしまうといった事態も生じています。

法的には、精神疾患が重度の場合に免責を否定する裁判例が、奈良地裁、大分地裁などで出ています。医学的知見や心理学的冒険などの手法を利用しながら、保険会社窓口の水際作戦に対抗することが必要です。2013年は弁護士で取り組んだ事件が2件和解、1件提訴しました。

4 労災

自殺の原因として過労やパワハラ、セクハラは依然として大きな比率を占めています。特に近時は若者の労働条件が悪化し、若者の自殺率が増加傾向にあります。また、非正規労働者の増加に伴う正規労働者の業務負担の増加、長時間労働化を原因とする自殺も同様に増加傾向です。証拠保全、労災申請、民事損害賠償などを通じて自殺を生み出す大きな社会的要因一つである職場環境の改善を進めて行きたいと思います。また、自死遺族の多くが過労死防止法の署名活動にも積極的に参加してくれました。

その他、NPO法人ライフリンクが行った若者向け相談会にも参加しました。

5 事故物件サイト問題

「事故物件サイト」というものをご存知でしょうか。自殺や殺人事件、事故などがあった賃貸物件などについて、消費者の利益の名のもと、物件所有者や入居者に無断で情報をインターネット上で公開するサイトです。複数ありますが「大島てる」というサイトが有名です。以前から問題となっていた「事故物件サイト」ですが、最近急速に巨大化しつつあり、きわめて危険な状態が生まれています。

以下のような相談がありました（守秘義務との関係上、フィクションを交えています。）。

1 分譲マンションを20年ほど前に購入。他の入所者も親切な人が多く、家族ぐるみの交際を続けてきた。

2 息子が精神疾患を発症し自死。いじめや過労死の可能性も考えたが、直接の原因は不明。

3 近所には自死について伏せて、3日後にひっそりと葬儀を行う。ところが、葬儀前日に、息子の自死が「事故物件サイト」に掲載されていることが判明。住所、部屋番号に加えて、「練炭自殺」と死因まで明記される。TwitterとFacebookで更新情報を発信しているため、一瞬で全国に知れわたる。

4 どこから情報が漏れたのか、全くわからない。医療、警察、それともご近所か。誰を信じて良いのか分からず、家から一步も出ることができない状態に。家の前で地図を広げている人を見ただけで、胸が苦しくなり布団に倒れこむ日々が続く。

5 葬儀から1ヶ月後に、意を決して、「事故物件サイト」にメール。記事の削除を求める。

6 「事故物件サイト」から返答。「当社はWikipediaの思想に共鳴しています。削除要求には一切応じていません。」との一文のみ。

7 「事故物件サイト」が運営するブログに、こちらが送った削除依頼のメールが無断で転載される。匿名のネットユーザーからのコメントが集中し、炎上。「自業自得。」、「親の育て方が悪かっただけ。」、「次に物件を借りる消費者の利益をどう考えているのか。」などとコメントが殺到。

8 近隣住民から、「ネットで見たが、自殺をなぜ黙っていたのか。物件の価値が下がったことについてどう考えているのか。」と問いただされる。

9 これ以上住み続けることができず、マンションを売却、転居を余儀無くされる。

自死は本来、誰にでも起こりうる事なのですが、自殺の発生を契機にいじめやヘイトスピーチにも似た事態が生じることが少なくありません。個人的には「すまいの貧困の異形化の極み」とでもいうべき状況になっているように思います。安易に発信源に接触すればネットに全てのプライバシー情報が流れる可能性が極めて高いので、非常に慎重な対応が必要となります。

6 他の専門職との連携

神奈川県司法書士会と合同で電話相談会を行いました。

NPOライフリンクが開催した、若者の自殺に焦点を絞った相談会に参加しました。

足立区のパーソナルサポート、荒川区健康課等、自治体と連携しながら相談活動や事件処理を行いました。研修講師も担当しました。

その他、自殺対策NPOからの相談を適宜受けながら活動しました。東京多摩いのちの電話にも相談人を派遣予定です。

7 弁護団総会

セクシャルマイノリティーの自殺リスクについて、セクマイ当事者の方を呼んで学習しました。

UR高幡台団地立ち退き裁判で和解成立

八王子合同法律事務所 飯田 美弥子

1 家主であるURが、耐震改修が難しいことを理由として建物の取壊しを決定、当該号棟に住む住民らに立ち退きを要求し、2011年初めから裁判が闘われていたUR高幡台73号棟事件で、住民7世帯は、昨年12月25日、東京高等裁判所第22民事部において、本年6月末日までに各住戸を明け渡す内容の和解をした。

2 本件では、昨年3月28日、東京地方裁判所立川支部で、法理論的に不当というだけでなく、立ち退きにまで仮執行を認めるという、住民側に冷たい判決が出された。

住民らおよび弁護団は、一審判決は、自らの理論的な欠陥を覆い隠すべく、力で住民らをねじ伏せようとするものであるとして、全員で控訴し、高等裁判所で、審理のやり直しを求めた。

3 控訴審では、国政調査権によって初めて知ることができた、他団地の耐震改修状況を提出。73号棟のような高層棟では、過半数の団地で、住戸内補強を実施している実態を明らかにした。補強のために住戸を追われる住民も、大きな問題なく、同じ棟の中の他の住戸へ移転しているのである。

このことは、「用途廃止となる住戸に住む住民にとって不公平な結果となるから、住戸内補強の手段は取れない」という、UR側の説明が、いかに実態からかけ離れたものであるかを浮き彫りにした。

住民側は、一審で提出した、吉田克己早大教授の判例理論から見た意見書、耐震改修方法についての摺木勉意見書のほか、控訴審においても、複数の建築専門家の協力を得て、耐震改修の技術的可能性、経済合理性について、より踏み込んだ主張を展開した。

裁判所も、弁論を続行して、再考する姿勢を見せた。

しかしながら、既に約200世帯が退去した状況では、たとえ判決で7世帯の居住が

認められたとしても、危険な建物にわずかな人数が生活しているという現状を変えられるものではなく、その点が、裁判所を和解による解決に向かわせたと考えられる。

- 4 住民らは、一審判決では、即時退去のほかに賃料の5割増しの違約金支払いを命じられたが、今回の和解においては、当初の立退期限までに退去した住民らと同等の退去条件となった。転居先の斡旋も受けることができた。

すなわち、居住の権利がある者として、和解した内容である。

今回の立退き要求が出された当初は、73号棟は今にも崩れかねない、危険な建物のように喧伝されたが、実際には東日本大震災にも耐え、裁判を通じて、補強すればまだ十分に使用可能であることも明らかになった。

今後、同種事案にあつては、より早く、より多くの住民が団結して闘うことが有用であるという、重要な教訓を残した裁判であった。

先例のない裁判に立ち向かった7世帯の住民に、改めて敬意を表する。

2020東京オリンピック・ パラリンピック問題

あかしあ法律事務所 市野綾子

2013年9月、2020年オリンピック・パラリンピック（以下「2020オリンピック」という。）開催地が東京に決定した。

2020オリンピックを東京で開催するという都の計画は、見過ごせない多くの問題を抱えている。そのため団東京支部は、「異議あり！2020年オリンピック東京招致」集会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の一員として、2020オリンピックを東京で開催することについて異議を唱える活動をしてきた。

① 施設予定地のバスツアー

実行委員会は、2013年2月、晴海や葛西臨海公園などの開催候補地を廻るバスツアーを企画した。

ツアーで廻った一部を紹介すると、まず葛西臨海公園内には、都心にあるとは思えないほど広大な「野鳥の森」が存在する。この野鳥の森は、都民と東京都が協力し20年以上かけて豊かな生態系の森に育ててきたものであり、鳥類76種、昆虫140種、クモ80種、樹木91種、野草132種が確認されているほか、絶滅危惧種も多数生息している。自然は一度壊すと元に戻すのはほぼ不可能である。野鳥の森は、都心にいながらにして人々が豊かな生態系を身近に体験できるという点でも貴重な財産である。しかし、2020オリンピックのために、この森にカヌーのスラロームの施設を建設することとされているのである。

次に、霞ヶ丘の陸上競技場は1300億円をかけての「大改修」を行い、8万人規模常設スタジアムを建設するとされている。オリンピック終了後、こうした大規模の大会はどれほど開催されるのであろうか。この施設の維持費には血税が注がれるのである。このスタジアム建設に伴い、隣接地域の日本青年館、明治公園、霞ヶ丘都営住宅を撤去するとされていることも問題である。霞ヶ丘住宅には、1964年の東京オリンピックのときに陸上競技場建設のために移住させられた住民が居住しているが、この住民たちは、またオリンピックのために移転を余儀なくされてしまう。

② 異議ありシンポジウムの開催

2013年3月には、異議を唱える都民の存在を周知するための集会（シンポジウム）を開催した。IOC委員会は招待に答えてもらえなかったが、会場がいっぱいになるくらいの参加者と報道陣で、NHK、TBSのニュース、MXテレビで報道されたほか、朝日新聞、毎日新聞、東京新聞、赤旗新聞に報道された。異議を唱える都民の存在を周知する一助になったと思う。

集会では、東京の夏は熱中症になるほどの暑さであるにもかかわらず、立候補ファイルでは、開催期間について「アスリートが最高の状態でパフォーマンスを発揮できる理想的な環境」と謳っていることや、選手村が防潮堤の外側に建設されること、上記野鳥の森の破壊問題、東京招致計画は、都民の日常的なスポーツの場を奪うものでありオリンピック憲章の「スポーツを行うことは一つの人権である」という理念に逆行していることなど、立候補ファイルの検証を中心におこなった。

③ カウンターレポートの提出

集会と同時期の3月、上記のような様々な問題点を具体的に訴えたカウンターレポートをIOCに提出した。

④ 声明、招致委員会に対する質問状送付と面談

5月、猪瀬都知事が2020オリンピック開催立候補都市であるイスタンブールを批判する発言をした。知事の発言は、トルコをはじめ世界中の人々から、日本国民はイスラムに対して偏見をもっていると受け止められてしまうのではないかと強く懸念されるものだった。こうした発言に対し、実行委員会は、東京都はオリンピック招致の資格がないとして、招致を辞退するよう求める声明を出した。

さらに同月、招致委員会に対し、立候補ファイルをはじめ開催計画の具体的な問題点や疑問点について質問状を送付し、対面での説明を求め、同時に当方の意見を訴えた。

こうした中、2013年9月、2020オリンピックの東京開催が決定した。この決定は、東京招致委員会が福島原発の危険性、過酷な気象条件、自然破壊が指摘される施設計画、計画全体にかかる費用、大会終了後の施設維持費や仮設施設を壊す前提であることなど、開催都市選択に重要な影響を及ぼす情報を公開せずに招致活動をすすめてきた結果であると考えられる。本来であれば、実際の計画の中身がきちんと国内外に情報開示され、

的確な情報を前提とした議論を経たうえでの決定でなければならなかったはずである。

いま日本では、東日本大震災からの復興、汚染水問題をはじめ福島第一原子力発電所事故の収束、原子力に依存しない新しいエネルギー政策の構築、震災に強い都市設計など、国民が安心して生活できる国造りが極めて立ち後れている状況である。加えてスポーツ施設の老朽化、利用料金の高騰など、一般市民がスポーツを享受する環境が整っているとは言えず、とても心からスポーツを楽しめる環境にはない。これらの山積する課題を早急に解決することは多くの都民の切実な願いであるばかりではなく、オリンピック・パラリンピックの開催都市にふさわしい東京の姿でもある。

今後、実行委員会は、開催計画が具体化されていく中で、こうした開催計画の問題点をより世論に周知し、私たち国民が問題点を把握しオリンピック開催計画について考えることができるように活動を広げていく。そのためにも、開催計画の情報を開示させ、的確な情報をもとに議論を広げていくことが重要である。そうでなければ、開催計画の修正すら実現は困難であろう。

2014年1月、実行委員会の名称が、「2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」に決定した。2月には組織委員会と面談して開催計画が抱える問題点を指摘し、情報開示の必要性を訴えていく予定である。5月をめどにシンポジウムを開いて、開催計画について都民が議論できる場をつくり、運動をひろげていく。これまで以上に実行委員会の主張を生かしていくことが求められている。

「国立市の元市長に対する求償」は許されない～真の住民自治を問う

国立求償事件弁護団 窪田 之喜

1 景観破壊とたたかった国立市民

1999年4月、国立市民は、景観政策を積極的に掲げた上原公子市長を選出した。この年の7月、M社は、国立市民が最も大事な景観として育ててきた通称大学通りの南端の土地（本件土地）を買占め、14階建・高さ44m・343戸のマンション（本件建物）建設にかかった。

国立市民と国立市は、この地域に建物の高さが並木の高さ20メートルを超えないとする地区計画をつくり条例化して対抗した。M社は、同条例制定前に着工し建築を強行したので、本件建物が同条例の違反建築物となるか否かが問われ、「違法建築」、「20メートルを超える部分の撤去」を命じる判決などが連続したが、上級審で否定された。

M社が国立市を被告とする訴訟では、2005年12月、東京高裁が地区計画条例の適法、既存不適格化による3億5千万円の損害請求の棄却、信用棄損等2500万円の損害賠償請求のみ認容との判決を出し、最高裁で確定した。国立市はM社にこれを支払い、M社は同額を寄付して、一連の争いは決着した。

2 住民訴訟から求償訴訟へ

2009年5月、4人の市民により、国立市がM社に支払った遅延損害金を含む3123万余円は、上原元市長の不法行為による賠償金であり、国立市は元市長に求償せよとの住民訴訟が提起され、翌年12月、東京地方裁判所はこれを認容する判決を下した。国立市は控訴したが、2011年4月の市長選挙で当選した新市長は、同年5月、控訴を取下げ一審判決が確定した。

確定した住民訴訟判決の義務付で、国立市が原告となり、上原元市長を被告として損害賠償金を求償しているのが本件訴訟である。事態は、住民自治内部の争いとなった。

3 国立市の主張（住民訴訟判決）

国立市は、概略以下の4つの行為を被告の違法行為と主張している。

第1行為 被告が、1999年7月3日、ある懇談会で、本件建物の建設情報を話し、「行政は止められない」などと発言し、反対運動が広がった。

第2行為 被告は、国立市景観条例に基づく行政指導から、地区計画及びその条例化による強制の方向に市の方針を変更させ、2000年1月24日、地区計画を告示・施行し、同月31日、臨時市議会を招集して地区計画を条例化させ、翌日、公布した。

第3行為 2001年3月議会で2度、前年12月の保全事件高裁決定をもとに、本件マンションが違法建築である旨発言した。

第4行為 1999年12月のテレビインタビューの発言、2000年12月27日、建築指導事務所に本件建物を違法建築とした高裁決定を尊重する指導を求め、同年7月には、東京都知事に文書で、電気、ガス、水道の供給承諾を留保するように要請し、2001年12月、東京都建築主事の本件建物の検査済証交付に抗議した。

これらの行為は、全体的に観察すれば、適法な本件建物の建築販売を阻止する目的で、これを妨害するもので、行政の中立性及び公平性を逸脱し、行政の継続性の視点を欠いた急激かつ強引な行政施策の変更であり、異例かつ執拗な目的達成行為であって、社会通念上許容される限度を逸脱した国家賠償法1条1項に規定する違法があり、違法となる基礎的事実を認識してM社の営業活動を妨害したので、重大な過失がある。

4 「大学通りの景観を守れ」は「オール国立」の声・・・その憲法論

本件建物は、大学通りの優れた景観を商品価値に取り込みつつ景観全体を壊すものであった。「大学通りの景観を守れ」は、国立市民、国立市、首長、議会、まさに「オール国立」の声であった。

本件訴訟で被告は、国立市の主張・住民訴訟判決が憲法論としても極めて偏頗なものとなっており、「景観を守れ」の声に憲法上の位置を与えるべきことを以下のように主張し

てきた。

憲法の観点からは、「①憲法上、『営業の自由』は『公共の福祉』により広範な制約を受け、『公共の福祉』には、景観利益（判例上も認められた）・景観権の保護も含まれ、②景観保護を重視してきた国立市が、本件訴訟で、『営業の自由』のみ強調し景観保護を論じないのは明らかに間違いであり、③被告の一連の行為は、景観保護のための行為であり、営業活動妨害目的行為ではなく、憲法92条の『住民自治』の営みである」とまとめられると。

また本件は、国立市長が、住民訴訟の控訴を取り下げ、住民訴訟の補助参加人であった被告の控訴審での公正な裁判を受ける権利を妨害して、住民訴訟を確定させたことを前提としている。従って、本件訴訟は被告の公正な裁判を受ける権利の実現という意味でも、重要な憲法裁判となっている。当然、地方自治法242条の3が規定する、住民訴訟の参加的効力も被告には及ばない。被告は、住民訴訟の判決に制約されることなく、憲法論、事実と事実、違法性・責任等全面にわたって主張し立証してきた。

5 法廷で明らかにされた住民自治の姿

国立市は、地区計画による建築物の高さ制限には「都知事の事前協議」が必要と考えていた。しかし、同年10月22日に都庁を訪ねた住民は、前年の都市計画法令の改正で建物高さ制限を含む地区計画が市独自で決定できると知った（元桐朋学園理事証言）。

住民側は、直ちに都市プランナーのIを中心に地区計画素案作成にとりかかった。Iは、専門家として「お互いが自主規制してこそまちづくり」と考えていた。桐朋学園敷地も計画区域に入れて同学園の了解をとり、「低層住宅地区」の地権者から15メートルの当初案より厳しい10メートル制限案が出されて、Iは、この地区計画が「いける」と実感した（I証言）。

Iらの地区計画案は11月11日に完成し、同月15日、地権者の82%の賛同署名を得て、国立市に提出された。行政がこれを積極的に受け止め、地区計画決定し、条例化した事実は、第2行為に記されたとおりである。

6 元市長の行為には違法性も責任も無い

原告国立市の主張は、前記4つの行為に、「中立性及び公平性の逸脱」など「3つの基準」をあてはめ、「全体的に観察すれば違法」とするものであるが、以下のとおり誤りは明白となった。

景観保護か巨大マンション建設か、政策選択・実行に中立性はない。景観保護を開発に優先させる国立市民の意思は、景観推進派の被告を市長選出したことに十分示されていた。またそれは、M社のマンション計画を変更するように市議会に請願した5万人余の署名、地区計画とその条例化を求めて請願した7万人余の署名と、それぞれ市議会で採択したことに示されていた。

「急激かつ強引な行政施策の変更」との主張は、第2行為の、指導助言から地区計画・条例による強制への変化を指すものと考えられる。しかし、法廷証言は、最も困難な、地区

計画素案をつくる作業、これに対する地権者の圧倒的な同意、しかも驚くべき短時間での実現、まさしく住民提案に基づく自治のまちづくりの姿を明らかにした。職員と市長、審議会、議会などの迅速な行動は、住民・地権者のこうした動きに誠実且つ迅速に答える物であった。

第3行為の司法判断を引用した議会答弁、第4行為の司法判断の尊重を求める要請等には、なんらの違法性もない。

法廷証言で住民自治の姿が明確となり、市長の扇動であったかのように語られた第1行為の主張も色褪せてしまったと言える。元々、大学通りの景観を破壊する巨大マンション建設の情報をいち早く市民に伝え、住民自治の課題として提起することは、市長の当然の責務であって、何ら非難されるべき行為ではなかったのである。

自治体首長は、組織的判断と自らの決断で行動する執政者であり、被告に自治体に対する背信行為や私的な利益を図る行為がない以上、国賠法上の「重過失」責任を問われない。また、高裁決定や地裁判決で本件建物が地区計画条例違反の違法建築であるとの判決が続けて出されている状況の下で、そのような考え方を表明し行動することは、違法性の認識を否定するものであり、この意味でも故意・重過失ある行為とは言えない。

7 結審、判決期日の変更、議会の債権放棄議決、弁論再開申立

(1) 結審、判決期日の変更

昨年9月19日、訴訟は結審し、12月24日、判決言渡となっていた。しかし、判決期日の迫った12月13日、判決期日が年明けの本年2月27日に変更された。実は、この直前、12月上旬中に、次に述べる債権放棄議決の準備が進行していた。

(2) 放棄議決

2013年12月19日、国立市議会は、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、「東京地方裁判所平成21年（行ウ）第249号損害賠償事件（住民訴訟）によって認定された、国立市の上原元市長に対する国家賠償法第1条第2項に基づく求償権としての3123万9726円及びこれに対する2008年3月28日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金」の放棄を議決した

国立市議会として、「元市長に対する求償事件の法的判断の複数の可能性が考慮されるところとしても、住民自治のあり方として、議会の意思を明確にして、ここで紛争を終結させ、未来に禍根を残さず、市民の財産としての景観を形成する街づくりを推進していくため」、司法判断とは別の自治政治的判断として、債権放棄を議決したものである。

(3) 平成24年最高裁判決から見る放棄議決の有効性

住民訴訟に関する債権放棄議決の有効性は、平成24年4月20日最高裁第2小法廷判決が判断している。

最高裁判決は、「地方自治法においては、普通地方公共団体がその債権の放棄をするに当たって、その議会の議決及び長の執行行為（条例による場合は、その公布）という手続き的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接

の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものというべきである」とし、例外的に、その議決が「裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となる」と結論を下している。

その例外的な「裁量権の範囲の逸脱又は濫用」の判断基準については、「個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、事後の状況その他諸般の事情を総合考慮して」（性質、内容については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けたものの帰責性等が考慮の対象になる）「これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱またはその濫用に当たると認められるとき」は、その議決は違法となり、当該放棄決議は無効となると判示している。

(4) 本件放棄決議の有効性

先の最高裁判決の趣旨にのっとり、同判決が示した放棄議決を違法・無効とする基準である「財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響」、「議決の趣旨及び経緯」、「当該請求権の放棄又は行使の影響」などから検討しても、本件債権放棄議決を例外的に「権限の濫用」で「違法・無効」とする何らの要素もないことが、明らかである。

(5) 放棄議決を執行しないことは権限の濫用、本件請求は信義則違反（予備的主張として追加）

債権放棄は、議会の「実体的判断」のみでは完結せず、首長の執行行為を必要としているが、議会と首長という関係において、その「実体的判断」権は議会に委ねられているとの考え方が、最高裁判決の見解である。

従って、この最高裁判決によれば、議会の放棄議決が無効でない限り、首長はこれを執行する義務がある。市長は、被告に対して、形式的にはまだ求償権があるとしても、求償権は実体のない形式的なものに過ぎないものとなったのである。

そこで被告は、議会の放棄議決を踏まえて、弁論の再開申し立てを為し（本報告執筆中、これを準備している。）、予備的主張として原告の権限濫用ないし信義則違反の主張を加えることとした。理由は、以下の通りである。

議会の放棄議決を無視して求償権を行使することは、まさに形式的権限の濫用に外ならない。あるいは、形式的なものに転化した「求償権」をなお行使すること、ないし「債権放棄の意思表示」をしないことは、住民自治の内的信頼関係に違背する行為として、信義則違反である。

前記最高裁判決によれば住民訴訟による求償権行使の義務づけの効力も、債権放棄議決によって失われると考えられる。原告の訴訟追行は、議会による債権放棄議決により不存在ないし消滅している求償権を、従って、「住民訴訟で義務づけられた権限」が形式化し、実体のないものとなったものであるにもかかわらずこれを行使するもの

であって、まさに権限を濫用するものであり、信義則違反である。

8 迫る判決、住民自治の再確立へ

本件は、M社の乱暴な景観破壊行為に対し、「オール国立」としてたたかってきた住民自治の内部での争いとなっている。しかも、それは首長と議会という二元代表制を補完する直接民主制の一形態である住民訴訟の結果としてもたらされている。まさに、住民自治の謀殺とも言える危機的事態が進行しているとも言えるのである。住民訴訟判決と議会による債権放棄議決の問題が、昨年4月の最高裁判決でとりあげられ、住民訴訟制度の真価が問われている。その状況下で、本件もまた、住民訴訟制度と住民自治のあり方が問われる事件となっている。

結審の法廷で被告は、本件が国立市と国立市民、市民自治の不幸であると指摘し、国立市民、全国の人々が「希望をもって自治の主体者となれるように」と訴えて陳述を結んだ。本件訴訟を正面から取り組んできたことが議会の住民自治を重視する会派・議員に反映し、議会議決が訴訟に反映するという事実上の連携となっている。本件を、真の住民自治を問うものとして、住民訴訟制度をも真に確立する裁判として結実させたい。

カネボウ白斑被害救済への取り組み始動

代々木綜合法律事務所 松本 恵美子

2013年7月、大手化粧品メーカーである(株)カネボウ化粧品が、美白に効果のある物質として開発したロドデノール入り化粧品(以下「本件化粧品」という。)の回収を発表した。皮膚科医らの意見により、カネボウが従前より把握していた本件化粧品使用後の白斑発生の原因が本件化粧品にあることを、認めざるを得ない状況になったからである。

回収対象となった本件化粧品は、関連会社の製品も含め54種と多数で、カネボウが把握している被害者数は、2013年11月24日の時点で1万6864人にも上っている。

本件化粧品は、2008年1月、医薬部外品として承認されており、ロドデノールも新規医薬部外品有効成分として、審査されている。ロドデノールは、類似化学構造をもつ物質による白斑発症例があることをヒントに、美白成分として化粧品への配合が考えられたものであるが、承認審査の場では、その白斑は治癒したとのことで、白斑発生事象について、十分な検討がなされなかった。治癒しなかった症例報告(1998年)が存在したのにである。

しかし、類似物質で有害事象が認められるのであれば、安全性が確認されるまで世に出すべきではない。問題となる有害事象が起きないことを確認する試験をせず、被害が起きた後に回収するという方法は、消費者をモルモットにすることで、許されない。

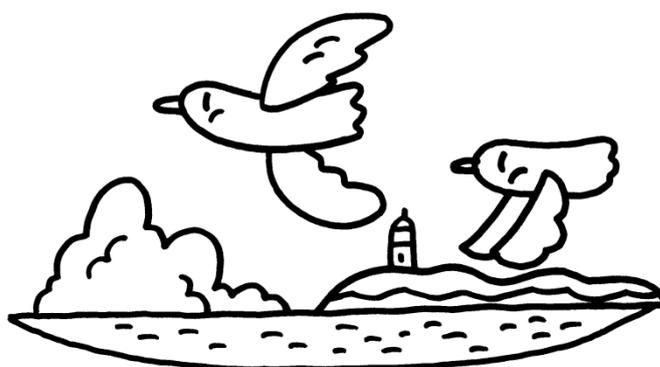
2013年秋ごろより、全国各地でカネボウ白斑被害救済に取り組もうとする動きが現れる中、東京では、消費者問題に取り組む弁護士有志が、10月末、弁護団準備会と勉強会を開催した。東京支部団員も、これに関わり、被害救済弁護団員となっている。

弁護団は、11月18日と28日に110番活動を行い、12月7日、被害者説明会を開催した。12月下旬より被害者からの聞き取りを進め、現在、被害状況を集約・分析しているところである。

被害は、多様であるが、多くの被害者が、容貌の変化のため多大な精神的苦痛を受けている。そして、人目を気にしたり、紫外線による悪化を恐れ、外出を控え、人との交流に消極的になっている。また、被害者の多くは、白斑をカバーする特殊なファンデーション（肌色の化粧品）を塗ったり、マスクやメガネ等で白斑を隠しているが、白斑が隠せればよいというわけではない。たとえば、洋服の販売員であったある被害者は、手の白斑をファンデーションで隠していたが、商品が汚れていると返品となり、退職を余儀なくされている。他にも、飲食店で接客から外されるなどして、職業を失ったケースも散見される。

カネボウは、製品を回収した場合には、回収分の商品価格を支払い、本件化粧品使用を原因とする白斑であるとの診断書を提出した被害者については、治療実費を支払っている。しかし、慰謝料等を含む被害の完全な救済のために、いかなる方針をとるのか、現時点では明らかにしていない。

先に起きた茶のしずく石鹼による重篤な小麦アレルギー発生事件も、医薬部外品によるものであるが、化粧品は、危険を犯してまで開発する必要も、使用する必要もない。このような事件が繰り返されないためにも、弁護団は、被害の完全な救済をめざす活動に取り組んでいく。



◇団の将来

給費制復活を目指して ～一喜一憂の2013年とこれから～

あかしあ法律事務所 野口 景子

1 給費制廃止から2年

給費制が廃止されて早2年。貸与制世代としては3代目となる第67期司法修習も開始された。

初代貸与制世代の新65期生として修習生活を送った私から見ても、修習生たちの間には漠然とした憤りと諦観がない交ぜになった空気が漂っているように感じる。相変わらず、貸与金で奨学金を返す多重債務者の修習生がいたり、片道2時間かけて実家から通い体調を崩す修習生がいたり、果ては司法試験に合格したのに修習に行かないという人も最早珍しくなくない。

2 給費制と2013年

(1) 政府機関の動向と兼業禁止の緩和

2013年は、給費制復活を求めて活動するメンバーにとって、慌ただしい一年だったように思う。運動に一喜一憂は禁物だとは知りながら、未熟者な私は喜んだり、腹を立てたりの繰り返しだった。

4月、法曹養成制度検討会議の中間的取りまとめに対するパブリックコメントが実施され、圧倒的多数の意見が給費制復活を支持する結果となった。しかし、7月、検討会議の上部機関である法曹養成制度関係閣僚会議は「貸与制を前提」に、修習地への引越費用の支給、集合修習中の寮の確保、兼業禁止の運用緩和という3つの措置をとるとの方針を発表した。パブコメの多数意見が無視されることは想定の内だが、兼業禁止の運用の緩和は明らかな制度後退だった。「運用の緩和」とはいうが、実際には兼業禁止そのものの緩和というべきもので、実際に67期から一部兼業が認められるようになった。平日はフルタイムで修習に従事し、土日は厳しい就職活動に追われる修習生たちに兼業を認めることは、修習の充実を妨げることはもちろん、個人的には、修習生の健康までも害する事態を招く恐れがあると考えている。

その後、9月から始まった法曹養成制度改革推進会議は閣僚会議のスタンスを継承しており、大逆転の余地は益々狭められたという感さえあった。

(2) 政党の動き

しかし、負けてばかりかというところではない。

6月、自民党の司法制度調査会が発表した中間提言は、修習生に対する経済的支援として、給費制の復活も選択肢の一つとして挙げた。同提言は、「三権の一翼を担う司法における人材育成の根幹を成す制度負担について、本来財政的事情のみで私費負担とすべきではない」というそもそも論も示し、修習の受益者負担論を牽制した。

また、同じ時期、公明党の法曹養成PTでも意見書が発表され、「少なくとも研修医に準じてその経済的支援を行うべき」とのスタンスが示された。

これらはいずれも、政府内に設置された検討機関に対し、政権与党の内部から異論が出たという格好だ。給費制復活を求める陣営としては、政治の場で働きかける余地が残されていることを確認することができ、その後の活動のヒントとエネルギーを得ることができた。

(3) 衆議院法務委員会での質問

さらに10月には、衆議院法務委員会で、約30分にわたり給費制を含む修習生に対する経済的支援について質問がされた。修習生の経済的な窮状や、貸与金が収入扱いされて親族の扶養から外れてしまう問題、さらに給費制を廃止して貸与制を導入しても予算圧縮の効果が思いの外小さいという点に至るまで、質問は多岐にわたった。

この質問が実現した背景には、ビギナーズ・ネット（給費制復活を求める学生や受験生、若手弁護士のネットワーク）の要請があった。

国会開会中、週に2回、早朝から議員会館前で実施してきたあいさつ運動は「若いお兄ちゃんたちが旗を掲げてデモをしていたので、ご覧になった方（国会議員）も大勢いらっしゃる」ものとして紹介された。そんな表現で委員会出席者に伝わるほど若手の運動が国会内で認知されていたことに、正直驚かされた。

3 2014年へ

そうして、現在、推進会議の下部機関として設けられた法曹養成制度改革顧問会議の場で議論が続けられている。

貸与制ありきで進もうとする顧問会議に、国会議員の力を借りながら歯止めをかけ、返還の必要のない金銭の給付を認めさせるために、運動体は限られた情報を頼りに議員会館前や集会場での呼びかけを続けている。

単に運動を続けるだけでは給費制復活という結果は得られないだろう。しかし、愚直に地道な活動を続けながら、突破口となりそうなチャンスを逃さず、新しい運動に打って出ることを続けなければ、給費制復活のチャンスさえ掴めないというのもまた事実であろう。

2013年8月に全国4地裁で提起された給費制廃止違憲訴訟は、この東京でも1月に第一回期日を迎えた。118名の原告に対して、実働できるメンバーは決して多くないが、原告に個別に連絡をとれば給費制復活に向けた熱い思いをしたためたメッセージが返ってくる。自由な活動が許されない事務所で肩身の狭い思いをしながらも訴訟に参加する原告も少なくない。だからこそ、幸いにも実働が許されるメンバーの一人として、

一つでも多く現場の声を拾い、法廷に、さらには市民や国会に事実を届け、給費制の廃止が人権と司法の独立の憲法上の要請に照らし許されないという理論の構築に尽力しなければならないと考えている。修習を終えたばかりの66期とも力を合わせ、これから本格化する法廷での闘いに備えているところだ。

地道な活動を続けてきた運動体と、事実の掘り起しと理論の構築を目指す訴訟団が力を合わせ、諦めることなく闘いを続けていきたい。

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002

東京都文京区小石川2-3-28-201

電話 03(3814)3971

FAX 03(3814)2623

URL <http://www.jlaf-tokyo.jp/>